

第2編 応急対策・復旧復興編

第2編 応急対策・復旧復興編 目次

第1章 震災応急対策計画	1
第1節 自助・共助による災害対策	3
第2節 災害に強いまちづくりの推進	5
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	10
第4節 応急対応の実施	21
第5節 災害情報の収集・伝達	41
第6節 医療救護等対策	49
第7節 帰宅困難者対策	56
第8節 避難対策	59
第9節 災害時要配慮者対策	69
第10節 物資供給・輸送対策	72
第11節 市民生活の早期再開	78
第12節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	92
第13節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	94
第2章 風水害応急対策計画	97
第1節 自助・共助の災害対策	99
第2節 公共施設等の災害対策	100
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	101
第4節 応急対応の実施	103
第5節 災害情報の収集・伝達	108
第6節 医療救護等対策	117
第7節 避難対策	118
第8節 帰宅困難者対策	122
第9節 災害時要配慮者対策	123
第10節 物資供給・輸送対策	125
第11節 市民生活の早期再開	127
第12節 龍巻等突風対策	129
第13節 雪害対策	132
第3章 火山噴火応急対策計画	135
第4章 複合災害応急対策計画	141
第5章 大規模事故応急対策計画	145
第1節 大規模事故応急活動体制	147
第2節 大規模火災対策	149
第3節 危険物等災害対策	151
第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策	154
第5節 農林災害対策	162
第6節 道路災害対策	164
第7節 鉄道事故災害対策	166
第8節 航空機事故災害対策	168
第6章 災害復興計画	171

第1章 震災応急対策計画

第1節 自助・共助による災害対策

【方針】

- 「自らの命は自ら守る」という「自助」の考え方、「近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う」という「共助」の考え方に基づき、市民、地域組織、事業者等による防災力の向上を図る。
- 大規模災害時に、災害ボランティアの応援を円滑に受け入れ、活動環境を早期に確立できるよう、関係機関の連携体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助・共助による応急対策の実施	市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業者
第2 災害ボランティアとの連携	危機管理班、福祉政策班、社会福祉協議会

第1 自助・共助による応急対策の実施

市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業者等は、次の例をはじめとした自助・共助による応急対策を実施する。

実施主体	応急対策の例
市民	①初期消火の実施 ②漏電防止策の実施（電気のブレーカーを切る、電源コードのプラグをコンセントから抜くなど） ③ガス漏れ防止策の実施（ガスの元栓を閉めるなど） ④自主防災活動への協力 ⑤市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力
自治会 自主防災組織 自主防犯組織 等	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③避難行動要支援者等の安否確認、救出・救護の実施 ④集団避難の実施 ⑤避難所運営活動の実施 ⑥市、防災関係機関、救助隊等への協力
消防団	①消火活動の実施 ②救助活動の実施
事業者	①従業員、施設利用者等の安全確保 ②従業員等の安否確認 ③救出・救護の実施 ④救助隊への協力

第2 災害ボランティアとの連携

1 市災害ボランティアセンターの設置・運営

市（危機管理班、福祉政策班）は、災害発生後、可能な限り速やかに市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを市民会館に設置する。ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

実施主体	役割
市	①災害ボランティアセンター（市民会館）の設置、運営支援
市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの運営 ②ボランティアの受入れ ③派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等のコーディネート

第2節 災害に強いまちづくりの推進

【方針】

- 応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。
- 公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。
- 公共施設等の管理者は災害時に、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動が実施できる体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 公共施設等の応急対策	危機管理班、公共施設管理班、農業振興班、開発審査班、建築審査班、埼玉西部消防組合、防災関係機関、医療機関、公共施設の管理者、社会福祉施設の管理者
第2 復旧対策	企画班、財政班、各班

第1 公共施設等の応急対策

1 公共建築物

- (1) 被災建築物応急危険度判定*及び被災宅地危険度判定*

市（公共施設管理班、開発審査班、建築審査班）及び防災関係機関は、余震等による二次災害の防止と使用の可否を判断するため、所有又は使用する建築物について被災建築物応急危険度判定を行う。また、土地については被災宅地危険度判定を行う。
- (2) 応急処置

市（公共施設管理班）及び防災関係機関は、所有又は使用する宅地の危険度判定結果を踏まえ、被災度区分判定*や応急措置を実施する。なお、公共建築物が使用不能となった場合は、県及び関係機関の協力を得て代替機能を確保する。

2 その他の公共施設等

- (1) 不特定多数の人が利用する公共施設

不特定多数の人が利用する公共施設の管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に努める。また、施設ごとに再開計画を策定し、速やかな再開に努める。
- (2) 畜産施設等

市（農業振興班）は災害時、家畜・畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。
- (3) 医療施設

医療施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を

最優先に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要に応じて応急修理を行う。また、職員の被災状況及び施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

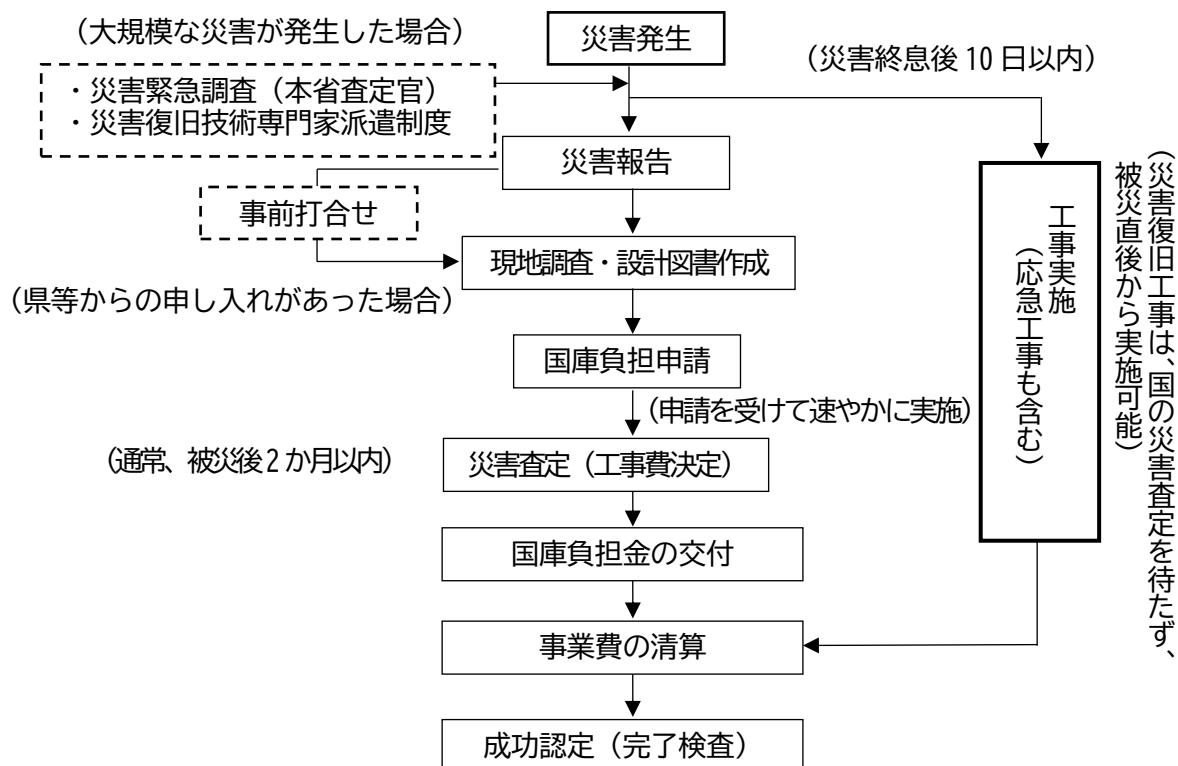
施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡して援助を要請する。

なお、被害がなかった場合や援助の必要がない場合は、援助を必要とする施設に協力し、施設利用者の安全確保に努める。

3 危険物等関連施設

危険物等関連施設の災害対策は、「第5章 第3節 危険物等災害対策」に準ずる。

第2 復旧対策



1 災害復旧事業計画の作成

市（各班）は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

市（企画班、財政班）は、各班が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

【災害復旧事業計画の種類】

- ①公共土木施設*災害復旧事業計画
- ②農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③都市災害復旧事業計画
- ④上下水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑪その他災害復旧事業に関する計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市（各班）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについて財政援助及び助成計画を作成し、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

市（財政班）は、各班が作成・実施する個別の財政援助及び助成計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整及び助言を行う。

（1）国又は県が負担又は補助する財政援助根拠法令等

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪水道法

（2）激甚災害*に係る財政援助措置

市（各班）は、災害対策基本法*に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合に災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定を

受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

【財政援助の対象】

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設復旧事業関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦こども園災害復旧事業 ⑧老人福祉施設災害復旧事業 ⑨身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑩障害者支援施設等災害復旧事業 ⑪婦人保護施設災害復旧事業 ⑫感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑬感染症予防事業 ⑭私立学校室災害復旧事業 ⑮堆積土砂排除事業 ⑯湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧雇用保険法による求職者給付に関する特例

3 激甚災害に関する調査

市（各班）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設を迅速に復旧するため、市（各班）、県、指定地方行政機

関*、指定公共機関*、指定地方公共機関*等は、必要な職員の確保、応援、派遣等の体制について必要な措置をとる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置するほか、査定前着工制度*を活用するなど、復旧事業の実施効率の向上に努める。

なお、復旧事業の実施に当たっては、緊急であっても市民の理解を得られるよう周知等に努める。

その他、災害復旧工事における労働災害を防止するため、工事現場においては、適切な監督指導等を行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

- 災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。
- 各施設の被害状況や道路の被害状況及び混雑の度合等を迅速かつ的確に把握するため、各関係機関が被害状況等を積極的に調査し、相互に連絡を密にして的確に対処する。
- 甚大な被害が発生した場合、長期間の生活支障が予想されることから、機能の早期回復や代替サービスの提供等を速やかに行う。
- 震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急復旧を実施する。
- 大規模停電が発生した場合には、災害対策車両の運行及び重要施設や病院等の機能を維持するために必要なエネルギーを確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 道路ネットワークの確保	広報班、道路維持班、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株)、道路管理者
第2 交通規制	道路維持班、狭山警察署、東日本高速道路(株)、道路管理者
第3 鉄道施設の応急対策	交通防犯班、西武鉄道(株)
第4 電力施設の対策	危機管理班、広報班、東京電力パワーグリッド(株)
第5 ガス施設の対策	危機管理班、広報班、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LPガス事業者、高圧ガス事業者
第6 上水道施設の対策	水道施設班
第7 下水道施設の対策	下水道施設班
第8 電気通信施設の対策	危機管理班、NTT 東日本(株)
第9 発災時のエネルギー供給機能の確保	財産管理班、公共施設管理班、ガス事業者

第1 道路ネットワークの確保

1 道路被害状況の把握及び伝達

道路管理者及び県警察は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。市（道路維持班）は、行政区域内の緊急輸送道路*等の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査し、速やかに県に報告する。（「資料編 第4-1 狹山市緊急輸送道路図」を参照）

調査の際は、緊急輸送道路及び緊急交通路*（関越自動車道）に指定又は予定されている路線から優先的に調査する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路

線名、箇所、被害等の拡大の可能性の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。

なお、県への報告結果は、緊急輸送道路を中心として被害状況等が取りまとめられ、県災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

2 道路の応急対策

各道路管理者は、管理道路の被災や通行障害に対して次の応急対策を実施する。

(1) 市（道路維持班）

緊急輸送道路を優先して市道の通行障害物の除去及び道路施設の応急復旧を行う。

通行が危険な路線及び区間については警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設（保安灯、バリケード等）等を設置する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

市（道路維持班）の対応は、次のとおりとする。

- 緊急輸送路の被害状況を確認し、市本部に報告する
- 市本部から指示された箇所を啓開*する
- 啓開作業の安全と円滑な道路交通に留意する
- 人員、資機材、車両等に不足がある場合は、市本部に応援要請を行う
- 緊急輸送路の確保が終了した場合は、市本部に報告する
- 電線等の破損について、直ちに関係機関に連絡するとともに、安全対策を実施する

実施に当たっての人員、資機材等が不足する場合は、災害時における応急措置に関する協定に基づき、狭山市建設業協同組合、狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合、狭山市管工事業協同組合及び狭山造園組合に対し、応援要請を行う。

その他、本市が特定大規模災害*等により被災した場合は、必要に応じて国（国土交通省）又は県に対し、市に代わって国や県が工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

(2) 県（川越県土整備事務所）

緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業及び通行障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設（保安灯、バリケード等）等を設置する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

(3) 東日本高速道路(株)

二次災害の防止を図るとともに、緊急輸送や災害応急対策活動のための高速道路の機能回復を図る。

ア 高速道路は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、緊急性があると認められるときは緊急交通路に指定され、緊急通行車両*等以外の車両の通行が規制されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

イ 道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。

3 緊急輸送道路の応急復旧作業

各道路管理者は県、県警本部等と連携し、次の点に留意して緊急輸送道路の応急復旧作業を実施する。

事前協議	緊急輸送道路の効率的な応急復旧のため、県警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。 ①復旧路線、区間 ②復旧車線数 ③復旧作業の相互応援 ④協力建設会社との連携
作業順位の決定	あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県(統括部)、県警察等と調整の上、応急復旧順位を決定する。
応急復旧作業	道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、県警察、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等の協力を得ながら、(一社)埼玉県建設業協会と連携して行う。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動する。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合、2車線を確保することを原則とするが、やむを得ない場合は1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。
放置車両対策	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等は、運転者に代わり車両の移動等を行う。県(統括部)は、道路管理者である市に対し、緊急通行車両の通行ルートのネットワークを確保するため、必要に応じて広域的な見地から指示を行う。

4 交通信号応急対策

県警察は、交通信号機が倒壊、傾斜、断線等によりその修復を要する場合、次の順序で復旧する。

- (1) 県指定の第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を優先して復旧する。(「資料編 第4-2 県指定第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路一覧」を参照)
- (2) 前記の道路に設置された信号機が復旧した後の信号機の復旧順位については、破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等、諸般の状況を警察本部長が総合的に判断した上で決定する。

5 応急復旧、交通規制状況の広報

道路管理者は、応急復旧、交通規制、交通量等に関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

市(広報班、道路維持班)は、ホームページ等で市道をはじめ市内の道路の被害、交通規制、復旧等の状況を市民等に周知する。

第2 交通規制

1 地震発生時の交通規制

(1) 第1次交通規制

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、緊急交通路指定予定路線（本市付近では首都圏中央連絡自動車道）について、被災状況により必要のある区間の交通規制を実施する。

また、警察署長は管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、道路と区間を指定又は地域の範囲を指定して交通規制を実施する。

(2) 第2次交通規制

警察本部長は、第1次交通規制の実施後、災害の規模及び被害の状況に応じ、新たに交通規制の実施又は既に実施している交通規制の拡大、縮小、解除等の変更を実施する。

2 被災地の交通規制等

県警察、道路管理者等は、状況に応じて次の法令に基づく交通規制又は通行規制を実施する。

【交通規制等の実施機関・内容等】

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止するため、信号機又は道路標識等を設置・管理して、交通整理、歩行者・車両等の通行の禁止、その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止するため、歩行者・車両等の通行の禁止、その他の交通規制のうち、適用期間の短いものを受任することができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが従わないときは、命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項、第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、必要な限度において、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊又はその他の事由により交通が危険である	道路法第46条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
	ると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限することができる。	
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法 第76条の6

3 交通規制等に関する情報共有・広報

県警察、道路管理者等は交通規制等を行う場合、県（統括部）に報告する。また、以下の取組に努める。

- ①関係道路の主要交差点への標示
- ②関係機関への連絡
- ③一般住民への広報

なお、県への報告結果は、緊急交通路等を中心としてまとめられ、県災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

第3 鉄道施設の応急対策

鉄道事業者は、交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者*に配慮するため、防災業務計画等に基づき応急対策を実施する。実施に当たっては、鉄道事業者間の調整及び連携に努める。

市（交通防犯班）は各鉄道事業者との連絡体制を確保し、鉄道施設及び旅客の被害状況等を収集する。

第4 電力施設の応急・復旧対策

電力事業者は、次のとおり電力施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、電力事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状、見通し等を収集する。

1 電気施設の応急対策

電力事業者は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 応急対策人員

電力事業者は、応急対策（工事）のために必要な人員の調査・把握に努めるとともに、その確保に努める。

(2) 災害時における広報宣伝

- ア 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民等に広報活動を行う。
 - イ 住民の不安を沈静させるため、電力施設の被害状況及び復旧予定について的確な広報を行う。
 - ウ 上記2項についてテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を通じて広報を行うほか、チラシ等の作成、配布等による当該地域への直接の周知を行う。
- なお、この伝達経路は次のとおりとする。

① 感電事故防止情報

- 電力事業者（各現業機関）
→ テレビ、ラジオ等を通じた広報、チラシ等の配布 → 市民等

② 復旧情報

- 電力事業者（非常災害対策支店本部）
→ 県本部及び市本部（危機管理班、広報班） → 市民等

(3) 災害時における危険予防措置

電力事業者は、災害時においても原則として送電を継続するが、消防組合、警察等から災害の拡大等に対する円滑な防災活動のための送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

2 電力施設の復旧対策

電力事業者は、次のとおり電力施設の復旧対策を行う。

(1) 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難な場合は、県本部及び市（危機管理班）に支援を要請する。

(2) 復旧順位

災害復旧は、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

第5 ガス施設の応急・復旧対策

ガス事業者は、次のとおりガス施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、ガス事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状、見通し等を収集する。

1 ガス施設の応急対策

ガス事業者は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 高圧ガス製造施設の応急対策

高圧ガス製造事業所は、製造、貯蔵、移動、消費等により事故及び災害が発生した場合、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、県、消防、警察その他防災関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

(2) 都市ガス施設の応急対策

都市ガス事業者は、次の応急対策を講じる。

市（危機管理班）は、都市ガス事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

ア 情報の収集、報告及び集約

災害が発生した場合、巡回点検等により災害情報、被害情報等を迅速かつ的確に把握するとともに、被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

イ 広報活動

テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等を通じて行うほか、市（広報班）、消防署、警察署、報道機関等の協力を得て、あらゆる手段を活用し、ガス施設の被害状況、復旧の現状・見通し等について広報を行う。

また、市民がガス漏えい等を発見した場合には、速やかにガス会社、消防署又は警察署に通報するよう周知する。

ウ 二次災害防止措置

情報収集の結果により、危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）や、供給を継続する地域又は供給を停止する地域を迅速に判断する。また、供給可能な範囲の供給系統を維持し、ガス遮断区域を最小限にとどめる措置をとる。

エ 応急復旧

災害の発生に伴う被害状況把握後、速やかに応急復旧措置をとる。

オ 供給再開時の事故防止措置

一時的にガス供給を停止した場合、再供給時の事故防止措置を講じる。

(3) LP（液化石油）ガス施設の応急対策

LPガス販売業者は、管理する施設、設備等について早急にガス漏れを点検し、供給停止など必要な措置をとる。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防隊が出動した時には、消防隊と緊密な連携をとるとともに、消防から要請があったときは必要な措置をとる。また、ガス漏れ等の現場に消防隊が先着し、爆発防止又は消火活動上必要があると認める場合は消防隊がガス供給を停止する。

市（危機管理班）は、県LPガス協会西武支部との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

2 ガス施設の復旧対策

ガス事業者は、次のとおり上水道施設の復旧対策を行う。

(1) 都市ガス施設

重要度の高い施設（病院、廃棄物処理施設、社会福祉施設等）については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。また、復旧用資機材置場及び前

進基地の確保が困難な場合は、市（危機管理班）及び県本部に支援を要請する。

(2) LPガス施設

LPガスの停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者、使用者等に周知する。

LPガス販売業者はLPガスの供給再開に当たり、ガス漏れの点検、二次災害防止措置及び消防署との協議を行った後、LPガスの供給再開について使用者に周知する。

また、LPガス販売事業者は、大規模な地震が発生した場合、LPガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策、応援受入れ等に協力するものとする。

なお、円滑な応急復旧のための啓発活動として、LPガスを使用したことがない仮設住宅入居者への啓発活動を行うとともに、救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ、LPガス容器等による二次災害を防止するため、容器等の回収を行う体制を構築する。

なお、使い切ったカセットボンベの回収については、一般のごみ処理と同様とし、LPガス容器については、当該容器の供給者が責任を持って行う。

第6 上水道施設の応急・復旧対策

1 上水道施設の応急対策

市（水道施設班）は、次のとおり、管路及び浄配水施設の応急対策を行う。

(1) 管路の応急対策

管路等の被害状況を把握し、復旧方針に関する計画を具体的に定めた上で、関係機関との調整を行い、復旧活動を実施する。

ア 管路等の被害状況の把握

地震発生直後、水道施設の被害状況を把握するため、管路等の点検及び調査を実施するとともに必要な情報を収集する。

イ 応急措置

管路等の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置を実施する。

- ・漏水が送水・配水に影響を及ぼす場合や二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水する。
- ・漏水により、道路陥没等が発生して非常に危険だと思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(2) 浄配水施設の応急対策

ア 施設の点検

配水池及び浄水場内の配管や設備、水質検査施設、検査機器等の損傷状況等を点検する。

イ 施設の復旧計画

浄配水施設等の被害状況を把握し、水運用方針に関する計画を具体的に定めて、関係機関と調整の上、復旧を行う。

ウ 応急措置等

二次災害や被害の拡大を防止するための応急措置を行う。

2 上水道施設の復旧対策

市（水道施設班）は、次のとおり上水道施設の復旧対策を行う。

(1) 管路の復旧

ア 管路復旧計画を策定する。

イ 管路の復旧は、可能な限り給水を継続しながら行う。また、管路の復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管、給水管の順に行う。なお、応急給水施設、指定避難所、医療機関及び福祉施設等の重要施設に関わる管路を優先する。

ウ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて路上配管等の仮設管による仮復旧を実施する。

エ 被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに通水する。通水するときは、濁水等の二次災害を防ぐために必要な措置を講じる。

オ 給水管（公道部）の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。また、配水管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の量水器（水道メーター）までの復旧にあたる。

(2) 净水施設の復旧

施設復旧実施計画を策定し、必要に応じて関係団体等の応援協力体制を確保して実施する。また、復旧後に通水する際は、濁水等の防止措置を講じる。

(3) 応援の要請・受入

管路復旧及び施設復旧について、活動要員、資機材等の不足が見込まれる場合、日本水道協会及び市や県が協定を締結している団体への応援要請を行う。また、その他の団体等からの応援の申し出があった場合は調整の上、受け入れを行う。

第7 下水道施設の応急・復旧対策

1 下水道施設応急対策

市（下水道施設班）は、被害状況を調査した上で、下水道管渠、マンホールポンプ設備及び圧送管の被害に対して、次のとおり、応急対策を講じ、下水道施設の機能の維持を図る。

(1) 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。

(2) 工事中の箇所については、請負人に対して被害を最小限にくい止めるように指導する。

(3) 非常災害時に備えて、応急補修資材（管材料、土のう等）を備蓄する。

(4) 復旧用資材はあらかじめ備蓄資材として確保しておき、不足した場合には調達する。

(5) 応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員及び資機材の確保に努める。

2 下水道施設の復旧対策

市（下水道施設班）は、応急復旧に係る人員、資機材等が不足するときは、緊急点検、応急復旧等の作業員及び資機材について、県が定める市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールに基づく県内他市町村からの支援を県に要請する。また、災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を必要に応じて活用し、（公社）日本下水道管路管理協会からの支援を県に要請する。

第8 電気通信施設の応急・復旧対策

NTT 東日本（株）埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の応急対策及び復旧を行う。

市（危機管理班）は、電気通信事業者との連絡体制を確保し、被害状況、応急対策の状況、復旧の現状・見通し等を収集する。

1 電気通信設備の応急対策

NTT 東日本（株）埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の応急対策を行う。

市（危機管理班）は、電気通信事業者との連絡体制を確保し、被害状況、応急対策の状況、復旧の現状・見通し等の情報を収集する。

（1）応急対策

ア 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講じる。

重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置*等、疎通確保の措置を講じる。
通信の利用制限	通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
災害用伝言ダイヤル等の提供	災害発生により著しく通信の輻輳 ^{ふくそう} が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

イ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

- ・被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ・必要と認める場合は、他の工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の確保を行う。
- ・復旧に当たっては、行政機関及び他のライフライン*事業者と連携し、早期復旧に努める。

ウ 災害時の広報

- ・災害時の不要不急な通信は控えるよう、市民等への周知に努める。
- ・通信の疎通状況、利用制限措置の実施状況、電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車等

による巡回広報、ホームページへの掲載等により、直接当該被災地へ周知する。

- ・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳自動音声案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、県、市との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

2 電気通信施設の復旧対策

NTT 東日本(株)埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の復旧対策を行う。

(1) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動等を行う。

(2) 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル『171』や災害用伝言板『web171』の開設の措置を講じる。

第9 発災時のエネルギー供給機能の確保

市（財産管理班、公共施設管理班）は、災害対策に使用する車両、防災活動拠点（「総則・予防対策編 第1章 第5節 第2-8 防災活動拠点」を参照）、病院等の重要施設の非常用発電機等に使用する燃料の確保状況を把握する。

燃料が不足する場合は、都市ガス事業者や災害協定を締結している県石油業協同組合狭山支部、県 LP ガス協会西武支部等に要請し、これらの車両及び施設への優先的な燃料給油を行う。

また、長期停電により給電が必要な避難所等の機能維持のため、災害協定を締結している自動車販売店等へ EV 車等の派遣を要請し、当該施設への給電に努める。

第4節 応急対応の実施

【方針】

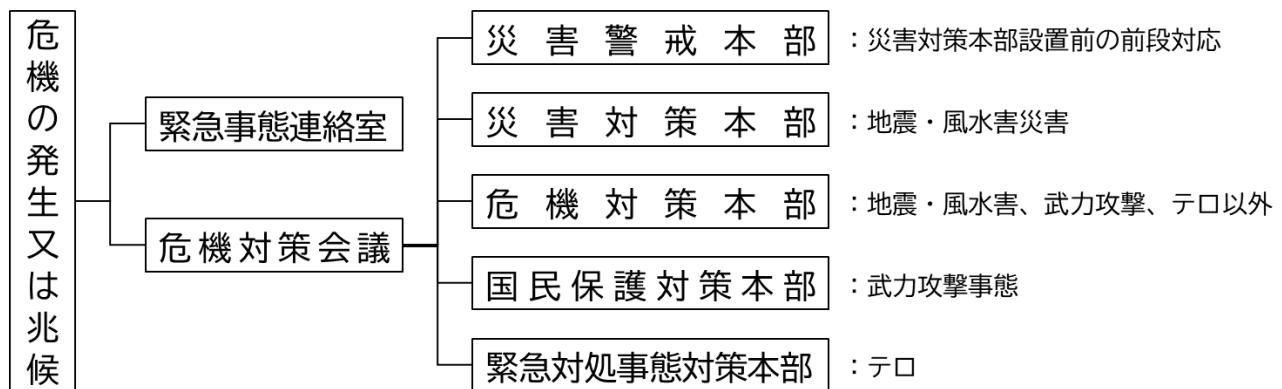
- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は速やかに市本部を設置し、応急活動体制を確保する。
- 地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるため、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請する。
- 地域の防災力をはるかに超える大規模災害の発生時には速やかに応援を要請するとともに、応援部隊の能力と技術を十分に活用できる体制の確保に努める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応急活動体制の確立	各班、消防団
第2 防災活動拠点の開設・運営	危機管理班、各班
第3 警備活動	交通防犯班、緊急救助隊*、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第4 消防活動	市本部、健康づくり支援班、消防団、埼玉西部消防組合
第5 自衛隊災害派遣	危機管理班、基地対策班、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第6 応援の要請	危機管理班、各班
第7 応援の受入れ	危機管理班、基地対策班、福祉政策班、健康づくり支援班、各班、社会福祉協議会

第1 応急活動体制の確立

市に影響を及ぼす多種多様な危機に対応するため、危機管理体制を次のとおり定める。



【危機管理体制フロー】

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の体制

ア 設置

危機対策会議は、災害警戒本部を設置する必要があると認める場合、災害警戒本部を設置する。

具体的な設置基準については「総則・予防対策編 第1章 第5節 市の防災体制等」に示すとおり。

イ 廃止

災害警戒本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めた場合、災害警戒本部を廃止する。

ウ 災害警戒本部の体制

- ・災害警戒本部の体制は、警戒第1配備と警戒第2配備とする
- ・災害警戒本部の体制は、危機対策会議が決定する

エ 体制の移行

災害警戒本部の設置後、甚大な被害に拡大すると予測される場合は、警戒本部会議の決定を得て、災害警戒本部を災害対策本部*に移行する。

オ 設置又は廃止の連絡

危機管理監は、警戒本部を設置又は閉鎖した場合、狭山市行政組織条例（昭和55年条例第21号）に規定する部の長、議会事務局長、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長に連絡する。連絡を受けた部長は、庶務担当課長を通じて各課（所）長に連絡する。

なお、災害対策本部協力部に位置づけられた、第1協力班から第5協力班への連絡は、第1協力班長を庶務担当課長と位置づけ、各協力班長に連絡する。

(2) 災害警戒本部の組織及び職務

災害警戒本部の組織及び職務は次のとおり。

職名	担当者名	職務
本部長	市長	災害警戒本部の事務を総括し、災害警戒本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	災害警戒本部長を補佐し、災害警戒本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	都市建設部長	関係各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等を収集する事務に従事する
本部付	危機管理課長	

(3) 災害警戒本部会議

災害警戒本部は必要に応じて警戒本部会議を開催し、災害事象の変化に応じた方針を決定するとともに、初期段階における防災措置に関する協議を行う。また、警戒本部会議は本部長、副本部長、本部長付、本部員、本部付で構成し、本部長又は副本部長が招集、主宰する。

(4) 災害警戒本部における各担当の構成

災害警戒本部は、次に掲げる担当をもって構成する。担当者は、所属長が指名する職員とする。

【狭山市災害警戒本部における各担当の構成】

担当名	責任者	班名	課名	第1配備	第2配備
広報業務担当	広報課長	1班	広報課	2人	2人
		2班	企画課	1人	1人
管理業務担当	職員課長	1班	財産管理課	1人	2人
		2班	職員課	1人	3人
			総務課	1人	1人
統括業務担当	危機管理課長	1班	危機管理課	全職員	全職員
			交通防犯課	全職員	全職員
			自治文化課	1人	2人
			市民相談課	1人	1人
			福祉政策課	1人	1人
			こども政策課	1人	1人
			介護保険課	1人	1人
		2班	市民課	2人	4人
			市民税課	1人	2人
			資産税課	1人	2人
			収税課	1人	2人
			産業振興課	1人	1人
			商業観光課	1人	1人
			農業振興課	1人	2人
			教育総務課	1人	1人
			教育指導課	1人	2人
			その他事務局	1人	4人
応急業務担当	建設総務課長	第1班	建設総務課	4人	全職員
			都市計画課	1人	2人
			市街地整備課	1人	2人
			道路整備課	1人	2人
			道路維持課	6人	全職員
			開発審査課	1人	3人
			建築審査課	1人	5人
			みどり公園課	2人	2人
	経営課長	第2班	経営課	1人	4人
			水道施設課	1人	4人
			下水道施設課	1人	4人
各地区担当	各地区センター所長及び地域交流センター所長		各地区センター及び地域交流センター	各1人	各2人

(5) 各担当の分担業務

災害警戒本部の分担業務については、主に市本部各班の分担業務の準備業務となるが、災害警戒本部設置に至る災害事象の変化に応じた動員体制を迅速に行うため、次に示す業務を行うとともに、情報収集、他班の応援業務を含む指示事項を処理する。

【狹山市災害警戒本部における各担当の分担業務】

担当		分担業務
広報業務担当 (責任者：広報課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●市民への情報提供（市公式ホームページ等）
	2班	<ul style="list-style-type: none"> ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
管理業務担当 (責任者：職員課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎出入口の解錠 ●庁舎等被害状況の把握 ●災害警戒本部員の食料の確保 ●災害警戒本部員の宿泊場所の確保 ●他の業務担当への協力
	2班	<ul style="list-style-type: none"> ●参集職員の把握と統括業務担当責任者への報告 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
統括業務担当 (責任者：危機管理課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長等との連絡調整 ●本部会議の資料作成 ●情報の収集・分析 ●消防団との連絡・連携 ●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●他の業務担当との連絡調整 ●応援職員の必要性の検討 ●非常体制への移行検討 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
	2班	<ul style="list-style-type: none"> ●地域パトロールの実施 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
応急業務担当 (責任者：建設総務課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> ●土のう等の資機材の確保 ●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
	2班	<ul style="list-style-type: none"> ●市民からの情報に対する応急対応 ●地域パトロールの実施 ●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）
地区担当 (責任者：地区センター長及び 地域交流センター長)		<ul style="list-style-type: none"> ●市民からの電話受付 ●被災マップの作成 ●非常体制に移行した場合の現地災害対策本部員への連絡

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の体制

ア 設置

危機対策会議は、市域に甚大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要

と認めた場合に市本部を設置する。

具体的な設置基準については「総則・予防対策編 第1章 第5節 市の防災体制等」に示すとおり。

イ 設置場所

市本部設置場所は市役所本庁舎とする。なお、市役所本庁舎が被災し、使用できない場合は、消防署に設置する。

ウ 廃止

市本部長は、予測された災害の危険が解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合に市本部を廃止する。

エ 代理専決者

市長不在時の市本部に関する専決者の順位は、次のとおりである。

- 第1位 副市長
- 第2位 教育長

オ 設置又は廃止の通知

市本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を庁内各課及び出先機関に周知するとともに、防災関係機関に連絡、通知及び公表する。なお、県への通知は原則として県災害オペレーション支援システムを使用する。

カ 現地災害対策本部長への連絡

現地災害対策本部長への情報伝達の担当は危機管理班とし、災害時優先電話、防災行政無線（移動系）等を利用して行う。

(2) 市本部の組織

狭山市災害対策本部要綱第4条及び第7条の規定に基づき、市本部の組織を定める。

組織の詳細については「総則・予防対策編 第1章 第4節 防災体制」に示すとおり。

(3) 市本部会議

市本部は必要な都度、災害対策本部会議（以下「市本部会議」という。）を開催し、総合的な基本方針を決定するとともに、重要かつ緊急な応急対応措置に関する協議を行う。市本部会議は市本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付をもって構成し、市本部長が招集、主宰する。市本部会議における処理事項は、次のとおりとする。

ア 協議事項

- ①災害応急対策の基本方針に関すること
- ②動員配備体制に関すること
- ③各部・各班間の調整事項の指示に関すること
- ④自衛隊の派遣要請に関すること
- ⑤現地災害対策本部に関すること
- ⑥国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑦災害救助法*の適用申請に関すること
- ⑧相互応援協定市及び他市町村への応援要請に関すること
- ⑨防災関係機関への応援要請に関すること
- ⑩その他、市本部で協議を要すること

イ 報告事項

- ①災害情報に関すること
- ②各部の災害応急対応事項に関すること

(4) 市本部各班の分担業務

市本部各班の分担業務は、「総則・予防対策編 第1章 第5節 市の防災体制等」に示すとおり。

(5) 災害時における各班（課）の対応

発災直後からおおむね3日間においては、必要最低限の通常業務と災害時の連絡調整等を行うための職員を置き、他の職員は災害対応に当たる。

(6) 出先機関の一時閉鎖

出先機関にあっては災害時の連絡調整等を行うための職員を置き、一時的に施設を閉鎖し、災害対応にあたる。ただし、奥富環境センター、稻荷山環境センター、浄化センター、保育所、青い実学園、幼稚園及び学校給食センターについては原則業務を継続する。

【出先機関の一時閉鎖】

項目	内 容
閉鎖の範囲	● 奥富環境センター、稻荷山環境センター、浄化センター、保育所、青い実学園、幼稚園及び学校給食センターを除く全ての出先機関
閉鎖の期間	● おおむね発災直後からの3日間
当該機関の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間内に発災した場合、施設利用者等の安全確保を最優先とし、必要な対応を行う。その後、所属する班長の指示を受ける ● 勤務時間外に発災した場合、当該職員は施設に参集し、被害状況を調査する。その後、所属する班長の指示を受ける ● 施設の閉鎖に当たっては、施設内に連絡調整員（当該施設管理者及び1名程度の職員）を残すこととし、連絡調整員は、施設管理、連絡調整等を行う

(7) 臨時保育室の設置

市本部が設置された場合、災害応急対策に係る職員の不安を払拭し、円滑な対応を図るため、必要に応じて市役所本庁舎内に臨時保育室を設ける。

【臨時保育室の設置】

項目	内 容
設置場所	● 市役所本庁舎地下1階職員休養室を基本とし、状況に応じて代替場所を確保する
入室資格	● 両親が災害応急対策を行う者で、他に世話をする者がいない場合
保育期間	● おおむね発災直後からの3日間とするが、状況を見て市本部長が判断する
保育士の確保	● こども支援部長は、臨時保育室の入室状況を勘案し、24時間体制で保育するための保育士を確保する

(8) 緊急救助隊の編成

各地区における市民の救出・救護を実施するため、緊急救助隊を編成し、現地災害対策本部と連携して活動することで、被害の軽減に努める。

緊急救助隊は、市本部事務局となる危機管理班長の指揮下において、各部・各班への協力及び現地災害対策本部への協力をを行う。

なお、現地災害対策本部において活動する緊急救助隊は、現地災害対策本部長の指揮下において活動する。

(9) 保健活動班の編成

災害による二次的な健康被害の最小化や災害関連死予防のため、保健活動班を編成し、活動する。活動に当たっては、保健活動マニュアルを作成し、実施体制の整備に努める。

3 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の体制

ア 設置

災害警戒本部長又は市本部長は、市域に甚大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部は、地区を限定して設置することができる。

イ 設置場所

現地災害対策本部は各公民館及び地域交流センターに設置する。ただし、公民館及び地域交流センターの施設が使用できない場合は、現地災害対策本部長の判断で代替施設を使用する。

【鍵の管理】

現地災害対策本部となる各公民館及び地域交流センターは、閉庁時においても円滑かつ速やかに解錠できるよう複数の現地災害対策本部員が鍵を管理する等の体制を整備する。

ウ 市本部との連携

市本部との情報伝達は防災行政無線（移動系）を利用するが、市本部との連絡が途絶する場合は、現地災害対策本部長の判断のもとに自律的な災害対策活動を行う。

エ 廃止

現地災害対策本部長は、予測された災害の危険が解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合に、市本部長と協議した上で、現地災害対策本部を廃止する。

オ 設置又は廃止の通知

現地災害対策本部を設置又は廃止の指示をされた場合、危機管理班は、直ちにその旨を現地災害対策本部に連絡する。

【現地災害対策本部の設置場所】

現地災害対策本部名	設置場所	設置施設名
入間川地区現地災害対策本部	狭山市入間川 1-3-1	中央公民館(市民交流センター内)
入曾地区現地災害対策本部	狭山市大字南入曾 428-3	入曾地域交流センター
堀兼地区現地災害対策本部	狭山市大字堀兼 361	堀兼公民館
奥富地区現地災害対策本部	狭山市大字下奥富 1007-1	奥富公民館
柏原地区現地災害対策本部	狭山市柏原 1154	柏原公民館
水富地区現地災害対策本部	狭山市根岸 2-17-13	水富公民館
新狭山地区現地災害対策本部	狭山市新狭山 2-17-1	新狭山公民館
狭山台地区現地災害対策本部	狭山市狭山台 3-7-1	狭山台公民館

(2) 現地災害対策本部員の指名基準

- 現地災害対策本部員は定期人事異動の結果を勘案して指名する
- 消防団員、危険度判定に係る資格を有する職員、給食調理員、保育士、教諭、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士は原則、現地災害対策本部員に指名しない
- 主たる業務として、公共施設や道路の維持管理、廃棄物の収集・処理その他災害時に必須となる業務に携わる職員は原則、現地災害対策本部員に指名しない

(3) 現地災害対策本部の組織

- 現地災害対策本部長は、地区センター所長及び地域交流センター所長とする
- 総務班長及び避難所班長は、あらかじめ地区センター長及び地区交流センター長が定める
- 現地災害対策副本部長は、総務班長又は避難所班長が兼務する

(4) 現地災害対策本部の役割

- 応急対策の実施及び報告
- 関係機関等との連絡調整
- その他必要な事務

(5) 現地災害対策本部の職務・分担業務

職名	職務
現地災害対策本部長	● 本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する
班名	分担業務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部の開設又は閉鎖に関すること ● 被災状況の把握とその報告に関すること ● 情報の収集、広報、発信等に関すること ● けが人等の救出、救護及び搬送に関すること
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設又は閉鎖に関すること ● 小型備蓄倉庫の管理に関すること ● 避難所運営会議に係る事務に関すること

(6) 消防団との連携

各分団の副分団長又は部長は現地災害対策本部にて情報収集を行う。現地災害対策本部長と互いに情報共有を行い、それぞれの役割分担に基づいた対応に当たる。

4 市職員の非常配備

地震に対する市職員の配備基準・体制は「総則・予防対策編 第1章 第5節 市の防災体制等」に示すとおり。

5 国・県との連携

(1) 市の行政機能の確保状況の報告

国、県からの速やかな支援を得るため、市（総務部）は震度6弱以上の地震を観測した場合、次の3点を所定の様式により速やかに県（統括部）へ報告する。

第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

- トップマネジメントは機能しているか
- 人的体制は充足しているか
- 物的環境（防災活動の拠点となる施設等）は整っているか

(2) 情報連絡員との連携状況の報告

大規模災害により、県から情報連絡係又は情報連絡員が派遣された場合は市（市本部）に受け入れ、県との連絡調整を依頼する。

6 その他関係機関との連携

市本部と防災関係機関との緊密な連絡調整を必要とする場合、市本部長は当該機関に対して市本部へ連絡員を派遣するよう求める。

防災関係機関は、市本部からの要請及び各機関の判断により、可能な限り市本部に連絡員を派遣する。

第2 防災活動拠点の開設・運営

1 市の防災活動拠点の開設・運営

市（各班）は、非常配備を決定した場合、状況に応じて防災活動拠点（総則・予防対策編 第1章 第5節 第2-8 防災活動拠点」を参照）を開設し、運営体制を確保する。

また、市（危機管理班）は、防災活動拠点の確保について調整を行う。

拠点種類	担当部・班
市本部	本部事務局（危機管理班、秘書班）
現地災害対策本部	各地区センター、地域交流センター
指定緊急避難場所、指定避難所	緊急救助隊
指定福祉避難所	福祉部
帰宅困難者一時滞在施設	一時滞在施設を所管する班
保健活動拠点	保健センター班
医療救護所	健康づくり支援班
遺体収容所	生活福祉班
ヘリコプター臨時離着陸場	財産管理班、みどり公園班
物資集積拠点	契約検査班
応援受入拠点	職員班
災害ボランティアセンター	福祉政策班
災害廃棄物仮置場	奥富環境センター班、稻荷山環境センター班
応急仮設住宅用地	市街地整備班

2 県の防災活動拠点との連携

県では非常体制の配備を決定した場合、防災活動拠点を開設する。市内では狭山経済高等学校（防災拠点校）及び狭山稻荷山公園（県営公園）がこれに該当する。

市（各班）はこれらの防災活動拠点と連携した災害対応を行う。

拠点種類	主な機能・設備
防災拠点校	①緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所等） ②備蓄倉庫 ③太陽光発電 ④給湯設備 ⑤耐震性貯水槽 ⑥自家発電装置 ⑦浄水装置

県営公園	①臨時ヘリポート	②夜間照明装置
	③非常電源	④放送施設
	⑤耐震性貯水槽	⑥井戸
	⑦災害用トイレ	⑧かまどベンチ

第3 警備活動

警察署は、市（交通防犯班、緊急救助隊）、消防団、消防組合等と連携し、次の災害警備活動を行う。

- ①情報の収集・伝達及び広報
- ②警告及び避難誘導
- ③人命の救助及び負傷者の救護
- ④交通秩序の維持
- ⑤犯罪の予防検挙
- ⑥行方不明者の捜索、死体調査（検視*）
- ⑦漂流物等の処理
- ⑧その他治安維持に必要な措置

第4 消防活動

1 消防組合の活動

(1) 警防本部の設置

ア 非常招集

- ①地震災害（第1号体制招集発令基準）

組合市に震度5弱の地震が発生したとき。

- ②風水害（第1号体制招集発令基準）

組合市に風水害による被害の発生が予想されるとき又は警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。

- ③その他の災害（第1号体制招集発令基準）

組合市にその他の災害による被害が発生したとき又は警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。

イ 警防本部・署隊本部の設置

消防組合は、組合市に非常招集の発令基準に該当する災害が発生した場合、次の措置を行う。

- ①埼玉西部消防組合消防庁舎に警防本部を設置する。

②警防本部を設置した場合は、署隊本部を通じて市本部長へ報告する。

- ③消防署庁舎に署隊本部を設置する。

(2) 初動措置

大規模地震発生時又は非常招集発令時の消防署の初動措置は次のとおり。

消防団は、分団車庫等に参集した後、消防署に準じて初動措置を行う。

被害の軽減措置	①来庁者及び職員の安全確保 ②庁舎内からの出火防止 ③消防車両及び資機材の安全確保
被害状況の確認	①人員、施設等の被害状況調査 ②無線機、電話等の試験通信 ③非常電源の確保
災害対応の準備	①地震、気象情報等の収集 ②管内災害発生状況の掌握 ③消防車両の点検及び積載品の増強 ④活動資機材の確保及び点検 ⑤駆け付け救護等への準備
状況報告	①指令センター又は警防本部への報告

(3) 消防活動体制の確立

ア 増強部隊の編成

大規模地震が発生した場合、消防署は、署隊本部の指揮統制のもと、非常招集職員等により臨時の各種部隊編成を行う。

イ 活動方針

活動上の原則	県の地震被害想定調査では、県南部地域における被害が甚大であった点を考慮し、消防活動全体の視点では当該地域への部隊の重点的投入を考慮しながらも、予測できない被害等への対応と地震災害発生直後における混乱状態を考慮し、各部隊は、それぞれ所属ごとに管轄区域内の災害事象に対応することを原則とし、情報連絡体制や職員の非常招集体制確立後は、署所間の応援や他市消防機関等の応援を得られるものとする。
消防活動	地震災害時における消火活動は、他の防災関係機関や市民による初期消火も有効であるが、消防署及び消防団が特に専門性のある活動として、優先的に行う活動であることから、署隊本部及び現場指揮者は次の内容について活動方針を決定する。 ①火災の発生状況による活動優先地域及び部隊投入規模 ②火災の状況と進展予測に基づく応援要請の要否 ③延焼阻止線の設定場所 ④避難指示とこれに基づく避難経路、避難場所確保のための活動方針
救助活動	救助事象は、被害想定から人的及び物質的に消防機関のみが行える活動としてではなく、他の機関や市民による自主防災組織等と協力して行う活動として捉え、それぞれの装備や技術などを総合的に判断して役割分担をすることが重要である。また、消防機関の部隊は、要救助者の状況や特殊資機材及び特殊技術が必要な現場を優先して投入するべきであり、署隊本部及び現場指揮者は、次の内容について活動方針を決定する。 ①救助事象に対する優先活動場所及び部隊投入規模 ②火災発生状況との関連による部隊投入と活動方針

救急救護活動	救急救護活動は、常に市本部との連携を図りながら活動することが重要である。また、より多くの市民の救護を行うためには他の関係機関や市民による応急救護活動の状況を把握することも重要であることから、消防機関の行う救急救護活動は、次の内容について活動方針を決定する。 ①救護所の設定と部隊配置 ②医療機関等と連携した搬送体制と部隊投入
広報活動	消防機関の広報活動は、次の内容を重点項目として、消防局警防本部の統制の下、署隊本部は管内状況にあわせて効果的に実施する。 ①出火防止に関すること ②避難指示に関すること ③危険区域に関すること ④救護体制に関すること ⑤二次的な火災発生要因に関すること

ウ 他の機関との調整

①消防応援部隊との調整

消防の応援体制により派遣される各部隊との総合調整は、警防本部長の指示のもと、警防班が行い、現場活動における連絡調整は署隊本部が行う。

②警察及び自衛隊との調整

警察及び自衛隊との総合調整は警防本部の調整を優先し、現場活動における連絡調整は署隊本部が行う。

③医療機関との調整

医療機関との調整は、医療救護所との連携を考慮し、市（健康づくり支援班）と連携して行い、現場活動における連絡調整は警防本部救急班が署隊本部と連携して行う。

④他の防災関係機関との調整

他の防災関係機関との総合調整は、警防本部の各班が連携して行い、現場活動における調整は署隊本部が行う。

2 応援要請

(1) 応援要請の手続等

消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定を締結する他の消防機関に応援を要請する。

市本部長は、知事に消防応援を要請する場合、次の事項を明らかにする。要請は緊急を要することから通信により依頼し、事後速やかに文書を提出する。被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡して被害状況の把握活動の支援を要請する。

- ①火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由並びに災害種別及びその状況
- ②応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 受援体制の確立

応援部隊との総括的連絡調整は警防本部が行い、活動現場における連絡調整は署隊本

部が行う。消防組合は、応援隊の円滑な受入れを図るため、受援体制を整える。

3 消防団の活動

(1) 消防団活動

消防団は、震災時に、地域防災の中核的な存在として、初期消火、延焼防止、救出・救護等について自主防災組織等を指導するとともに、消防署と連携して消火活動を行う。地震発生時の消防団の活動は次のとおり。

ア 出火防止

地震発生と同時に居住地付近の市民に対して、出火防止対策を指示するとともに、出火に際しては、市民に対して初期消火の実施の徹底を指示する。

イ 消火活動

避難路、避難所確保のための消火活動を消防団単独あるいは消防署と連携して行う。

ウ 情報収集

火災情報、避難情報、道路情報等、担当地域の情報を収集し、市本部又は消防署に通報する。

エ 救出・救護・搬送

要救助者の救出、負傷者に対する止血等の応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

オ 現地広報活動

災害時においては現地広報活動として、災害情報や避難情報を市民に伝達する。

カ 避難誘導

避難指示*等が発令された場合に、これを市民に伝達するとともに、関係者と連絡を取り、火災状況等の情報に基づき、安全な場所への誘導を行う。

キ 現地災害対策本部との連携

消防団分団長又は副分団長は、消防団長と情報共有しながら分団を指揮し、連携して応急対応にあたる。

(2) 団員の参集体制

消防団員の参集体制は、次のとおりとする。

災害の種類	消防団の体制
大規模火災	消防団長の判断により、部隊の増強を行う
風水害	警戒第1配備 消防団長は危機管理課と連絡可能な体制をとる
	警戒第2配備 消防団長、副団長、団本部分団長及び被害の予測される地域を管轄する分団は、危機管理課と連絡可能な体制をとる
	非常体制第1配備 全消防団員はあらかじめ指定された場所に参集する ・消防団長 ⇒ 災害対策本部 ・副団長、団本部員 ⇒ 市役所本庁舎又は消防署4階団本部室 ・分団長、部長以下の団員 ⇒ 所属する分団車庫 ・副分団長 ⇒ 管轄区域の現地災害対策本部（原則、副分団長が現地災害対

	策本部に参集することとなるが、団の状況によってはこの限りではない)
震災	<p>震度5弱以上の地震が発生した場合又は災害により市域が壊滅状態にある場合、全消防団員は団本部等からの連絡を待たずに、あらかじめ指定された場所に参集する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団長 ⇒ 災害対策本部 ・副団長、団本部員 ⇒ 市役所本庁舎又は消防署4階団本部室 ・分団長、部長以下の団員 ⇒ 所属する分団車庫 ・副分団長 ⇒ 管轄区域の現地災害対策本部（原則、副分団長又は部長が現地災害対策本部に参集することとなるが、団の状況によってはこの限りではない）

※管轄区域内に現地災害対策本部が設置されない場合、副分団長又は部長は当該分団車庫に参集する

(3) 消防団への指示命令系統

消防団員への指示命令系統は次のとおりとする。

【消火活動時】

埼玉西部消防組合 → 消防署 → 市本部（消防署連絡員） → 市本部長
→ 消防団長（市本部員） → 各分団

【その他の活動時】

市本部（本部長） → 消防団長（市本部員） → 各分団

第5 自衛隊災害派遣

1 災害派遣要請

災害に際して、市民等の生命、身体及び財産の保護を図るために必要があると認める場合、本部長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣の要請は人命救助を優先し、次の3つの要件を勘案して行う。

- ①緊急性の原則
差し迫った必要性があること
- ②公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ③非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと

なお、災害派遣活動は次のとおり。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する

活動項目	活動内容
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索活動を行う
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する
道路又は水路の啓開	道路、水路塔が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水を実施する
入浴支援	被災者の入浴支援を実施する
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物のうち、能力上対応可能なものについて保安措置及び除去を実施する
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する場合、市（危機管理班）は次の事項を明記した文書をもって行う。

- ①災害の状況及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他、参考となるべき事項

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等により県（統括部）に要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難及び人命救助が必要な場合で、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

2 派遣部隊の受け入れ

(1) 緊密な連絡協力

市（危機管理班）、消防組合、警察署等は、災害派遣部隊の移動、現地進入及び災害措

置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等について緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市（危機管理班）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複せず、効率的に作業を分担するよう調整する。

(3) 作業計画、資材等の準備

市（危機管理班）は、自衛隊に作業を要請又は依頼するに当たり、次の事項について定めた先行性のある計画を樹立するとともに、作業に必要とする十分な資料を準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつける。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業の優先順位
- ③作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口の一本化

市（危機管理班）は、災害派遣部隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡・交渉窓口を明確にする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市（危機管理班、基地対策班）は、県と協力して、災害派遣部隊の受入れのため、次の施設等を準備する。

施設の種類	備 考
指揮所設置場所	市本部内
宿舎	農村環境改善センター
材料置場（野外の適当な広さ）	農村環境改善センター
駐車場（車一台の基準：3m×8m）	農村環境改善センター
ヘリコプター臨時離着陸場	上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園

(6) 経費の負担区分

災害派遣活動に要した経費は派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ①派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④派遣部隊の救助活動実施の際に生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤その他救援活動の実施に要する経費（負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。）

3 撤収依頼

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、市本部長は知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

第6 応援の要請

1 市の受援体制の確立

(1) 受援の準備

市本部長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに状況を把握し、県又は他の市町村等と連携の上、専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、受援に関する取りまとめ業務を専任する班（受援班）を設置するなど、受援体制の確保に努める。

(2) 要請連絡窓口の確保

市（各班）は法制度や災害応援協定等による応援を迅速に確保するとともに、応援要請の重複や混乱等を防止するため、要請連絡窓口を次のとおり設定する。

要請は原則、連絡窓口となる部（班）を通じて行うこととし、連絡窓口となる部（班）は、応援活動の指揮命令体制が確立するまでの間、団体との連絡・調整を行う。

要請先又は主な要請内容	要請連絡窓口
県、他市町村、自衛隊	危機管理班
情報収集に関する要請	
ライフラインの復旧に関する要請	
警察署、その他交通規制に関する要請	市民班
道路復旧工事に関する要請	道路維持班
建設作業、資機材等の提供に関する要請	建設総務班
家屋被害認定調査、危険度判定等の被害調査に関する要請	開発審査班 建築審査班
情報発信に関する要請	広報班
医療救護に関する要請	健康づくり支援班
福祉避難所に関する要請	障がい者福祉班 高齢者支援班
飲料水・食料、物資の調達に関する要請	契約検査班
緊急輸送、燃料供給に関する要請	
炊き出しに関する要請	学校給食班
応急給水に関する要請	水道施設班
管路復旧に関する要請	下水道施設班
遺体の搬送、葬祭用品の提供に関する要請	福祉政策班

2 他市町村への応援要請

市本部長は、地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、災害対策基本法第67条及び相互応援協定に基づき他市区町村に応援を求める。その判断は、おおむね次のような事態に際して行う。

- 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき
- 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき

- 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき

3 県等への要請

市（危機管理班）は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合、県（統括部）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援の要請又は応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又はあっせんを求める場合	①派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ②派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条、第30条 地方自治法第 252条の17

4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市（危機管理班）は、市単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対して県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

派遣対象業務は次のとおりで、短期の活動に限られる。

【派遣対象業務】

- ①市本部運営
- ②避難所運営
- ③物資搬出入
- ④住家被害認定
- ⑤罹災証明書*交付
- ⑥生活再建各種相談
- ⑦ボランティア受付支援
- ⑧その他必要な災害対応業務

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市（危機管理班）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}及び対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

6 経費負担

(1) 国又は他都県、他市区町村から市に職員派遣を受けた場合

市に派遣された職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条、第19条及び災害派遣手当の額等に関する条例に定めるところによる。

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議し、定めた方法に従う。

第7 応援の受入れ

1 国・地方公共団体からの応援受入れ

(1) 応援の種類

市（各班）は、災害救助、医療応援、被災生活の支援及び災害復旧・復興に関連する業務について応援を受入れる。

- ①他の都道府県又は市区町村からの応援
- ②関東知事会からの応援
- ③九都県市からの応援

(2) 市が行う活動

市（危機管理班、基地対策班、健康づくり支援班）は、関係機関との相互協力により、応援の受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

ア 受入体制の整備

- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める
- 応援部隊が被災地で活動するための拠点を選定する

イ 応援受入れの対応

関係機関との相互協力により、原則的には市区町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

2 ボランティアの応援受入れ

市（福祉政策班）は、地域以外からボランティア等を円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 構成機関との連携

災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市（福祉政策班）は災害ボランティアセンターにおいて、効果的な活動が実施されるよう関係機関等との連絡調整等を行う。

(2) 災害支援ボランティア活動

災害支援ボランティア活動の種類は次のとおり。

【災害支援ボランティア活動】

活動の種類	活動例
一般作業	● 炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、避難所運営支援、要配慮者支援、避難所での防犯パトロール等
特殊作業	● アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア等 ● 介護（福祉避難所での支援を含む）、外国語通訳、手話通訳等
ボランティアコーディネート業務	● ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等
砂防ボランティア	● 地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ● 土砂災害に関する知識の普及活動 ● 土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	● 建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

(3) 市が行う対策

ボランティアの受入れ及び活動の支援として、発災後直ちにボランティアの拠点となる施設（市民会館）の提供を行う。この施設の運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり行い、次の業務を行う。

- ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート
- 被災した市町村のみではボランティアが不足する場合の県及び県災害ボランティア支援センターに対するボランティアの派遣等の要請

第5節 災害情報の収集・伝達

【方針】

- 応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達を行う。
- 地震発生時に、被災住民等が適切な行動をとれるよう、正確な情報の迅速な広報を実施する。
- 被災者や市民の要望に適切に対応するため、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 非常通信体制の確保	危機管理班、広報班
第2 災害情報の収集・伝達	危機管理班、市民班、各班
第3 災害広報・広聴活動	広報班、市民相談班、市民班、各班、防災関係機関

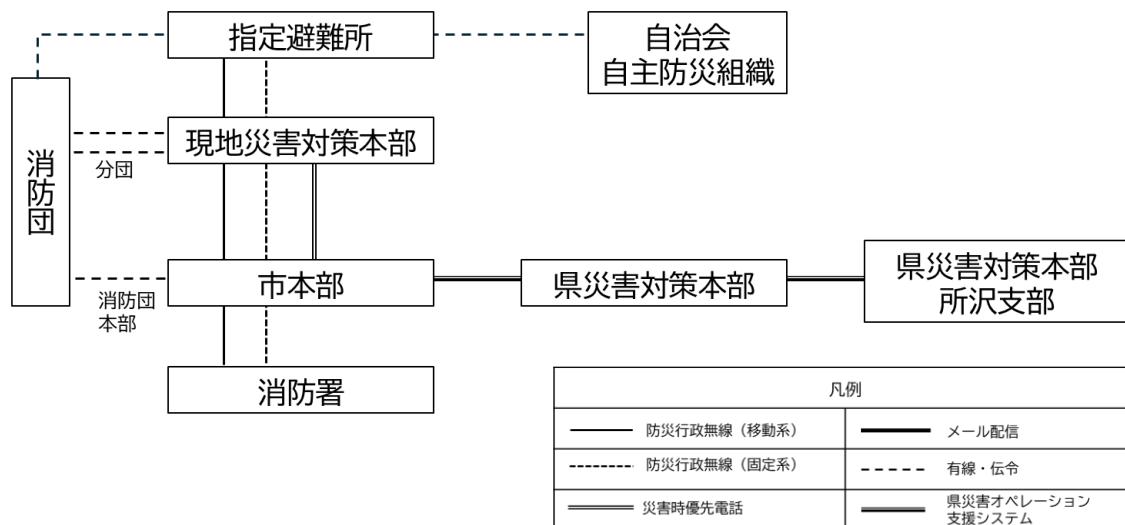
第1節

第1 非常通信体制の確保

1 通信手段の確保

市が利用する連絡系統は下記のとおりとする。

通信手段	通信区間
災害時優先電話	市本部、現地災害対策本部の相互連絡
防災行政無線（移動系）	市本部、現地災害対策本部の相互連絡
防災行政無線（同報系）	市本部から市民への広報
県地上系防災行政無線 県衛星通信ネットワーク	市本部、県本部、県支部（西部地域振興センター）、県出先機関（県土整備事務所、保健所塔）、自衛隊（大宮駐屯地）、等との相互連絡



2 その他の通信連絡手段の利用

(1) 伝令の派遣

市（危機管理班）は、状況に応じて通信可能な施設、地域まで伝令（バイク、自転車等）を派遣する。

(2) インターネットの利用

市（広報班）は、市公式ホームページ、市公式SNS、メール等による情報発信を行う。

第2 災害情報の収集・伝達

1 情報収集体制

(1) 情報収集体制の整備

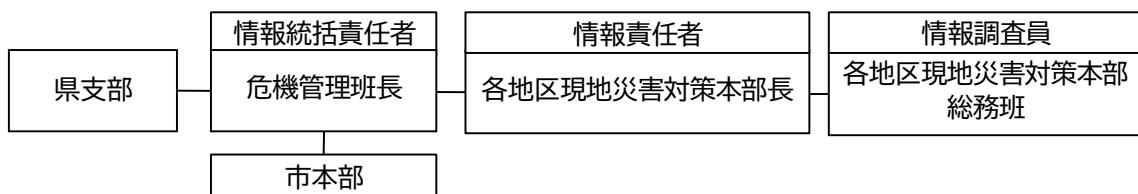
被害報告を迅速かつ正確に行うため、地区ごとに情報の収集・伝達に関する責任者及び調査員を常設することとし、あらかじめ連絡方法等を決定することで、円滑な情報収集が可能となる体制を整備する。

(2) 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者等を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たる。なお、選任の結果を県支部に報告する。

【情報統括責任者等の選任】

職名	担当者
情報統括責任者	危機管理班長
情報責任者	各地区現地災害対策本部長
情報調査員	各地区現地災害対策本部総務班員



【情報収集体制】

(3) 情報の種類

災害情報は、発生情報と経過情報に区分する。

【災害情報の種類】

種類	期間	内容
発生情報	発生後おおむね1時間以内	被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請等の判断に用いるための情報であり、報道関係等への第一報を兼ねる
経過情報	応急対策終了時まで	特に指示があった場合のほか、2時間ごとに統危機管理班に報告する

・発生情報

収集事項	主な収集方法
● 人的被害 ● 家屋被害 ● 火災被害 ● 道路被害 ● 傾斜地被害 ● 堤防被害 ● 公的施設被害	● 職員、消防団員等が収集時に知り得た情報の報告 ● 職員、消防団員等による地域パトロールの実施 ● 避難者等からの情報提供（現地災害対策本部員を通じて報告）
● 地震情報 ● 気象情報	● 県震度情報ネットワークシステム ● テレビ、ラジオ、インターネット等
● 他市被害情報	● 県防災行政無線、県災害オペレーション支援システム等

・経過情報

情報種類	収集担当	主な収集先	主な収集内容
警察関係	交通防犯班	・狭山警察署	・交通規制等に係る情報 ・けが人、死者等に係る情報
消防関係	危機管理班	・埼玉西部消防組合	・火災・延焼に係る情報 ・危険物漏洩に係る情報 ・救急・救助活動に係る情報
土木関係	建設総務班	・川越国土整備事務所 ・東日本高速道路(株) ・大宮国道事務所	・河川被害に係る情報 ・道路・橋りょうの被害に係る情報 ・崖崩れ・崩壊危険箇所に係る情報
地域関係	危機管理班	・各地区現地災害対策本部	・地域住民の行動に係る情報 ・指定避難所の開設に係る情報 ・住民による任意の避難所の開設に係る情報 ・地区内の被災に係る情報
ライフ ライン 関係	電気	危機管理班	・東京電力パワーグリッド(株)志木支社
	ガス		・武州ガス(株) ・(一社)埼玉県LPガス協会西武支部
	通信		・NTT東日本(株)埼玉事業部埼玉西支店
	交通	交通防犯班	・西武鉄道(株) ・西武バス(株)
	ごみ	資源循環推進班	・ごみ処理に関する情報
	水道	水道施設班	・上水道の被害と復旧に関する情報
	下水道	下水道施設班	・下水道の被害と復旧に関する情報
一般住宅関係	資産税班	—	・一般住宅の被害に関する情報
市営住宅関係	市街地整備班	—	・市営住宅の被害と復旧に関する情報
市有財産関係	市有財産を所管する各班	・各施設管理者	・市有財産の被害と復旧に関する情報
企業関係	産業振興班	・商工会議所	・企業の被害に関する情報

情報種類		収集担当	主な収集先	主な収集内容
商業者関係		商業観光班	・商工会議所	・商業者の被害に関する情報
農畜産関係		農業振興班	・各農業団体	・農畜産物の被害に関する情報
避難行動 要支援者 関係	乳幼児	保育幼稚園班	一	・乳幼児の要望に関する情報
	高齢者	高齢者支援班 介護保険班	一	・高齢者の要望に関する情報
	障害者	障がい者福祉班	一	・障害者の要望に関する情報
	外国人	自治文化班	一	・外国人の要望に関する情報
学校施設関係		教育総務班	・各学校長	・学校施設の被害と復旧に関する情報
教育関係		教育指導班	・各学校長	・教育再開に関する情報
他市被害関係		危機管理班	・近隣市 ・県	・他市の被害概況に関する情報 ・広域幹線道路等の被害に関する情報

(4) 情報の収集

ア 基本方針

情報収集に当たっては、関係機関と連携し、人的被害、家屋被害、公共土木施設被害等の重要な情報を迅速に収集する。

- 災害情報の収集に当たっては、狭山警察署及び埼玉西部消防組合と緊密に連絡する
- 被害調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ又は重複のないよう留意とともに、相違ある案件については報告前に調整する
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等とも照合し、その正誤を確認する
- 全壊（焼）、流出、半壊（焼）、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する

イ 現地災害対策本部の災害情報収集

現地災害対策本部は、地区の自主防災組織、自治会、消防団等と連携し、把握した被害情報を災害対策本部に速やかに報告する。

ウ 情報収集を行う事項

情報収集を行う事項は次のとおり。

- ①災害が発生した日時
- ②災害が発生した場所又は地域（場所にあっては目標物）
- ③被害の状況及び程度
- ④災害に対してとられた処置
- ⑤その他必要な事項

エ 情報集約と共有

市本部内の被害情報等の取りまとめは危機管理班が行う。

危機管理班は各部、防災関係機関等から収集した被害情報等を時系列、カテゴリー別に整理し、市本部長に報告する。

(5) 県への報告

市（危機管理班）は、地域内の被害状況等について、県災害オペレーション支援システムにより次の項目を県に報告する。なお、県に報告できない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 報告すべき災害

- ①災害救助法の適用基準に合致するもの
- ②県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ③災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合、同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- ⑦その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、報告する必要があると認められるもの

イ 報告の種類

発生速報と経過速報に区分する。報告すべき被害の程度は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。市本部（警戒本部を含む）設置以降の被害報告は、各班（課）からの報告を受けた危機管理班（課）が行う。

【報告の種類】

報告の種類	報告時期及び報告方法
発生速報	被害状況の把握後、直ちに県災害オペレーション支援システムにより報告する。 同システムが使用できない場合は、衛星回線を用いたFAXその他の方法により報告する。
経過速報	県災害オペレーション支援システムにより被害状況を随時報告する。 同システムが使用できない場合は、衛星回線を用いたFAXその他の方法により報告する。
確定報告	災害応急対策が終了した後、県災害オペレーション支援システムにより報告する。

ウ 報告先

県及び消防庁の報告先は次のとおり。

【県の報告先】

勤務時間内	県災害対策課 電話 048-830-8181
勤務時間外	県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

【消防庁の報告先】

区分 回線	月曜日から金曜日の 9時30分から18時15分 (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電話 TN-90-49013 FAX TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話 TN-048-500-90-49013 FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

※「TN」は回線選択番号を示す

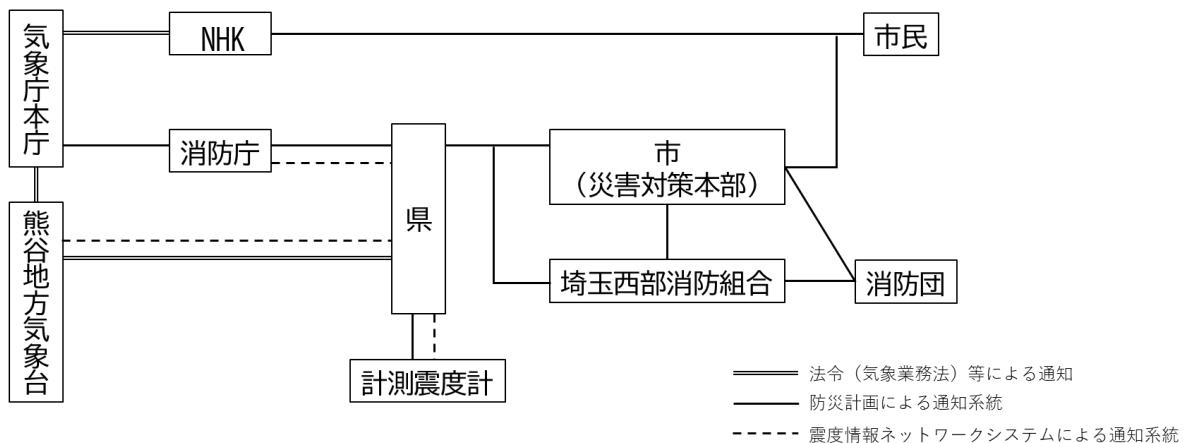
(6) 指定地方行政機関等からの報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知するとともに、その管理に属する施設について必要な被害状況を取りまとめて、県及び市（危機管理班）に報告する。

2 地震情報の収集・伝達

市（危機管理班）は、区域内に災害が発生した場合、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は衛星回線を用いた FAX 等）により県に報告するとともに、災害応急対策に関して、市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、緊急地震速報で市内の震度が 5 弱以上と推定される場合は、J アラートによる警告が市防災行政無線（同報系）から自動的に放送され、緊急速報メール（エリアメール）も自動的に発信される。



3 安否不明者等の氏名等の公表

各機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、市（市民班）は、災害時における安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

第3 災害広報・広聴活動

市（広報班）及び防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報媒体を有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

報道機関は、市民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、市及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1 災害広報

(1) 実施機関と広報内容

広報活動の実施機関とその広報内容は、おおむね次のとおり。

実施機関	広報内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の被害状況に関する情報 ②避難に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③地域の応急対策活動の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④被災者生活再建支援に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の情報 ・防疫、衛生知識に関する情報等 ⑤その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び給食に関すること ・スーパー、マーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること 等 ⑥デマ情報の防止に関すること ⑦互助精神の高揚に関すること
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ①火災の発生防止及び初期消火に関すること ②火災の発生状況に関すること ③避難に関すること ④感電、転落、落下物による事故等からの防止に関すること
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ①被害情報、治安情報、警備活動等に関すること ②道路交通に関すること ③防犯指導等、犯罪予防に関すること ④避難に関すること
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ①各機関の活動体制に関すること ②電気、ガス等による事故などの二次災害の防止に関すること ③所管業務の被害状況、復旧に関すること

(2) 広報手段

市（各班）は次の広報媒体等を活用した広報を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ①防災行政無線（同報系） ②広報車 ③市公式ホームページ ④市公式SNS ⑤市公式メール配信サービス ⑥緊急速報メール ⑦広報紙
--

- ⑧緊急通報システム
- ⑨L アラート（災害情報共有システム）
- ⑩職員による現場広報

(3) 災害広報の協力要請

災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について、報道機関等に提供し、市内外に対する情報発信の協力を要請する。

2 広聴活動

(1) 臨時市民相談窓口による広聴活動

市（市民相談班）は、災害に関する市民からの問合せ、生活再建等の相談に対応するため、市役所本庁舎、各公民館等に臨時市民相談窓口を設置して対応する。相談窓口に寄せられた要望等については、取りまとめの上、市本部に報告する。

市単独では対応できない相談事項については、県の災害情報相談センター等と連携して対応する。

(2) 安否情報の提供

市（市民班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮した上で、適切に回答する。また、回答に備えるため、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第6節 医療救護等対策

【方針】

- 大規模地震により、多数の傷病者が発生した際の救急救助活動に万全を期すため、消防機関等は関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携を図り、迅速な医療救護活動体制を確保する。
- 衛生状態や生活環境の悪化を原因とした被災者の健康状態の悪化を防ぐため、避難所等の環境整備に努める。
- 大規模地震発生時には、多数の死者及び行方不明者の発生が予想されることから、これらの搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する体制の構築に努める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 救急救助活動	健康づくり支援班、埼玉西部消防組合
第2 医療救護活動	広報班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、市医師会等、医療救護関係機関
第3 防疫活動	環境班、健康づくり支援班、保健センター班
第4 遺体の取り扱い・埋火葬	市民班、生活福祉班、現地災害対策本部、緊急救助隊、消防団、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、自衛隊、市医師会等

第1 救急救助活動

1 救急救助活動

消防組合は市（健康づくり支援班）と連携し、次の基準により救急救助活動を行う。

(1) 出動基準

- ア 救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、救急隊と他の隊が連携して出動するよう努める。
- イ 救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先して搬送する。
- ウ 建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多大である場合には、近隣消防本部（局）又は埼玉県消防相互応援協定に基づき消防部隊の出動を要請する。

(2) 優先事項

- ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護で

きる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

工 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先して救急救助活動を行う。

(3) 他機関への応援要請

救急救助活動に関する応援要請は「第1章 第4節 第4-2 応援要請」に準ずる。

2 傷病者の搬送

消防組合は救急車による傷病者の搬送に努めるが、大規模災害により、対応が困難な場合、次のとおり対応する。

- (1) 傷病者が軽症の場合又は救急車等に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織等の協力を得て医療救護所等に搬送する。
- (2) 道路の被害状況等により、救急車等での搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

【搬送手段の例示】

搬送区間		搬送手段	
災害現場（自宅等）	→	仮設救護所、市内医療機関	徒歩、リヤカー、自家用車等
医療救護所	→	市内後方医療機関*、災害時連携病院*	救急車等
市内後方医療機関、災害時連携病院	→	災害拠点病院	救急車、ヘリコプター等

第2 医療救護活動

災害救助法が適用された場合は知事が医療救護を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間を要することから、災害直後は市長（市本部長）が実施を判断し、医療救護に着手する。

1 医療救護体制

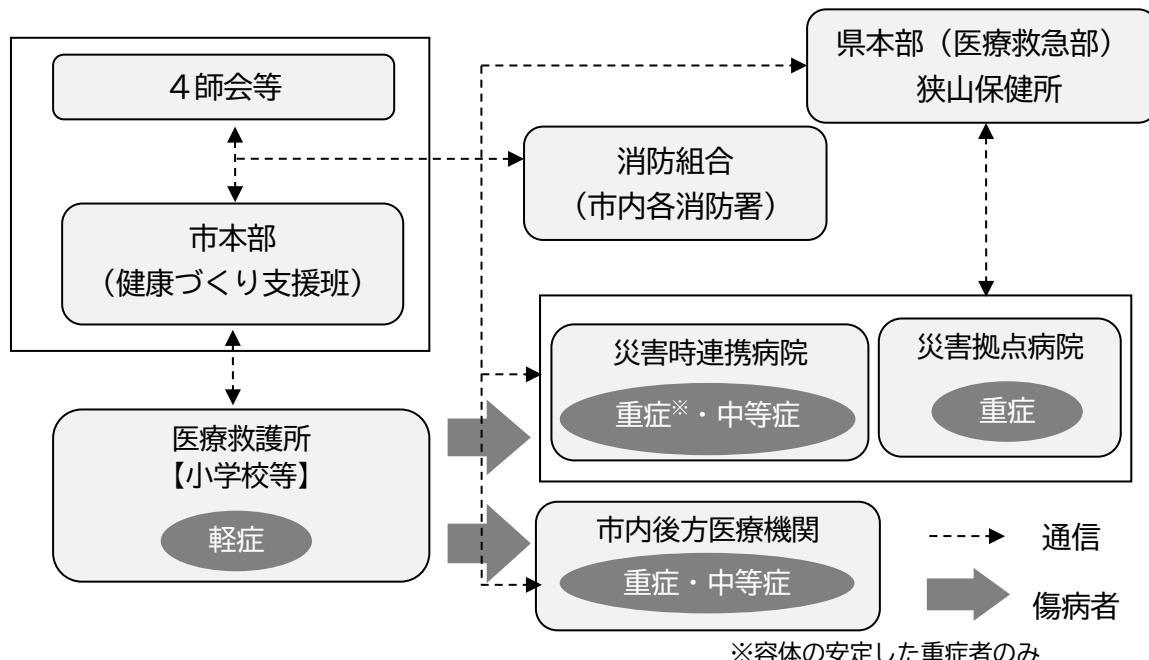
(1) 各機関が実施する医療救護活動

市（健康づくり支援班、保健センター班）及び医療救護関係機関は、次の初動医療体制を速やかに確保し、医療救護活動を行う。

関係機関	初動時の主な役割
市本部（健康づくり支援班）	①市内全体の医療救護に関する総合調整方針決定 ②市医師会等との連絡調整 ③市内の被害状況把握 ④市医師会等と連携した医療救護所の開設判断、設置、運営 ⑤医療救護所への人員派遣に関する調整

関係機関	初動時の主な役割
4師会等	①市本部との連絡・調整 ②市医師会、医療機関等の被害状況の把握と整理 ③医療救護班の編成・派遣 ④医療機関の傷病者受入体制に係る情報収集
県本部（医療救急部） (保健医療調整本部)	①ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ②保健医療活動チーム*の派遣等 ③医薬品等の調達・供給
消防組合（埼玉西部消防組合）	①傷病者の救出救命処置、搬送
災害時連携病院（市内：入間川病院、埼玉石心会病院）	①中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ ②災害派遣医療チーム「埼玉地域 DMAT*」の派遣
災害拠点病院 (第二次保健医療圏内：防衛医科大学校病院、埼玉医科大学国際医療センター)	①急性期*における重篤な患者の救命医療 ②救護病院からの処置困難な傷病者（重症者）の受入れ ③域外搬送への対応 ④保有する DMAT の派遣 ⑤地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能
その他市内医療機関	①（自身の施設で診療が可能な場合） 診療の継続、負傷者の受入れ ②（自身の施設で診療が不可能な場合） 医療救護所、診療可能な病院等での医療救護班としての活動

(2) 各機関の連携体制



【各機関の連携体制】

(3) 市医師会等への要請

市本部長は、市医師会等に対して医療救護班の編制及び医療救護所への派遣を要請する。

市本部長は、災害の規模が大きく、市のみでは対応が困難な場合、県及び関係機関に協力を要請する。

(4) 情報収集

市（健康づくり支援班）は市医師会等と連携し、「埼玉県広域災害救急医療情報システム（EMIS）」等を活用して医療機関の被害状況等を収集する。

(5) 医療救護所の設置又は閉鎖、医療救護班の編成又は解散

市（健康づくり支援班）は、医療救護活動の拠点として、医療機関等の施設を活用するとともに、医療救護所を開設する。

また、市（健康づくり支援班）と市医師会等は、編成可能な医療救護班数、班員を検討し、開設する医療救護所について、協議・調整する。

市（健康づくり支援班）は、地域の医療機能の回復した後、医療救護所の閉鎖及び医療救護班を解散し、平常時の医療体制への移行に向けた支援を狭山保健所と連携の上、実施する。

市（健康づくり支援班）と市医師会等は、各医療救護所の班員を選定し、医療救護所に派遣する。班員が不足する場合は、県その他関係機関に対して、次の要員の応援協力について要請する。

- ①災害派遣された自衛隊の医師及び看護師
- ②市内在住で市外に勤務し、かつボランティア登録された医師及び看護師
- ③他の公共団体から派遣された医師及び看護師
- ④他の市町村からのボランティア医師及び看護師

医療救護所の設置場所は、市（健康づくり支援班）と市医師会等で協議の上、地域の被害状況、医師等の参集状況に応じて次の施設の中から決定する。

	避難所名	所在地	連絡先	
			電話	FAX
1	武道館	入間川 4-18-21	04-2935-7035	04-2935-7030
2	入間野小学校	北入曾 980	04-2959-9311	04-2959-9528
3	堀兼小学校	堀兼 1234	04-2959-3343	04-2959-3398
4	奥富小学校	下奥富 1019	04-2953-7615	04-2953-7616
5	柏原中学校	柏原 612	04-2954-5073	04-2954-5074
6	水富小学校	根岸 2-22-1	04-2952-2265	04-2952-2396
7	新狭山地区センター	新狭山 2-17-1	04-2953-9034	04-2954-7886
8	狭山元気プラザ	狭山台 1-21	04-2968-6885	04-2959-2785

(6) 医療救護活動

医療救護活動は、開設された医療救護所において実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、被災地を巡回し活動する。また、活動内容は次のとおりとする。

- ①トリアージ*判定
- ②傷病者に対する応急処置
- ③後方医療機関等への転送の要否及び移送順位の決定
- ④死亡の確認（検案*）
- ⑤医療救護活動の連絡調整
- ⑥精神科救急医療の確保

(7) 医薬品・衛生材料の管理・補給

市（健康づくり支援班）は、市医師会等から医療救護所等において不足する医薬品及び

医療器材について補給の要請を受けた場合は、市薬剤師会、狭山保健所及び県（医療救急部）等に供給の協力を要請する。

(8) 情報発信

市（広報班、健康づくり支援班）は、市医師会等と連携し、医療救護所の開設状況や医療機関の対応状況等について市民等に広報を行う。

(9) 助産救護

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、県、市医師会等と連携し、受入可能な産婦人科医療機関を確認し、妊婦に情報提供する。また、状況に応じて受入医療機関への搬送を支援する。

(10) 透析患者の支援（移動）

市（障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班）は、市医師会等と連携し、透析医療機関の被害状況等の把握及び透析患者への情報提供を行う。また、避難所等においては、透析患者の避難の有無を把握し、必要に応じて情報提供・相談対応を行う。

(11) 精神科救急医療（移動）

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、災害相談や巡回保健医療等の活動を通じ、環境の急変等から病状の悪化が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士等の協力を得ながら、適切な医療体制の確保に努める。

(12) 地域の役割

自治会等においても、負傷した者の応急手当てを実施する。

2 巡回保健活動

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、状況に応じて関係機関等と連携し、避難所等で巡回保健活動を行う。

巡回保健活動の実施に当たっては、避難場所（自宅及び車中等を含む）の環境衛生上の課題や個人の健康状態の確認・アセスメント*を実施し、二次的な健康被害の予防、感染症対策、食生活・栄養指導、歯科保健、こころのケア等の健康問題への対策を立案、実施していく。

第3 防疫活動

市（環境班）は、断水、汚水の溢水等の衛生条件の悪化により感染症等が発生するおそれがあるときは、被災地の消毒等を行う。また、感染症が発生した場合は、県の指示を受けて家屋及び付近の消毒を行う。

なお、被災地及び避難所等の消毒に備えて、消毒機、薬剤等の事前確保に努める。

(1) 消毒の実施及び害虫駆除

市（環境班）は、狭山保健所、自主防災組織、自治会等と協力して、消毒の実施及び害虫駆除を行う。消毒・清掃作業の対象は次のとおりとする。

- ①給水・給食施設
- ②家屋
- ③屋外トイレ
- ④ごみ集積所、水路等

(2) 感染症の疑いのある者への対応

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、被災地において感染症予防啓発を実施すると共に、感染症サーベイランス*を実施し、感染症アウトブレイク*の兆候を把握するとともに、保健所・医師等と連携し、感染制御策を講じる。

第4 遺体の取り扱い・埋火葬

災害救助法が適用された場合は知事が行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋火葬を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間をするため、災害直後は市本部長（市長）が実施を判断し、捜索等に着手する。

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索活動

市（生活福祉班、現地災害対策本部総務班、緊急救助隊）は、県、警察署、消防団、消防組合、自衛隊等の協力を得て、行方不明者（行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況等により、死亡していると推定されるものを含む）を捜索する。

行方不明者の捜索を行う場合は、捜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。

(2) 相談窓口の設置

市（市民班）は警察署と連携して相談窓口を設置し、行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

2 遺体の収容・処理

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市（生活福祉班）は災害の状況に応じて遺体収容所を被害現場付近の適当な公共建築物内に開設する。なお、代替施設が必要な場合は公園、駐車場等に仮設の遺体収容所を設置する。

遺体収容所に設ける機能は次のとおり。

- ①収容受付所
- ②検視（見分）・検案所
- ③身元確認所
- ④遺体引渡所
- ⑤遺体一時安置所
- ⑥死亡届受理、埋・火葬許可証交付所
- ⑦遺族控室、相談所

市（生活福祉班）は捜索活動等により発見した遺体について、警察機関等の協力を得て、遺体収容場所に搬送し、収容する。

(2) 遺体の処理

市（生活福祉班）は、警察署、市医師会、市歯科医師会、葬祭業者等の協力を得て、遺体収容所において次の遺体の処理を行う。

項目	処理内容
死体調査等	○警察官による死体調査（検視）を行う ○歯科医師による身元確認、法歯学上の協力をを行う
検案*	○医師による検案を行う ○必要に応じて遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う
保管等	○収容した遺体、遺留品等の整理を行う
引き渡し	○遺族等へ遺体、遺留品等の引き渡し、埋火葬許可証の発行を行う

3 遺体の埋火葬

市（生活福祉班）は、身元不明遺体及び引取り手のない遺体の埋火葬を行う。

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、ひつぎやドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋火葬が行えないと認める場合は、市が業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

(1) 遺体の火葬

市（生活福祉班）は、遺体を火葬に付す場合、原則として、広域飯能斎場に移送して行う。移送に当たっては、災害協定を締結している県靈柩自動車協会等に協力を依頼する。

火葬場の被災や火葬能力を超える多数の遺体がある場合は、応急仮設火葬場の設置又は災害協定を締結する市町村へ応援を要請する。

(2) 遺骨の埋葬

市（生活福祉班）は、縁故者の判明しない焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明され次第引き渡す。

第7節 帰宅困難者対策

【方針】

- 帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報、被害情報等の提供を行う。
- 県、市、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。
- 交通機関等の混乱が終息した後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 帰宅困難者への情報提供	危機管理班、広報班、鉄道事業者、報道機関等
第2 一時滞在施設の開設・運営等	市民班、施設管理者
第3 企業・学校等における帰宅困難者対策	こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班、事業者
第4 復旧対策	市民班

第1 帰宅困難者への情報提供

市（危機管理班、広報班）、県、鉄道事業者、報道機関等は、帰宅困難者にとって必要な交通・道路情報、一時滞在施設、指定避難所及び市内の被害状況等の情報を伝達する。

- ①被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ②鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ③帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ④一時滞在施設の開設状況等の支援情報

第2 一時滞在施設の開設・運営等

1 駅周辺等における一時滞在施設の開設

市（市民班）は地震の発生により、鉄道等の運行が停止した場合の帰宅困難者による混乱を防止するため、次のとおり一時滞在施設を開設する。

施設名	最寄駅
市民交流センター	狭山市駅
新狭山公民館	新狭山駅

入曽地域交流センター	入曽駅
ふれあい健康センターサピオ稻荷山 稻荷山環境センター	稻荷山公園駅

2 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の運営は各地区現地災害対策本部員及び施設管理者が行う。

一時滞在施設の管理者は、受け入れた帰宅困難者に対して、交通機関の復旧状況等の帰宅の可否を判断できる情報を提供するとともに、必要に応じて市が備蓄する飲料水、食料の提供を行う。

なお、一時滞在施設は少ない人員で開設・運営することから、帰宅困難者の積極的な運営への参画を促す。

3 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖は、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること又は関係機関等が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等を勘案して決定する。

施設管理者は、閉鎖に当たっては市（市民班）と調整を行い、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況、代替輸送の状況等について帰宅困難者に情報提供を行う。

第3 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

事業者等は、発災時に自社従業員等を一定期間事業所内に留め、飲料水・食料等の提供を行う。また、訪問者や利用者についても従業員と同様の対応に努める。

留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動への協力に努める。

2 保育所・学校等における帰宅困難者対策

市（こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班）は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難となり児童生徒等の引き取りが難しい場合又は児童生徒等の帰宅が困難な場合、一定期間校舎内に留める。

また、備蓄している飲料水・食料等を児童生徒等への提供するほか、あらかじめ定めている方法により保護者への連絡を行う。

第4 復旧対策

1 帰宅支援

(1) 代替輸送

県は、関係事業者等と連携し、避難行動要支援者を中心とした帰宅困難者の代替輸送を実施する。

市（市民班）は、代替輸送の発着所における帰宅困難者の円滑な乗降、県及び県医師会による救護所の設置等を支援する。

(2) 徒歩帰宅支援

災害時帰宅支援ステーション*（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）は、県との災害協定に基づき徒歩帰宅者を支援する。

また、沿道の市民や事業者等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所、トイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報の提供等に努める。

第8節 避難対策

【方針】

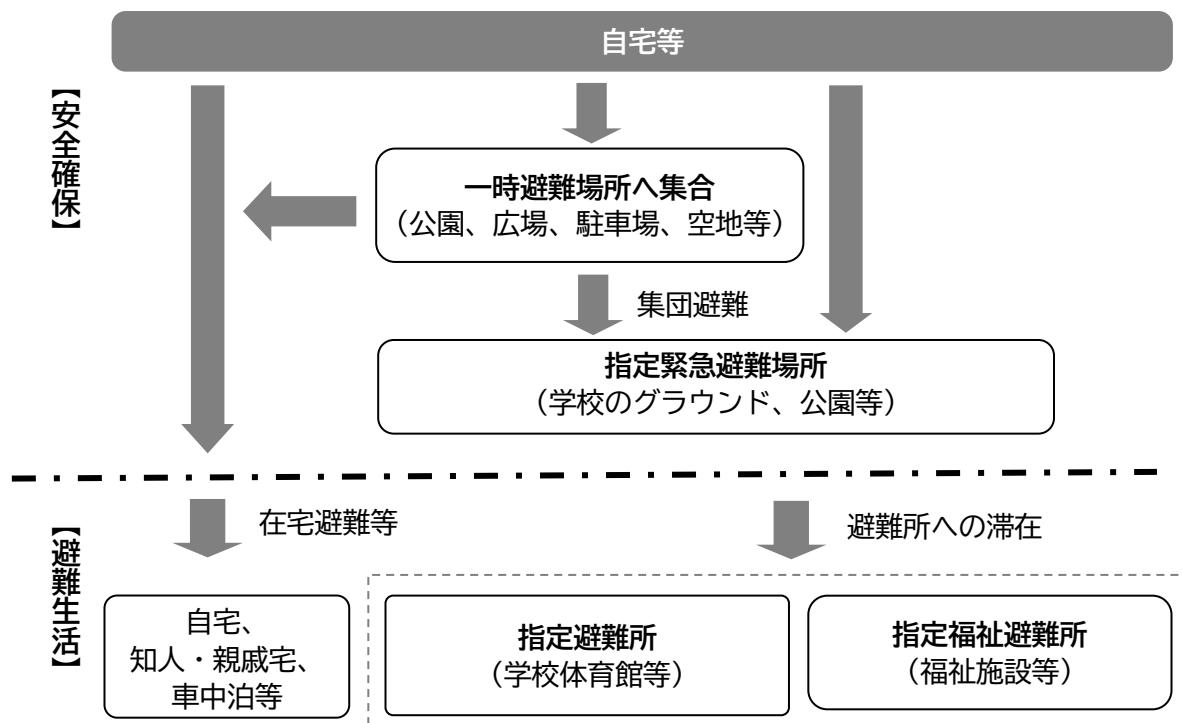
- 地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置及び避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。
- 在宅避難者をはじめとした、避難所以外で生活する被災者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。
- 大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、被災者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難の実施	危機管理班、広報班、消防団、狭山警察署、自主防災組織
第2 避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第3 広域避難・広域一時滞在	危機管理班、施設管理者

第8章
第1節

【避難行動の一例】



第1 避難の実施

1 避難情報の発令

市本部長、知事、警察官、自衛官等は、災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

市本部長（市長）は、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促す必要があるときは、高齢者等避難*を発令する。

【避難情報の種類】

種類	市民等がとるべき行動	警戒レベル*
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難※1に時間を要する者は避難を開始する。 それ以外の市民も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できる体勢をとる。	警戒レベル3相当
避難指示*	危険区域の市民等は避難する。	警戒レベル4相当
緊急安全確保*	まだ避難していない危険区域の市民等は直ちに安全な場所へ避難する。	警戒レベル5相当

※1 避難には「立退き避難」と「屋内安全確保」がある。

「立退き避難」……災害リスクのある区域等の居住者等が自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること

「屋内安全確保」……災害リスクのある区域等の居住者等が自宅・施設等において、上階への移動や高層階に留まること等

【避難指示等の発令権者及び要件】

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○高齢者等避難 警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき。	災害対策基本法第56条第1項
	○避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	○緊急安全確保 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第3項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○市長が避難のための立退き等を指示することができないと認められるとき。 ○市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の危険な事態があり、特に急を要すると認められるとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者*	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

2 警戒区域*の設定

市本部長（市長）、知事、警察官、自衛官、消防職員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

【警戒区域の設定権者及び要件・内容】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施する災害対策基本法第 63 条第 1 項に係る事務について全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第 73 条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
消防職員又は消防団員	○火災の現場においては消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
消防団長・団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。 ○消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条 消防法第 28 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	○消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条

3 避難情報等の周知

(1) 避難情報等の周知

避難情報の発令又は警戒区域の設定を行った場合は、市（広報班）は、速やかに次の内容を市民等に周知する。

- ①要避難対象地域及び対象者
- ②避難先
- ③避難指示等の理由
- ④避難時の留意事項
- ⑤その他必要な事項

避難指示等を行う場合は、その内容を防災行政無線（同報系）、広報車、市公式ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS等のあらゆる広報手段を用いて周知する。

周知の際は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう十分に配慮する。また、解除の場合も同様とする。

(2) 避難指示等に伴う報告

実施責任者が、避難のための立退きの指示又は命令を行った場合は、直ちに次に定める事項を関係機関に報告するものとする。

- ①災害の態様
- ②避難指示等を発した日時及びその内容
- ③地域名ならびに対象人員
- ④開設する避難所（施設名）

(3) 避難情報等の解除

避難情報を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

(4) 避難情報等の共有

避難情報の発令及び警戒区域の設定を実施した場合又は解除した場合、市（危機管理班）、消防団、消防組合、県、警察署、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

4 避難誘導

市及び防災関係機関は次のとおり避難誘導を行う。

- ア 避難情報を発令した場合、市（危機管理班）は避難対象地域の指定緊急避難場所に担当員を配置し、災害の種類に応じた安全な避難スペースに誘導する。
- イ 警察署、消防団、自主防災組織等は避難対象地域の市民等の避難誘導を行う。また、自治会単位等での集団避難を促進する。
- ウ 地域支援者は自身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難支援に努める。

工 要配慮者利用施設*の管理者等は、避難確保計画等に沿って、施設利用者の円滑な避難誘導を行う。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所開設の基準

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、市（危機管理班）は速やかに所定の指定避難所を開設する。

また、災害により住宅の罹災者が発生した場合等で市本部長が必要と認める場合、市（危機管理班）は開設する避難所を選定し、該当地区の現地災害対策本部に避難所の開設を指示する。

なお、指定避難所の開設・運営の詳細は、避難所開設・運営マニュアルによるものとする。

(2) 避難所の選定

市（危機管理班）は災害の状況、市民の罹災状況等を勘案し、開設する避難所を選定する。

なお、開設可能な指定避難所だけでは施設が不足する場合は、指定緊急避難場所に指定されている施設（屋内施設のみ）を臨時避難所として開設することとし、その開設を当該地区の現地災害対策本部に指示するとともに、災害協定を締結するホテル・旅館への協力を要請する。また、市民等に対して車中避難や親族・友人宅への避難を呼びかける。

(3) 避難所の開設方法

避難所の開設は地域住民と該当地区の現地災害対策本部の避難所班、施設管理者等が協力して行う。

開設に当たっては、施設の安全点検を速やかに実施し、避難所としての使用可否を判断するとともに、避難者の安全確保措置を講じる。

(4) 避難所開設の広報

市は、避難所の開設が完了次第、「第1章 第5節 第3 災害広報・広聴活動」に準じた広報活動を行う。

(5) 避難所開設の報告

現地災害対策本部避難所班員は、避難所の開設完了後、直ちに現地災害対策本部長に報告する。報告を受けた現地災害対策本部長は市本部長に報告する。

避難所を開設した場合、市（危機管理班）は県災害オペレーション支援システムにより、次の事項を県に報告する。

- ①避難所の開設の目的、日時及び場所
- ②箇所数及び収容人数
- ③開設期間の見込み

(6) 指定避難所等への応援体制

指定避難所等の開設は、地域住民と現地災害対策本部避難所班員等が行うこととなるが、要員が不足する場合、災害対策本部は緊急救助隊を編成、出動させることで当該地区的対応力充実を図る。

(7) 在宅避難者への支援

市は、自宅が倒壊・焼失せずに無事であり、在宅避難している市民に対して、飲料水、食料及び救援物資の配給、情報提供等の支援を行う。また、在宅避難者に対してこのような支援を実施していることを防災行政無線や広報車等の手段を用いて周知する。

避難所等に避難している市民に対しても、自宅が倒壊・焼失せずに最低限の生活ができる場合は、可能な限り自宅での避難生活を呼びかける。なお、在宅避難は、応急危険度判定が実施されている建物を対象とすることを原則とする。

2 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、避難者の代表者、施設管理者、市職員等で組織する避難所運営会議が自主的に行う。

避難所運営会議は、当該地区の現地災害対策本部との連絡調整や避難者のニーズ把握に努める。

避難所運営会議は女性に配慮した避難所運営を行うために、原則として複数の女性を参加させるとともに、交代要員の確保に配慮する。また、特に、高齢者や身体障害者等の福祉ニーズに十分配慮するとともに、避難所の良好な生活環境の確保に努め、避難者のプライバシー、女性や乳幼児を含むこども、性的マイノリティ* (LGBTQ*)、宗教的な問題等に配慮する。

さらに、避難所運営に当たって機能別団員や専門性を有する外部支援者、災害ボランティア等の支援が受けられるよう活動環境を整える。

(1) 避難者の受入れ

避難所に避難してきた被災者について、狭山市への住民登録の有無に関わらず受入れる。

(2) 避難者名簿の整備

避難所運営会議は、避難所ごとに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、避難者数、飲料水、食料、物資等の需要を把握し、当該地区の現地災害対策本部を通じて市（市民班）に報告する。

避難者名簿は原則として開示しない。ただし、「人の生命、身体ならびに財産の保護のために必要とみなされる」場合は、市本部長の判断のもと開示することができる。〈「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（内閣府）〉

(3) 通信手段の確保

避難所の開設・運営状況等を市（市民班）、各地区現地災害対策本部が円滑に共有できるよう、通信連絡手段の確保に努める。

また、電気通信事業者の協力を得て、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 衛生確保等

指定避難所の状況に応じて仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等を配備し、快適なトイレ環境を整備する。

また、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等の必要な措置を講じるものとする。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮

避難所における避難行動要支援者をはじめとした要配慮者の支援を行うため、要配慮者支援班を設置し、要配慮者を受け入れるスペースを確保するとともに、避難してきた避難行動要支援者の名簿を作成し、受入れ人数の把握を行う。さらに、避難行動要支援者名簿との照合を行い、避難行動要支援者の障害の程度、持病等を把握するとともに、必要に応じて、福祉避難所等への移送に向けた調整を行う。

【要配慮者の支援体制】

担当	業務内容
【市本部】 避難行動要支援者支援会議 (危機管理班、自治文化班、市民班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班)	①優先度が高い避難行動要支援者への対応 (避難誘導等) ②避難行動要支援者全般の安否確認 ③ボランティアとの連携 ④物資の確保・分配 ⑤要配慮者の相談体制の整備 ⑥医療・保健・福祉に関する支援の調整 ⑦福祉避難所に関すること ⑧要配慮者支援班との連携・調整
【避難所運営会議】 要配慮者支援班 (避難者、地域支援者（自治会員、民生委員・児童委員等）)	①避難行動要支援者の避難状況の把握 ②要配慮者の相談窓口の設置 ③要配慮者の状況及びニーズの把握

- また、要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮として、次の取組を行う。
- ア 高齢者、障害者、難病患者、医療的ケア児（者）、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳室、クールダウンスペース*等を開設当初から設置できるように努める。トイレについては、女性用を多く設置するとともに、バリアフリートイレを設置する。
- イ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、男女別の物干し場所、更衣室、休養スペース、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定を行う。
- ウ 生理用品・女性用下着等の必要な物資を整備するとともに、女性による配布や女性専用スペースでの配布を行うなどの配慮を行う。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性のニーズに配慮する。
- エ 必要に応じて女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。
- オ 女性に対する相談員の配置、相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用するとともに、必要に応じて警察署による夜間パトロールの強化及び避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。
- カ 性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、相談員等はアウティング*を行わないよう十分配慮する。
- キ 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、当該課題等の解

決に向けたきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施に向けた体制を整備する。

ク 民生委員・児童委員や訪問介護員の訪問等による要配慮者の実態調査を実施し、要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮するとともに、保健師・助産師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

ケ 家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮した避難所レイアウトの検討を行う。

コ 日本語による意思疎通が困難な外国人のため、外国語通訳・翻訳ボランティア等を派遣する。

(6) 要配慮者等に必要な物資等の支給

市（契約検査班）は、要配慮者等のために必要な物資等を速やかに調達できる体制を確保する。特に、高齢者、身体障害者、乳幼児、アレルギー患者、透析患者等に配慮した食料の供給に努める。

(7) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

市（現地災害対策本部避難所班）は、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド等を設置するなど、避難所における良好な生活環境の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

そのため、避難所運営委員会を通じてトイレの設置状況、パーティション、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等、避難所における生活環境の把握に努め、入浴及び洗濯等の生活に欠かせない水や栄養バランスのとれた適温の食事の確保など、必要な措置を講じるよう努める。

(8) 避難者の健康管理

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、良好な衛生状態の維持及び避難者の健康状態の十分な把握や福祉的な支援の実施に努める。

また、保健師等による健康相談、メンタルケアの実施体制を確立するとともに、市医師会等との協定に基づいた医療救護班による巡回診察の実施等の必要な措置をとる。

市（障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班）は、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態について、特段の配慮を行い、医療機関や福祉避難所への移送等の必要な措置をとる。

(9) 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症対策

市（健康づくり支援班）は、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の感染拡大のおそれがある場合、国の通知及び県の「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿った次の対策を講じる。

- ①住民への適切な避難行動の周知
- ②感染症対策に有効な物資の準備
- ③受付時の健康状態の確認
- ④適切な避難所レイアウトの検討
- ⑤発熱者等の専用スペースの確保及び体調不良への適切な対応
- ⑥自宅療養者の避難対応
- ⑦感染症対策の徹底

(10) 避難者と共に避難した動物の取扱い

市（環境班）は、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについてあらかじめ定めるとともに、適切な受入体制の確保に努める。

なお、避難所では様々な価値観を持った人が共同生活を営むことを鑑み、市（現地対策本部避難所班）は、避難者の居住スペースへの動物の持ち込みを原則として禁止とし、別の場所に動物専用の避難スペースを設置し、ケージ等に収容した状態で避難させる。動物専用の避難スペースについては、避難所の収容能力が不足するなど、やむを得ない場合を除き屋内に設置する。

動物への給餌、排泄物の清掃等の管理、専用スペースで飼養した場合の撤去後の現状復旧等は動物と避難してきた者の責任とする。

(11) 避難所運営の長期化時の対応

避難所運営の長期化が予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、指定避難場所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、市（危機管理班）は全局的なローテーションによる避難所への職員派遣体制をとる。

(12) 避難所運営マニュアルの改訂

市（危機管理班）は、実災害への対応や地域の実情に応じて、適宜、避難所開設・運営マニュアルの改訂に努める。

3 在宅避難者等の支援

市（市民班）は、在宅避難者や知人・親戚宅への避難者、車中避難者等の情報把握に努めるとともに、飲料水、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供、情報の提供等の必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。特に車中避難者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

市（市民班）は、在宅避難者等の把握を行うため、在宅避難者や知人・親戚宅への避難者、車中避難者等に対し、最寄りの指定避難所へ状況を報告するよう広報を行うとともに、自治会・自主防災組織等に、在宅等避難者の安否、支援ニーズ等の状況調査及び報告を依頼する。

第3 広域避難・広域一時滞在**1 広域避難**

避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

市（危機管理班）は、県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求め

る。緊急を要する場合は、県に報告した上で当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

2 広域一時滞在

市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

市（危機管理班）は、県内の他市町村に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。また、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。

市（危機管理班）は、相互応援協定を締結している市町村に広域一時滞在の受入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして要請する。

(2) 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町村から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じて受入れに努める。

3 二次避難（移送）

大規模災害時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、県内他地域又は他県（更に遠県）への二次避難（移送）を実施する。

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合又は県内での受入れが不可能になった場合、市（危機管理班）は県に依頼し、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

第9節 災害時要配慮者対策

【方針】

- 災害時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。
- 避難生活等に困難を伴う要配慮者を適切に支援する。
- 外国人が理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難行動要支援者等の避難支援	危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署、自治会、民生委員・児童委員
第2 避難生活における要配慮者支援	自治文化班、市民相談班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、現地災害対策本部
第3 社会福祉施設の入所者等の安全確保	災害対策本部、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、施設管理者
第4 外国人の安全確保	市本部、自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部

第1 避難行動要支援者等の避難支援

市（危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班）、地域支援者（消防団、消防組合、警察署、自治会、民生委員・児童委員）等は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画*を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、情報の管理等を徹底する。災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画上の情報を提供することに同意のない者についても必要な範囲で地域支援者等に情報を開示・提供する。（開示基準については「狭山市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を参照）

また、地域支援者や近隣住民等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行い、必要に応じて福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に移送する。

なお、地域支援者をはじめとする、避難支援関係者は、災害時には自身やその家族の安全を確保した上で、災害情報伝達や的確な避難誘導を行う。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活支援物資の供給

市（自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、保健センター班、現地災害対策本部）は、アレルギー対応食などの要配慮者向けの飲料水、食料、生活必需品等の調達及び供給を行う。配布を行う際には、一般向けの配布と場所や時間を別に設ける等の配慮を行う。

2 相談窓口の開設

市（市民相談班）は必要に応じて相談窓口を開設し、市職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

なお、必要に応じて県に対し、社会福祉士、介護福祉士、保育士等の多職種で構成される災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所に派遣し、要配慮者のスクリーニングや相談業務、応急的な介護等の福祉的支援を行うよう要請する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員及び福祉相談員を配置又は巡回させる。

3 巡回相談支援の実施

市は、市職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等により、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、健康被害の最小化や災害関連死の予防のための相談等を行い、必要な支援機関へつなげる。

4 福祉避難所の活用

市（危機管理課、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班）は、市とあらかじめ協定を締結している社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。また、不足する場合は災害協定を締結している福祉施設等の協力を得て予備福祉避難所を開設する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設できるよう調整に努める。

5 在宅避難を行う要配慮者等への支援

在宅避難を行う要配慮者等に対しても、指定避難所に避難する要配慮者と同様の支援が行われるよう支援体制を確保する。

第3 社会福祉施設の入所者等の安全確保

社会福祉施設の管理者は、災害時に自らの施設に入所する要配慮者を安全に避難させる

とともに、平常時から入所者の避難生活に必要な飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

市は、社会福祉施設の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第4 外国人の安全確保

1 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(1) 安否確認の実施

市（市本部、現地災害対策本部）は、必要に応じて外国人住民に係る住民票等に基づき安否確認を行うとともに、調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市（市本部、現地災害対策本部）は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

市（自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部）は、狭山市国際交流協会、通訳・翻訳ボランティア等の協力を得て、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、チラシ、災害広報紙等を発行し、生活支援情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市（自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部）は、狭山市国際交流協会及び通訳・翻訳ボランティア等の協力を得て、必要に応じて災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（自治文化班）は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第Ⅰ〇節 物資供給・輸送対策

【方針】

- 震災時に市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材、医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
- 大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。
 - ①市民の安全を確保するために必要な輸送
 - ②被害の拡大を防止するため必要な輸送
 - ③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 飲料水等の供給	契約検査班、水道施設班
第2 食料の供給	契約検査班、学校給食班、避難所運営会議
第3 生活必需品等の供給	契約検査班
第4 医薬品等の供給	健康づくり支援班
第5 救援物資の募集・受入れ	契約検査班
第6 緊急輸送	危機管理班、契約検査班、財産管理班、みどり公園班

第1 飲料水等の供給

1 給水活動の実施

市（水道施設班）は断水の状況や医療機関等の重要施設の給水需要を把握し、給水活動を実施する。

(1) 重要施設への給水

断水地区の医療機関（特に市内後方医療機関、災害拠点病院及び災害時連携病院）、社会福祉施設、福祉避難所等の重要施設を優先し、給水車等による給水を行う。

(2) 被災者への給水

ア 拠点給水

各家庭への戸別給水は行わず、断水区域内の世帯数等を勘案して指定避難所、指定緊急避難場所等に給水拠点を設置する。

給水拠点における給水は原則、受水槽を通じて行うこととするが、受水槽が設置されていない施設等を給水拠点とする場合については、仮設給水栓、仮設給水槽の設置又は非常用飲料タンクを活用して給水を行う。

市民等は自身で用意した容器にて受水することを原則とするが、容器の確保が困難な場合については、市が備蓄する給水バッグ等を活用する。

イ 給水に関する広報の実施

市(水道施設班)は給水場所や時間、その他受水時の注意事項等を市民等に周知する。

【給水量の基準】

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで
目標応急給水水量	3 ℥/人・日	20 ℥/人・日	100 ℥/人・日	250 ℥/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面等最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	耐震性貯水槽、受水槽、給水車等	基幹管路付近の可搬式応急給水栓	配水管上の可搬式応急給水栓	仮配管からの各戸共用給水

(3) 給水施設の応急復旧

市(水道施設班)は上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) 応援要請

市(水道施設班)は、活動体制、資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに日本水道協会等に応援要請を行うとともに、その他の地方公共団体等からの応援の申し出があった場合は、速やかに受入調整を行う。

(5) 飲料水の調達

市(契約検査班、水道施設班)は、自らが実施する給水活動のみでは避難者等の飲料水が不足する場合、災害協定を締結した団体・企業等から飲料水を調達し、避難所等に供給する。

(6) 生活雑用水の供給

生活雑用水の給水担当者は、緊急救助隊を含めた現地災害対策本部にて決定の上、派遣する。

ただし、市指定防災井戸、災害時における井戸水の供給協定締結事業所の工業用井戸及び学校のプールの利用にあっては、所有者又は施設管理者の承諾のもと、その指示に従うものとする。

2 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(1) 物資拠点の開設、運営

市(契約検査班)は、物資の搬出及び搬入を行う物資拠点を開設し運営する。

(2) 物資拠点の要員の確保

市(契約検査班)は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

第2 食料の供給

1 備蓄食料の活用

地震発生直後（3日程度）は、原則として市民が持参した家庭内備蓄食料及び市や県の公的備蓄食料を活用する。

2 食料の供給

（1）食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおり。

- ①避難指示等に基づき指定避難所等に避難している者
- ②住家が被害等により炊事が不可能な者
- ③旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ④災害による流通支障等で食料を得られない者
- ⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の施設利用者
- ⑥災害応急対策活動従事者（災害救助法の対象外）

（2）食料需要の把握

市（契約検査班）は、在宅避難者を含む避難者、職員及び応援隊の食料需要を災害対策本部から収集する。

（3）食料の調達・輸送

市（契約検査班）は災害協定を締結している事業者等に対し、避難所等への食料の供給を要請する。調達品目は要配慮者（食物アレルギーのある避難者を含む）に配慮した上で決定する。

食料調達事業者が避難所へ配送できない場合、災害協定を締結している事業者等に配達を要請する。

また、必要に応じて物資集積拠点を開設し、食料の一時集積及び各避難所への配達を行う。

（4）食料の支給

各避難所において、現地災害対策本部避難所班は避難所運営委員会等の協力を得て、供給食料の受入れ、配分及び避難者への支給を行う。

3 炊き出しの実施

市（学校給食班）は、避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の供給を実施する。炊き出しの優先順位は、指定避難所で実施するもの、給食センターで実施するものの順とし、不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請する。

（1）実施方法

避難所運営会議は、ボランティア団体及び避難者の協力のもと、当該避難所において炊き出しを行う。

現地災害対策本部は、必要に応じて市本部を通じて、給食センターに炊き出し給食を要請する。

(2) 食材等の調達

炊き出し用の食材等の供給は市(契約検査班)を通じて災害協定を締結している事業者等に要請する。

米穀の調達が困難な場合は県に供給を要請する。なお、交通、通信の途絶、被災地からの孤立等により災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省(農産局)に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) 応援要請

炊き出しの人員、資機材等が不足する場合は県に協力を要請し、赤十字奉仕団等の応援、特定給食施設への調理委託、県LPガス協会等から避難所へのLPガス等代替エネルギーの供給を受ける。

また、必要に応じて自衛隊災害派遣部隊に炊き出しの支援を要請する。

第3 生活必需品等の供給

1 備蓄品の活用

「第1章 第10節 第2-1 備蓄食料の活用」に準ずる。

2 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の供給対象者

生活必需品等の供給対象は次のとおり。

住家が全半壊(焼)、流出、床上浸水等の被害に遭い、衣服、寝具、その他の生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 生活必需品等の需要把握

「第1章 第10節 第2-2-(2) 食料需要の把握」に準ずる。

生活必需品等の需要把握に当たっては、時間の経過とともに変化するニーズ、夏季や冬季のニーズ、要配慮者のニーズや、性別や文化の違いによるニーズの違いに配慮する。

(3) 生活必需品等の調達・輸送

「第1章 第10節 第2-2-(3) 食料の調達・輸送」に準ずる。

(4) 生活必需品等の支給

「第1章 第10節 第2-2-(4) 食料の支給」に準ずる。

第10節
第1章

第4 医薬品等の供給

「第1章 第6節 第2-1-(7) 医薬品・衛生材料の管理・補給」に準ずる。

第5 救援物資の募集・受入れ

1 救援物資の募集・受付

救援物資の募集・受付は、仕分け等の手間を考慮し、原則、企業、団体等からの大口のものに限定する。

市（契約検査班）は、企業、団体等からの支援の申出について提供申出者を登録し、必要なときに配送先等を連絡し、供給を要請する。

2 救援物資の受入れ・管理

市（契約検査班）は物資集積拠点（地域内輸送拠点）を開設し、施設管理者及び災害協定団体の協力を得て救援物資の受入れ、配分、保管等を行う。

なお、大量の救援物資を扱う場合は、民間物流事業者が持つノウハウ、人的資源、倉庫等の施設を活用する。

第6 緊急輸送

市（契約検査班）は、輸送車両等を調達の上、あらかじめ定めた系統に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の緊急輸送を実施する。

緊急輸送については、市所有車両を活用するほか、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会いるまの支部に依頼する。市が必要とする車両等が調達不能となった場合は、県に対して調達及びあっせんを要請する。

1 陸上輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が行う緊急輸送の範囲は、次のとおり。

- ①災害対策要員の輸送
- ②医療、助産及び救護を必要とする要配慮者の輸送
- ③災害対策活動用資機材及び車両の輸送
- ④飲料水、食料、生活必需品等の救援物資の輸送
- ⑤その他必要な物資及び人員の輸送

(2) 車両の確保

市（財産管理班）は、市有車両を管理し、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

市有車両のみで不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、災害協定を締結している運送事業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

(3) 緊急通行車両等の確認

大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。

ア 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとする。

- ①警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- ②消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- ⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認手続等

市（財産管理班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に届出する。

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

ウ 規制除外車両の確認事務

緊急通行車両以外の車両で、大規模地震の発生時において速やかに緊急交通路の通行を認めることができる車両については、規制除外車両として公安委員会が通行を認めることとなることから、公安委員会は、適切に規制除外車両の確認事務を行う。

市（財産管理班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記イに準ずる届出を行う。

- ①医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ②医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④建設用重機、道路啓開*作業用車両又は重機輸送用車両

2 航空輸送等

県からの指示があった場合又は市本部長が航空輸送が必要と判断した場合、市（財産管理班、みどり公園班）はヘリコプター臨時離着陸場を開設する。

市（財産管理班、みどり公園班）は、ヘリコプター臨時離着陸場予定地について開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、自衛隊等の協力を得て開設作業等を行う。

【ヘリコプター臨時離着陸場予定地】

施設名	所在地
上奥富運動公園	上奥富 999
堀兼・上赤坂公園	堀兼 2484-3

第11節 市民生活の早期再開

【方針】

- 災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。特に、中規模半壊以上の住宅罹災者には被災者生活再建支援金*を速やかに支給できるよう、住家の被害認定調査を速やかに実施する。
- 被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿及び生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
- 動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
- 災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、迅速に住居を提供するため、公的住宅の利用の検討や応急仮設住宅の用地確保及び設置計画の策定を行う。また、災害により半壊（焼）、準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理を行うことで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
- 震災時において、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講じる。
- 被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等の広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害救助法の適用	福祉政策班
第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付	市本部、資産税班、市民班、各班
第3 がれき処理等廃棄物対策	資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築審査班
第4 動物愛護	環境班
第5 応急住宅対策	公共施設管理班、福祉政策班、建設総務班、市街地整備班、道路維持班、開発審査班、建築審査班
第6 文教対策	教育総務班、教育指導班、学校、幼稚園
第7 生活再建等の支援	収税班、産業振興班、商業観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用要請

市（福祉政策班）は、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおり。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯の数が100世帯以上に達した場合
- ② 県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が①の1/2に達した場合
- ③ 県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数12,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情^{※1}がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- ④ 多数の者が生命及び身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※2}に該当する場合

※1 災害救助法施行令第1条第1項第3号の規定による特別な事情

- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

※2 災害救助法施行令第1条第1項第4号の規定による基準

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

(2) 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の指標となる滅失世帯数は、被害家屋調査結果により算定する。

ア 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家が「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。全壊（全焼・流失）に至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定方法】

住家の状況	算定基準
全壊（全焼・流失）	1世帯
半壊（半焼）	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態	1/3世帯

イ 住家被害程度の認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による。

2 災害救助法による応急救助の対象

(1) 応急救助の種類

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を市長に通知し、通知を受けた市長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	狭山市
炊出しその他のによる食品の給与	7日以内	狭山市
飲料水の供給	7日以内	狭山市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	狭山市
医療及び助産	14日（ただし、助産分娩した日から7日間）以内	医療班派遣=県及び日赤埼玉県支部（委任の場合を除く）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	狭山市
被災者の救出	3日以内	狭山市
埋葬	10日以内	狭山市
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも 2年以内	対象者、設置箇所の選定=狭山市 設置=県（委任の場合を除く）
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	10日以内	狭山市
死体の搜索	10日以内	狭山市
死体の処理	10日以内	狭山市
障害物の除去	10日以内	狭山市

（注）災害が発生するおそれがある場合では、「避難所の設置」費用のみが対象となる。

(2) 救助の実施に係る費用等

市（福祉政策班）は、災害救助法の適用対象事務を担当する各班、輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務を実施する各班に、関係帳簿の作成を依頼するとともに、作成された帳簿を取りまとめて県に報告する。

また、災害ボランティアセンターの運営を市社会福祉協議会に委託する場合はボランティアの調整事務にかかる費用が災害救助法の対象となることから、関係帳簿の整理を市社会福祉協議会に依頼する。

なお、災害救助法に基づき、市長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

【輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務の対象経費】

輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費	①被災者の避難に係る支援 ②医療及び助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤死体の搜索 ⑥死体の処理 ⑦救済用物資の整理配分
救助事務の対象経費	①時間外勤務手当 ②賃金職員等雇上費用 ③旅費 ④消耗品費 ⑤燃料費 ⑥食糧費 ⑦印刷製本費 ⑧光熱水費 ⑨修繕費 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託費 ⑫通信運搬費

(注) 災害が発生するおそれがある場合においては、「被災者の避難に係る支援」に係る経費のみが対象となる。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

1 被災者台帳の作成

市（各班）は、災害時に被災者の支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成し、運用する。

(1) 被災者台帳の作成

市は、災害発生後速やかに「被災者支援システム」を立ち上げ、被災者台帳を作成する。

【被災者台帳の記載（記録）内容】

【災害対策基本法第90条の3】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥援護の実施の状況
- ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧その他（内閣府令で定める事項）

【災害対策基本法施行規則第8条の5】

- ①電話番号その他の連絡先
- ②世帯の構成

- ③罹災証明書の交付の状況
- ④市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤前項に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被害者に係る個人番号
- ⑦前各項に掲げるもののほか、被災者の支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 被災者台帳の利用及び提供

市（各班）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

- ①本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき
- ③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が被災者への援護に必要な限度で利用するとき

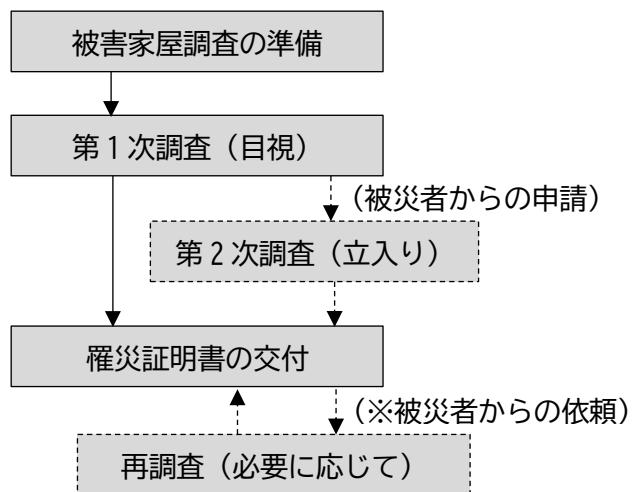
市は、地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り当該申請者に台帳情報を提供することができる。なお、申請者は利用目的を明らかにするとともに、市は、当該提供により不当な目的に使用されるおそれがあると認められる場合には、提供を控える。

なお、被災者台帳にマイナンバーが記載又は記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供する

2 住宅の被災調査・罹災証明書等の交付

市（資産税班、市民班）は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。



【罹災証明のフロー】

(1) 住家被害調査

市（資産税班）は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害調査を行う。

調査に当たっては被害状況を踏まえて調査計画を作成し、調査員、調査資機材等を確

保して行う。調査要員が不足する場合は、県や災害協定を締結する他市町村、土地家屋調査士会等に応援協力を要請する。

火災により焼失した家屋等については、消防組合が消防法に基づく火災調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

市（市民班）は、罹災証明書の申請受付について広報し、被災者から罹災証明書の交付申請を災害相談窓口等で受け付ける。また、住家被害調査結果に基づき罹災証明書を交付する。

申請期限は災害発生日からおおむね3か月までとするが、必要に応じて延長するものとする。

(3) 罹災届出証明書の交付

市（市民班）は、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を必要に応じて被災者に交付する。

第3 がれき処理等廃棄物対策

市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班）は、狭山市災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物処理を計画的に推進する。

1 処理体制の確保

市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班）は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設等の利用を調整する。

2 がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

市（奥富環境センター班、稻荷山環境センター班）は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

市（資源循環推進班）は選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理体制を確保する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るなど、適正な処理に努める。

【仮置場候補地】

施設名	所在地	面積
奥富環境センターストックヤード	下奥富 1509 他	3,976 m ²
憩いの家跡地	上奥富 868 他	6,716 m ²

3 し尿処理

市（資源循環推進班、奥富環境センター班）は、し尿の収集体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

また、必要に応じて「仮設トイレ設置計画」に基づき、備蓄している仮設トイレを避難所に設置し、自宅のトイレが断水又は下水管の破損等により使用不能になっている世帯に簡易トイレを配布する。備蓄分のみでは不足する場合は、県、災害協定を締結している団体、市内リース会社等に協力を要請する。

また、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。また、仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行う。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生環境の向上を図る。

4 生活ごみの処理

市（奥富環境センター班、稻荷山環境センター班）は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生環境の向上を図る。また、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図ることで、生活ごみの早期の処理に努める。

5 損壊家屋の解体

倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の解体運搬処理は、原則として所有者自らが行うものとするが、災害の規模や被害の状況に応じて、公費負担での実施について県・国と協議して決定する。

市（資源循環推進班、道路維持班、開発審査班、建築審査班）は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力を要請を行う。

6 石綿飛散防止対策の実施

市（資源循環推進班、道路維持班、開発審査班、建築審査班）は、建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念される場合、国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に準じて災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

7 広域的な連携・調整

市（資源循環推進班）は、効率的な処理体制を構築するため、国、県、被災市町村及び関係者による「災害廃棄物連絡協議会」を設置し、処理状況の把握、搬送ルート及び最終処分場の確保を図る。

第4 動物愛護

1 避難所における動物の適正な飼養

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについては、「第1章 8節 第2-2 避難所の管理・運営」に準じる。

2 動物保護

市（環境班）は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容・管理する。

3 情報共有

市（環境班）は、獣医師会等と連携して、次の情報を県と共有する。

- ①地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ②必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ④他都県市への連絡調整及び応援要請

第5 応急住宅対策

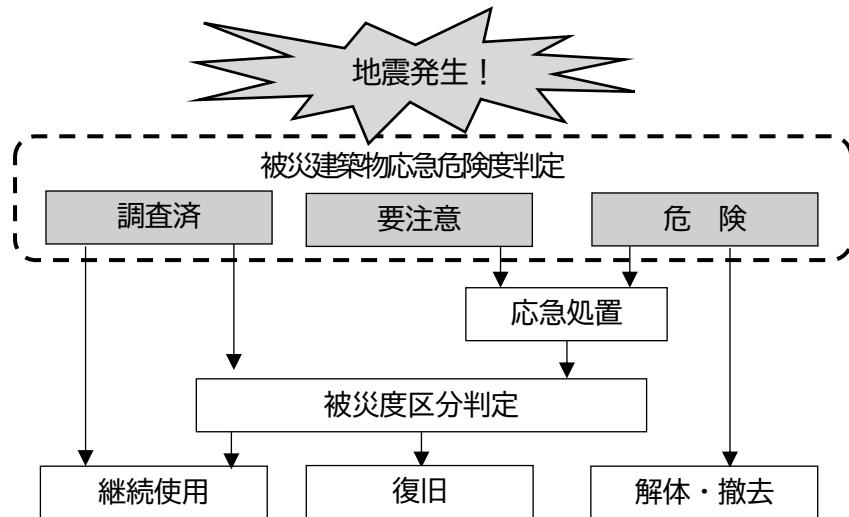
1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

市（開発審査班、建築審査班）は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、被災状況を踏まえて危険度判定を要する地区を選定し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

なお、判定については市本部、現地災害対策本部、避難所、病院、緊急輸送道路等に係る建築物等を優先して行う。

情報収集後、判定実施計画を策定し、災害協定を締結している建築士会等に参集を要請し、かつ、県のマッチングシステムにて参集を要請する。また、県内で判定士の確保が困難な場合は、県を通じて他県への参集要請を依頼する。

判定ステッカーは、建築物の所有者、居住者、近くの通行者等に危険度判定結果を知らせるため、出入り口や危険箇所付近の目立つ場所に貼付する。



【被災建築物応急危険度判定のフロー】

2 被災住宅の応急修理

市（公共施設管理班、福祉政策班、市街地整備班、道路維持班、開発審査班）は、災害により住宅が半壊、半焼又は準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

住宅応急復旧に当たって、市（建設総務班）は、災害協定を締結している狹山市建設業協同組合、狹山市建設安全協力会、狹山市建設業組合、狹山市管工事業協同組合及び狹山造園組合に修理、建設、障害物の除去等に必要な資機材の調達・搬送、要員の確保等を要請する。

なお、設計、工事監理等については、公共施設管理班が担当する。

3 応急住宅の供給

災害救助法が適用された場合、県は住宅を失った被災者の応急住宅を確保する。

市（市街地整備班）は建設型応急住宅の建設用地の確保、入居者の選定、管理等において県に協力する。

（1）既存住宅（公的住宅等）の確保

市（市街地整備班）は、県を通じて、県営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き状況及び公的宿泊施設の情報を収集し、住宅を失った被災者に提供する。

（2）応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を確保する。

市（市街地整備班）は災害による住宅等の被害調査の結果から応急仮設住宅の必要な概数を把握する。

ア 借上型応急仮設住宅の確保

市（市街地整備班）は民間賃貸住宅の一時借上げによる借上型応急仮設住宅の確保を県に要請する。

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として被災者に提供する。

イ 建設型応急仮設住宅の確保

県は早期に建設型応急仮設住宅を設置するため、住宅の設置に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、市、関係業界団体等との調整を図る。

市（市街地整備班）はライフライン及び交通等の利便性を考慮し、応急仮設住宅の建設用地を確保する。用地の選定に当たっては、原則として、事前に市が選定する応急仮設住宅建設候補地を優先するが、やむを得ず私有地を使用する場合は、所有者との間に賃貸契約を締結する。

また、市（市街地整備班）は、県が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

（3）入居者の選定

市（市街地整備班）は災害相談窓口等で応急仮設住宅への入居の申し込みを受け付け、県が定める基準を基に、入居者の選定を行う。

応急仮設住宅への入居対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

- ①住宅が全焼、全壊又は流失した者
- ②居住する住家がない者
- ③自らの資力をもってして、住宅を確保できない者

なお、入居者の選定に当たっては、要配慮者の優先に努めるほか、地域的な結びつきや近隣の状況、家庭動物の飼育状況等コミュニティの形成を考慮して行う。

4 住宅関係障害物除去

災害救助法が適用された場合、住宅内の居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分に堆積した土石等の除去を行う。

（1）除去の受付

市（建設総務班）は、災害相談窓口等において、住宅関係障害物除去の申し込みを受け付ける。

住宅関係障害物除去の対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

- ①半壊、半焼又は床上浸水した住家に居住する者
- ②住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にある者
- ③自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者

（2）作業体制

市（建設総務班）は、必要に応じて災害協定を締結している狭山市建設業協同組合、狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合、狭山市管工事業協同組合及び狭山造園組合に住宅関係障害物除去の協力を要請する。

作業要員及び資機材が不足する場合は、県に対して支援を要請する。

第6 文教対策

1 応急教育

(1) 災害発災時の学校の対応

災害時の学校における対応は次のとおり。

- ①学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ②学校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、市（教育指導班）に報告する。
- ③学校長は、状況に応じ、市と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- ④学校長は、避難所の開設等災害対策への協力及び学校管理に必要な職員の確保をし、万全の体制を確立する。
- ⑤学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ⑥学校長は、応急教育計画について、市教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童生徒等に周知徹底する。
- ⑦学校長は、児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当てを行うなど、その万全を期す。
- ⑧学校長は、学校等において、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃及び伝染病等の予防に万全を期す。

(2) 応急教育の実施

市（教育指導班）は、学校長、現地災害対策本部等と連絡を密に取り、災害時に必要となる次の対応について、所管する学校を指導及び支援する。

- ①学校長は、教職員を掌握するとともに、校舎内外の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、市（教育指導班）と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- ②市（教育指導班）は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ③学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期す。
- ④学校長は、応急教育計画に基づき学校に収容できる児童生徒等を学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
- ⑤学校長は、避難した児童生徒等について、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(1)に準じた指導を行うように努める。
- ⑥避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合、学校長は市（教育指導班）に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- ⑦学校長は、災害の推移を把握し、市（教育指導班）と緊密に連絡の上、可能な限り早期に平常授業を再開するように努め、その時期について早急に保護者に連絡する。

2 教材・学用品等の調達及び支給

各学校は、災害等により教材・学用品等を喪失した児童生徒の調査を行い、応急教育に必要な教材・学用品等について、その種類及び数量を市教育委員会に報告する。

市（教育総務班）は各学校からの報告に基づき、必要な教材・学用品等を調達し、支給する。

教科書については、県が市からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、支給する。

3 文化財の被害報告

市（社会教育班）は国、県の指定文化財が被災した場合、被害状況の迅速な把握に努め、文化庁、県教育委員会等の関係機関へ報告する。

県は被害状況報告に基づき、応急措置を実施する。

第7 生活再建等の支援

市（福祉政策班）及び防災関係機関は、被災者等の自立復興を促進するため、生活再建支援制度を広く周知し、正確でわかりやすい情報提供に努める。

また、申請手続きの簡素化により、支援の迅速化を図る。

1 被災者の生活確保

(1) 被災者に対する職業のあっせん等

市（産業振興班）は、埼玉労働局及び所沢公共職業安定所が行う災害による離職者の再就職の促進措置（臨時相談窓口の設置等）に協力する。

(2) 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市（収税班）は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ②被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
- ③被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ④利用の制限及び業務の停止

(4) 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じて情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

2 被災者個人への融資等

(1) 生活福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。(相談窓口：市社会福祉協議会)

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資(建設資金、購入資金又は補修資金)を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市(福祉政策班)は、狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。

3 被災中小企業・農業関係者への融資等

(1) 被災中小企業への融資等

市(商業観光班、福祉政策班)は、被災中小企業に対して市の中小企業融資制度(災害復興資金)による事業継続のための資金等の貸付を行う。

県及び関係機関は、災害により被害を受けた中小企業の復旧及び経営の安定のため、次の資金貸付等を行う。

市(産業振興班)は、被災中小企業者にこれらの情報を提供する。

- ①災害復旧資金貸付(実施者：国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)
- ②災害復旧高度化資金(実施者：県、中小企業基盤整備機構)
- ③経営安定資金(災害復旧関係)(実施者：県)
- ④経営安定関連保証(実施者：信用保証協会)
- ⑤災害関係特例保証(実施者：信用保証協会)

(2) 被災農林業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農業者又は団体の早期復旧及び農業の生産力の維持と経営の安定のため、次の法令等に基づく資金融資を促進する。

市(農業振興班)は、被災農業者等にこれらの情報を提供する。

- ①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく資金融資(実施者：農業協同組合、森林組合、金融機関等)
- ②(株)日本政策金融公庫法に基づく資金融資(実施者：日本政策金融公庫、金融機関等)
- ③埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資(実施者：農業協同組合)
- ④農業保険法に基づく農業災害補償(実施者：農業共済組合)

4 義援金・義援物資等の受入れ、保管

(1) 義援金の受入れ

市（福祉政策班）は義援金受付窓口を開設し、広く市に寄せられた義援金や県の義援金配分委員会（以下「県配分委員会」という。）から市に配分、送金された義援金を保管する。

市に寄せられた義援金については受付記録を作成して保管するとともに、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援金の支給

市（福祉政策班）は義援金の配分計画を立案し、市本部長の決定を受けた上で、被災者に対して配分計画に基づいた義援金の一部若しくは全部を支給する。

(3) 義援品等の活用

義援品等のうち、直ちに活用が可能なものについては、避難所運営及び災害復旧活動において活用するとともに、必要に応じて被災者に支給する。

5 被災者生活再建支援制度

市（福祉政策班）は、災害により住家が被災した罹災者に支給される被災者生活再建支援法や埼玉県被災者安心支援制度に基づく支援金について、申請の受付、県への書類送付等を行う。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対し、同法と同様の支援を行う。

(3) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、特別給付金を支給する。

第12節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【方針】

○南海トラフ地震*の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まると評価され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、発表に伴う社会的混乱が懸念されることから、当該情報の発表に伴う対応措置を定め、社会的混乱を防止する。

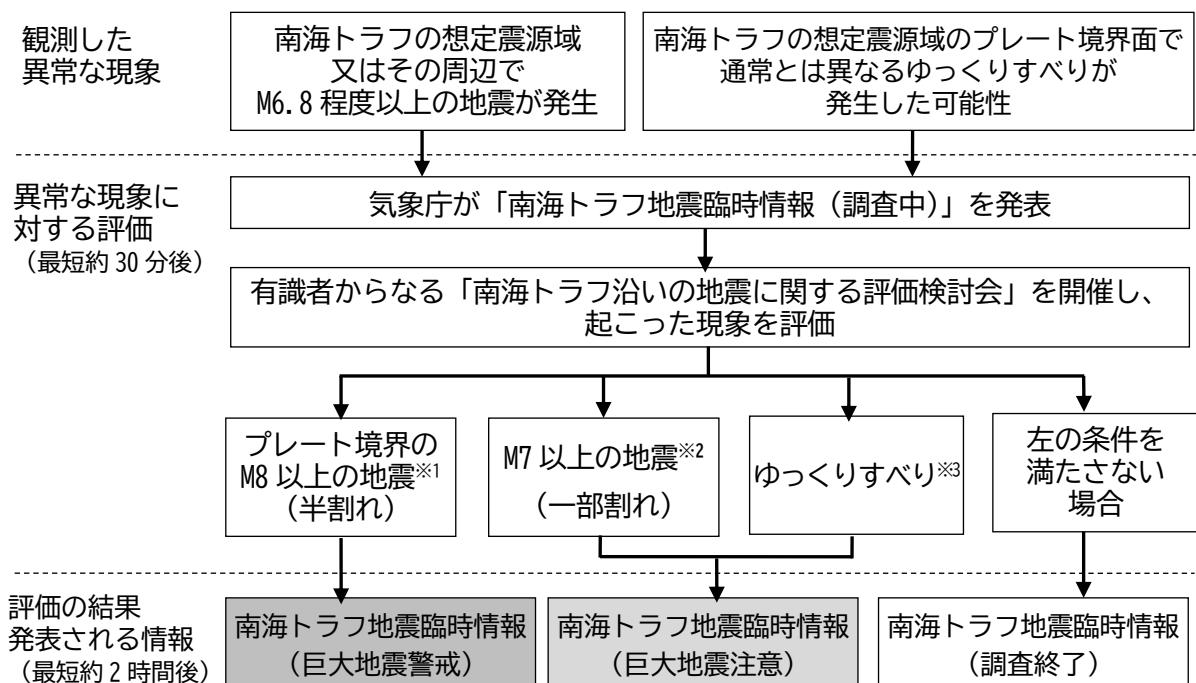
【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	危機管理課、広報課
第2 地震発生後の対応	各班

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市（危機管理課）は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から受信した場合、直ちに府内各課及び防災関係機関に伝達する。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2 市民、企業等への呼びかけ

市（危機管理課、広報課）は、市民に対し、平常時からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間可能な限り安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒1週間+注意1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は市本部を設置し、「第1章 第1節から第11節」に基づき災害対応を行う。

第13節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

【方針】

- 日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられていることから、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで $M_w^*7.0$ 以上の地震が発生した場合、気象庁と内閣府から北海道三陸沖後発地震注意情報が発表される。
- 本市は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進地域には指定されていないものの、当該注意報の発表に伴う伴う社会的混乱が懸念されることから、その対応措置を定め、社会的混乱を防止する。

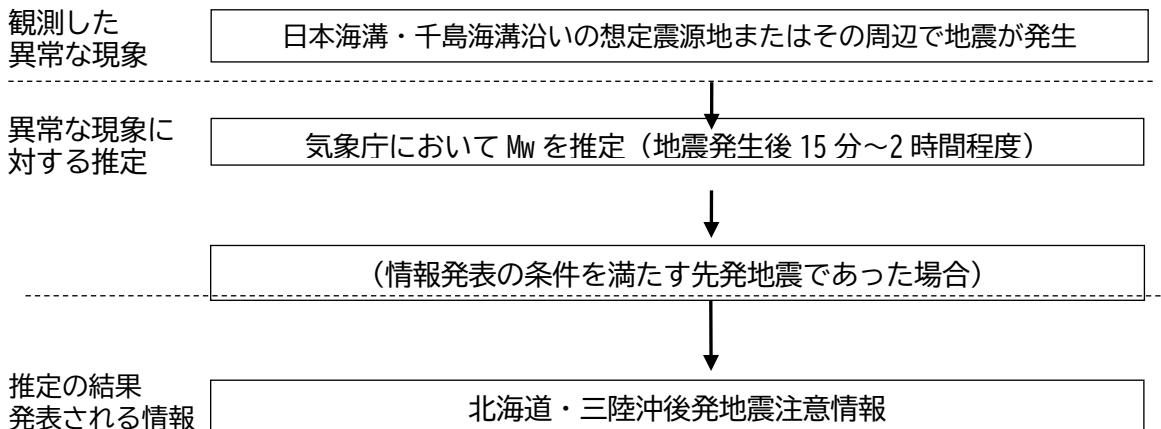
【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応	危機管理課、広報課
第2 地震発生後の対応	各班

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の関係機関への伝達

市（危機管理課）は、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を県から受信した場合、直ちに府内各課及び防災関係機関に伝達する。



2 市民、企業等への呼びかけ

市（危機管理課、広報課）は、市民に対し、平常時からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から 1 週間は可能な限り安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、後発地震が発生した場合、市は市本部を設置し、「第1章 第1節から第11節」に基づき災害対応を行う。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 自助・共助の災害対策

【方針】

- 自らの命は自ら守る「自助」の考え方、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」の考え方に基づき、市民、事業者、地域組織による防災力を向上させる。
- 行政では対応が困難な被災者からのニーズに、きめ細かく対応するため、災害ボランティアの活動環境を早期に確立する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助・共助による応急対策の実施	市民、自治会、自主防災組織、自主防犯組織、消防団、事業所
第2 災害ボランティアとの連携	危機管理班、福祉政策班、社会福祉協議会

第1 自助・共助による応急対策の実施

「第1章 第1節 第1 自助・共助による応急対策の実施」に準ずる。

第2 災害ボランティアとの連携

「第1章 第1節 第2 災害ボランティアとの連携」に準ずる。

第2節 公共施設等の災害対策

【方針】

- 応急対策を行う上で重要な役割を果たす公共の建築物や施設の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携して応急対策を実施する。
- 被災状況を的確に把握し、二次被害を防止するほか、将来の災害に備えた改善を検討し、迅速な復旧を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 公共施設等の応急対策	危機管理班、公共施設管理班、農業振興班、開発審査班、建築審査班、埼玉西部消防組合、防災関係機関、医療機関、公共施設の管理者、社会福祉施設の管理者
第2 復旧対策	企画班、財政班、各班

第1 公共施設等の応急対策

「第1章 第2節 第1 公共施設等の応急対策」に準ずる。

第2 復旧対策

「第1章 第2節 第2 復旧対策」に準ずる。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

○大規模な風水害においては、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生するため、警戒段階から道路管理者及び警察が連携して道路の状況を把握するとともに、情報を共有し、交通規制や応急復旧を円滑に行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 道路ネットワークの確保	危機管理班、広報班、道路維持班、道路管理者、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株)
第2 交通規制	道路維持班、狭山警察署、道路管理者、東日本高速道路(株)
第3 鉄道施設の応急対策	交通防犯班、西武鉄道(株)
第4 電力施設の応急・復旧対策	危機管理班、東京電力パワーグリッド(株)
第5 ガス施設の応急・復旧対策	危機管理班、高圧ガス事業者、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LPガス事業者
第6 上水道施設の応急・復旧対策	水道施設班
第7 下水道施設の応急・復旧対策	下水道施設班
第8 電気通信施設の応急・復旧対策	危機管理班、NTT 東日本(株)
第9 発災時のエネルギー供給機能の確保	財産管理班、公共施設管理班、ガス事業者

第1 道路ネットワークの確保

道路管理者及び警察署は、風水害の警戒段階から道路の巡視及び点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木の状況等を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに市（危機管理班）に伝達する。

その他の道路ネットワークの確保については、「第1章 第3節 第1 道路ネットワークの確保」に準ずる。

第2 交通規制

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、可能な限り早期に通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活

用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

その他の交通規制は、「第1章 第3節 第2 交通規制」に準ずる。

第3 鉄道施設の応急対策

「第1章 第3節 第3 鉄道施設の応急対策」に準ずる。

第4 電力施設の応急・復旧対策

「第1章 第3節 第4 電力施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第5 ガス施設の応急・復旧対策

「第1章 第3節 第5 ガス施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第6 上水道施設の応急・復旧対策

「第1章 第3節 第6 上水道施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第7 下水道施設の応急・復旧対策

「第1章 第3節 第7 下水道施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第8 電気通信施設の応急・復旧対策

「第1章 第3節 第8 電気通信施設の応急・復旧対策」に準ずる。

第9 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第1章 第3節 第9 発災時のエネルギー供給機能の確保」に準ずる。

第4節 応急対応の実施

【方針】

- 台風、集中豪雨等により、河川の氾濫等のおそれがある場合、重要水防箇所等を警戒し、災害の発生防止及び早期対応に努める。
- 土砂災害警戒区域*等の急傾斜地の状況を把握し、崩壊の前兆等がある場合は速やかに避難を呼びかけるとともに、崩壊発生後の二次災害を防止する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 水防活動	危機管理課、道路維持課、消防団、川越県土整備事務所
第2 土砂災害対策	建築審査班、みどり公園班、川越県土整備事務所
第3 応急活動体制の確立	危機管理班、広報班、各班、消防団
第4 防災活動拠点の開設・運営	危機管理班、各班
第5 警備活動	交通防犯班、緊急救助隊*、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第6 消防活動	市本部、消防団、埼玉西部消防組合
第7 自衛隊災害派遣	危機管理班、基地対策班、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第8 応援の要請	危機管理班、職員班、各班
第9 応援の受入れ	危機管理班、基地対策班、職員班、福祉政策班、健康づくり支援班、社会福祉協議会

市内に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、市本部を設置し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、水防区域の監視及び警戒、応急活動を実施する。

第1 水防活動

1 体制

市（危機管理課）は市内気象の現状と県防災システム等による情報を勘案し、応急対応に必要な体制を確保する。

（1）配備体制

水防に係る組織は、原則として災害警戒本部とする。

災害警戒本部の構成については「第1章 第4節 第1-1 災害警戒本部」に準ずる。

（2）分掌事務

災害警戒本部の業務は主に市本部各班の分担業務の準備事務となるが、災害警戒本部設置に至る災害事象の変化に応じた動員体制を迅速に行うため、「第1章 第4節 第1-1 災害警戒本部」に示す業務を行うとともに、情報収集、他班の応援業務を含む指示事項を

処理する。なお、市本部が設置された場合の分担業務は「第1章 第4節 第1-2 災害対策本部」に準ずる。

2 水防活動

(1) 監視、警戒活動、関係機関への通知

市（市警戒本部 応急業務担当）は、情報収集班を編成し、状況に応じて市内河川等の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに市警戒本部に報告する。市警戒本部は必要に応じて県（川越県土整備事務所）に連絡し、必要な措置を求める。

なお、県（川越県土整備事務所）から入間川（新富士見橋観測所）の水防警報を受信した場合、市（危機管理課）は、消防団に出動、準備等を要請する。

(2) 水防資機材の備蓄

市（道路維持課）及び消防団は、水防資機材の備蓄を計画的に行う。また、緊急の補給体制の確保に努める。

3 決壊時の措置

(1) 水防管理者（市長）又は埼玉西部消防組合警防本部本部長は、堤防その他が決壊したときは、直ちにその旨を川越県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

(2) 堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者（市長）は狭山警察署長に対して警察官の出動を要請する。

第2 土砂災害対策

1 土砂災害警戒区域の警戒

市（みどり公園班）は、土砂災害警戒情報*等が発表された場合、川越県土整備事務所と連携して土砂災害警戒区域等をパトロールし、土砂災害の前兆の有無等を確認する。また、土砂災害の前兆等を確認した場合は、周辺住民に避難を呼びかける。ただし、宅地のパトロール等については市（建築審査班）が行う。

なお、風雨が強まってからのパトロールは危険であることから、住民への注意喚起のためのパトロールは早期に実施し、土砂災害の前兆把握のためのパトロールについても暴風や豪雨が発生する前に終了するよう努める。

2 二次災害等の防止

市（みどり公園班）は、斜面の亀裂や一部崩落等が発生した場合、川越県土整備事務所と連携し、状況に応じてシート被覆等を行い、再崩落等を防止する。

第3 応急活動体制の確立

1 市職員の非常配備

風水害に対する市職員の配備基準及び体制は次のとおりとする。

災害の状況により市長が非常配備を決定し、危機管理監から各部長を通じて配備する職員に対して動員の連絡を行う。

【水防配備体制の設置・廃止基準】

種 別	発令・解除基準	
災害警戒本部 第1配備体制	設 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象業務法第13条に基づく一般の利用に適合する予報及び警報で大雨警報又は洪水警報が発表されており、今後も継続する見込みがある場合 ● 市長が必要と認めた場合
	廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1配備体制から第2配備体制に移行する場合 ● 危機対策会議が水防体制をとる必要がなくなったと認めたとき
災害警戒本部 第2配備体制	設 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 入間川新富士見橋観測所の水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が見込まれる場合 ● 土砂災害警戒情報が発表された場合 ● 不老川の入曾調整池が満水になる見込みのある場合 ● 市長が必要と認めた場合
	廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ● 市本部を設置する場合 ● 災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき
災害対策本部	設 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予測される場合で、市長が必要と認めた場合
	廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

2 情報収集体制・警戒体制における活動

(1) 情報収集

市（危機管理課）は、狭山市が台風の暴風域に入る可能性が高まった場合、気象情報等の収集及び共有を図るとともに、風水害対応についての協議・調整を図る。

(2) 災害警戒本部第1配備体制

災害警戒本部第1配備体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対 応
危機管理課（危機管理監が必要と認める人員）、広報課（企画財政部長が必要と認める人員）	<ul style="list-style-type: none"> ①気象情報や被害情報の把握と整理 ②防災関係機関からの情報収集 ③市民への情報発信（防災行政無線、メール配信サービス、市公式ホームページ、市公式SNS等）
市民部（市民部長が必要と認める人員）	<ul style="list-style-type: none"> ①市民からの問い合わせ対応（避難所開設等によりコールセンターを設置する場合）等
都市建設部（都市建設部長が必要と認める人員）	<ul style="list-style-type: none"> ①道路・河川等の状況確認 等

担当部局	対 応
上下水道部（上下水道部長が必要と認める人員）	①上下水道施設の確認 ②内水氾濫状況の確認 等

(3) 災害警戒本部第2配備体制の対応

災害警戒本部第2配備体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対 応
危機管理課（危機管理課に属する全職員）	①気象情報の収集や被害情報の把握と集約 ②庁内の情報集約と共有 ③防災関係機関との情報共有 ④避難指示*等（避難所開設）の判断に係る情報収集 ⑤市民への情報発信（防災行政無線、緊急速報メール） ⑥職員参集に関する総合調整 ⑦埼玉県への報告 等
企画財政部（企画財政部長が必要と認める人員）	①市民への情報発信（メール配信サービス、市公式ホームページ、市公式SNS等）等
市民部（市民部長が必要と認める人員）	①市民からの問い合わせ対応（避難所開設等によりコールセンターを設置する場合）等
学校教育部（学校教育部長が必要と認める人員）	①小・中学校との連絡調整
都市建設部（都市建設部長が必要と認める人員）	①道路・河川等の状況確認等
上下水道部（上下水道部長が必要と認める人員）	①上下水道施設の確認 ②内水氾濫状況の確認 等

3 狹山市災害対策本部の設置・運営

市（危機管理班）は、狭山市災害対策本部要綱に基づき、市本部の設置・運営を行う。

(1) 市本部の設置・廃止

ア 市本部の設置・廃止

市長は、次の場合に市役所本庁舎（4階庁議室）に市本部を設置する。

- ①市内で相当規模の災害の発生が予想される場合
(例) 特別警報が発表された場合
- ②市内で甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合
(例) 災害救助法*が適用された場合又は適用が予想される場合
- ③その他市長が必要と認めたとき

市本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときは市本部を廃止する。

市本部が設置又は廃止された場合、市（危機管理班、広報班）は関係機関への通知、市民への広報を行う。

通知先	市担当部
県（統括部）、県支部、防災関係機関	危機管理班
報道機関、市民	広報班

その他の市本部の設置、運営及び廃止については、「第1章 第4節 第1-2 災害対策本部」に準ずる。

第4 防災活動拠点の開設・運営

「第1章 第4節 第2 防災活動拠点の開設・運営」に準ずる。

第5 警備活動

「第1章 第4節 第3 警備活動」に準ずる。

第6 消防活動

「第1章 第4節 第4 消防活動」に準ずる。

第7 自衛隊災害派遣

「第1章 第4節 第5 自衛隊災害派遣」に準ずる。

第8 応援の要請

「第1章 第4節 第6 応援の要請」に準ずる。

第9 応援の受入れ

「第1章 第4節 第7 応援の受入れ」に準ずる。

第5節 災害情報の収集・伝達

【方針】

- 防災気象情報等を速やかに伝達し、早期の適切な警戒避難行動を促すことで人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害情報の収集・伝達	危機管理班
第2 水位情報の伝達	危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）
第3 土砂災害警戒情報の伝達	危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）
第4 異常現象等の通報	危機管理班
第5 災害広報・広聴活動	広報班、市民相談班、市民班、各班、防災関係機関

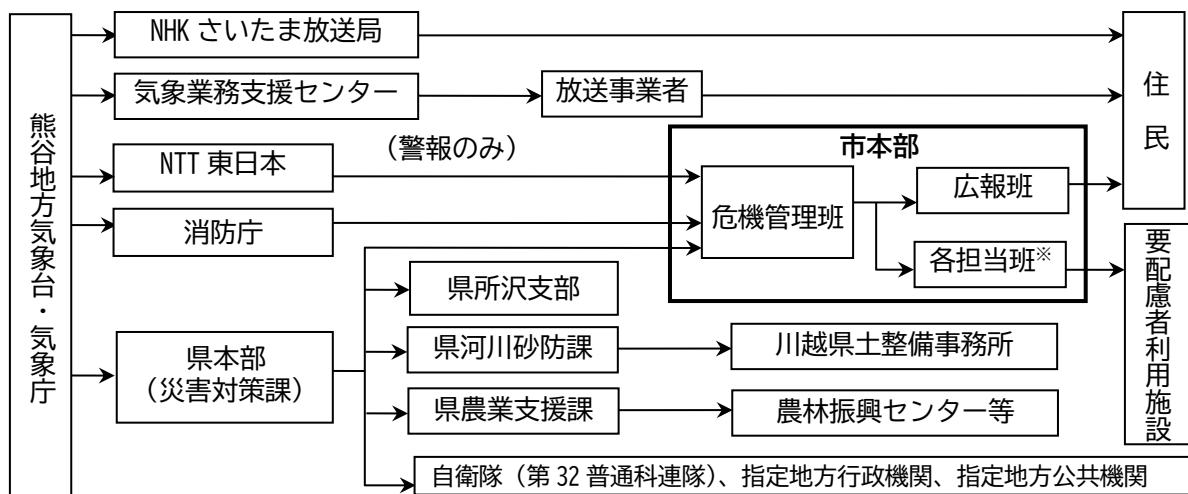
特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

第1 災害情報の収集・伝達

1 気象警報等の伝達

市（危機管理班）は、市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係機関等にその旨を伝達する。

なお、特別警報が発表された場合、速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。



【気象警報等の伝達系統】

2 気象警報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報

気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報の種類と概要は次のとおり。

【特別警報・警報・注意報の種類と概要（高潮・津波除く）】

種類	概要
特別警報	大雨 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報には、大雪特別警報（土砂災害）、大雪特別警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風 暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報には、暴風特別警報（土砂災害）、暴風特別警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風雪 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報には、暴風雪特別警報（土砂災害）、暴風雪特別警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
警報	大雨 大雨による重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるときには、洪水警報には、洪水警報（土砂災害）、洪水警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪 大雪による重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪警報には、大雪警報（土砂災害）、大雪警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風 暴風による重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風警報には、暴風警報（土砂災害）、暴風警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
注意報	暴風雪 雪を伴う暴風による重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪警報には、暴風雪警報（土砂災害）、暴風雪警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨 大雨による災害が発生するおそれがあるときには、大雨注意報には、大雨注意報（土砂災害）、大雨注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときには、洪水注意報には、洪水注意報（土砂災害）、洪水注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪 大雪による災害が発生するおそれがあるときには、大雪注意報には、大雪注意報（土砂災害）、大雪注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	強風 強風による災害が発生するおそれがあるときには、強風注意報には、強風注意報（土砂災害）、強風注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	風雪 雪を伴う強風による災害が発生するおそれがあるときには、風雪注意報には、風雪注意報（土砂災害）、風雪注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	濃霧 濃い霧による災害が発生するおそれがあるときには、濃霧注意報には、濃霧注意報（土砂災害）、濃霧注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	雷 落雷による災害が発生するおそれがあるときには、雷注意報には、雷注意報（土砂災害）、雷注意報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

	る。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 危険度分布（キキクル*）

気象庁が公表する危険度分布（キキクル）の種類と概要は次のとおり。

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数*の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数*の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報*の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数*の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数 の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫*」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、避難情報等における「警戒レベル1」に相当する。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（埼玉県の場合は、1時間100mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をしたときに発表する。

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト（積雲や積乱雲から爆発的に吹き降ろす気流及びこれが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において龍巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、都道府県単位で発表する。

(6) その他の警報等

ア 消防法に基づく火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

イ 消防法に基づく火災警報

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、火災警報を発令し、市民等に対して火の使用制限等の協力を求める。

3 熊谷地方気象台とのホットライン

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市（危機管理班）へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、ホットラインを通じて熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

【気象台からの電話連絡の基準】

- ①既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ②特別警報の発表予告・発表・切替・解除した場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を解除した場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある

第2 水位情報の伝達

1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 洪水予報

市内の河川について、入間川が水防法及び気象業務法に基づく洪水予報河川に指定されている。

洪水予報とは、国土交通省又は都道府県と気象庁が共同して、今後の短時間の流域降水量予測等の気象情報をもとに、対象河川の水位・流量を定量的に予測し、洪水の発生のおそれや氾濫の広がりによる災害に対する警戒情報を発表するもので、入間川については、新富士見橋観測所での予測水位をもとに洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表される。

【洪水予報河川の範囲】

区間			基準点 (水位観測所)	担当事務所
左岸	自	狭山市広瀬一丁目 18 地先（広瀬橋上流端）	新富士見橋	川越県土 整備事務所
	至	川越市的場 1127 地先（入間川橋上流端）		
右岸	自	狭山市鶴ノ木（広瀬橋上流端）		
	至	川越市池辺 1969 地先（入間川橋上流端）		

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
氾濫発生情報	氾濫の発生
氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

(2) 水防警報

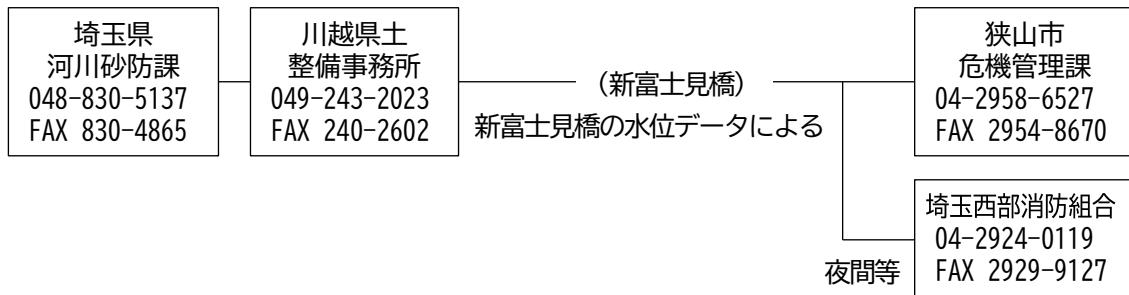
水防警報は入間川が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防団に活動指針をあたえるために、河川管理者が発表するものである。

入間川（新富士見橋）観測所の水位が「水防団待機水位」に達すると、市や水防団（消防団）は体制準備及び出動準備を始める。

【洪水予報・水防警報の基準となる観測所の水位】

観測所名	河川名	設置場所	基準水位			
			水防団（消防団）待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
新富土見橋	入間川	上広瀬 2140-200	A.P. 48.40m	A.P. 49.10m	A.P. 49.23m	A.P. 49.69m

※A.P. : ArakawaPeil の略で荒川基準水面のこと。



【県からの水位情報・水防警報伝達系統】

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等ならびに河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、 ^{のり} 法崩れ*、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

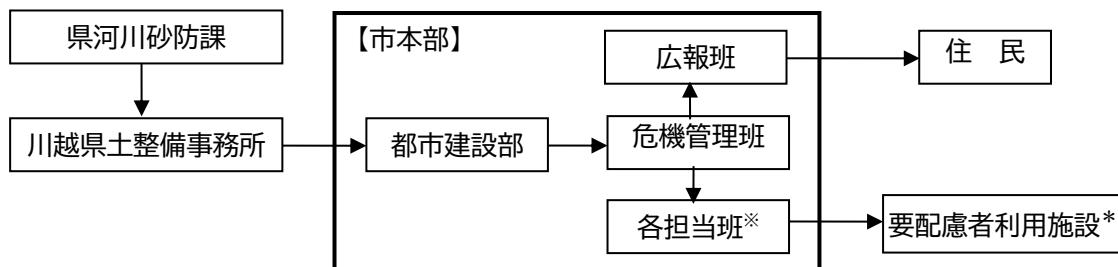
(3) 不老川の水位情報

不老川の水位情報は、県が設置している調節池流入監視システム及び定点カメラにより収集するものとする。

2 水位情報の伝達

県は市に入間川水位情報の通知及び周知ならびに水防警報を伝達する。伝達系統は「県からの水位情報・水防警報伝達系統」を参照する。

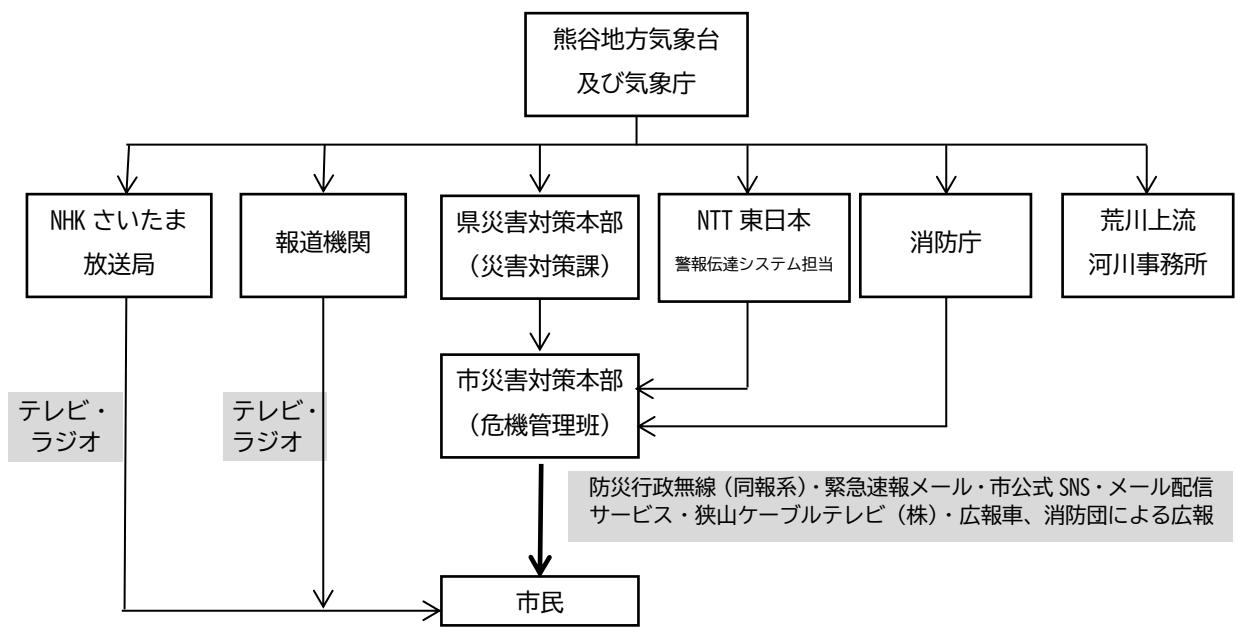
洪水予報河川である入間川（新富士見橋観測所）の氾濫警戒情報等が通知された場合、市（広報班、危機管理班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）は、洪水浸水想定区域*内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



※福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班）をいう
【水位情報の伝達系統】

3 気象情報の伝達

気象警報等の伝達経路は次のとおりである。



第3 土砂災害警戒情報の伝達

1 気象業務法、災害対策基本法*に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は県と気象庁（熊谷地方気象台）が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったとき、市が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市ごとに発表する。

(2) 発表基準・解除基準

土砂災害警戒情報は次の基準で発表・解除される。

ア 発表基準

- 大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合、県と熊谷地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、発表する

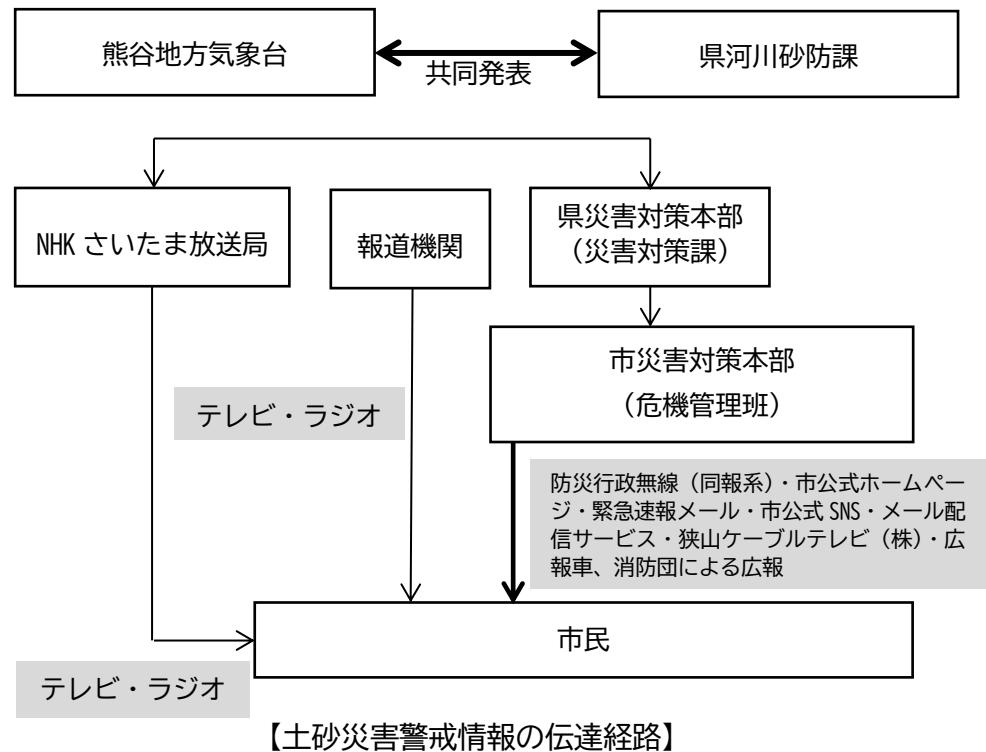
イ 解除基準

- 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- 大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と熊谷地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあるが、降雨の状況、土壤の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除することとする

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達経路は次のとおりである。

市（危機管理班、広報班、福祉部（各班）、こども支援部（各班）、健康推進部（各班）、学校教育部（各班））は、土砂災害警戒区域内の住民、要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



第4 異常現象等の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市（危機管理班）又は警察官に通報する。

また、通報を受けた機関は、関係機関にその旨を連絡する。

第5 災害広報・広聴活動

「第1章 第5節 第3 災害広報・広聴活動」に準ずる。

第6節 医療救護等対策

【方針】

- 大規模災害により救命措置を要する負傷者が多数発生した場合は、救急救助及び医療救護に万全を期するが、市の能力だけで不十分な場合は、関係機関の協力を速やかに確保する。
- 災害発生から数日経過すると衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態が悪化する被災者が多数発生することから、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 医療救護活動	広報班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、医療救護関係機関、市医師会等
第2 遺体の取り扱い・埋火葬	生活福祉班、消防団、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、自衛隊、市医師会等

第1 医療救護活動

「第1章 第6節 第2 医療救護活動」に準ずる。

第2 遺体の取り扱い・埋火葬

「第1章 第6節 第4 遺体の取り扱い・埋火葬」に準ずる。

第7節 避難対策

【方針】

- 防災気象情報、河川情報等を活用して避難指示等を的確に判断、伝達することで早期の適切な警戒避難行動を促し、人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難の実施	危機管理班、広報班、消防団、狭山警察署、自主防災組織
第2 避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第3 広域避難・広域一時滞在	危機管理班、施設管理者

第1 避難の実施

「第1章 第8節 第1 避難の実施」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 避難情報の種類

風水害時の避難情報は下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する。

【警戒レベルと居住者等の行動】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況が悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：『災害への心構えを高める』 ⇒防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
[警戒レベル2] 大雨・洪水 ・高潮注意報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況が悪化 ●居住者等がとるべき行動：『自らの避難行動を確認』 ⇒ハザードマップ*等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：『危険な場所から高齢者等は避難』 ⇒高齢者等^{※1}は危険な場所から避難（「立退き避難^{※2}」又は「屋内安全確保^{※3}」）する。 ⇒高齢者等以外の人も必要に応じて出勤等の外出を控えるなど平常時の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[警戒レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：『危険な場所から全員避難』 ⇒危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[警戒レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：『命の危険 直ちに安全確保』 ⇒指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、「緊急安全確保^{※4}」を実行する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 高齢者等………避難に時間を要する又は自力で避難できない高齢者や障害のある人等及びその避難を支援する人

※2 立退き避難………災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側（安全な場所）に移動すること（「水平避難」と同義）

※3 屋内安全確保………災害リスクの低い区域等の居住者等が自宅・施設等において、上階や高層階に移動し、その場に留まること

※4 緊急安全確保………災害リスクのある区域等の居住者等が適切なタイミングで避難することができなかった場合に、自宅・施設等で可能な限り身の安全を確保するための行動をとること

2 市長による避難情報の発令

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、適切なタイミングで行うものとする。

市（危機管理班）は、避難情報の発令判断に当たり、防災気象情報、河川情報（河川力量等）、現場のパトロール情報、気象台や県からの助言、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それら全ての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

【避難情報の発令基準】

対象災害	入間川、不老川、久保川、新河岸川の氾濫	急傾斜地の崩壊
避難対象地区	浸水想定区域等	土砂災害警戒区域等
[警戒レベル 3] 高齢者等避難*	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①防災体制支援情報で強い降雨が予測される。</p> <p>②洪水キキクルが「警戒：赤」</p> <p>③基準水位※1が避難判断水位を超過</p> <p>④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が増加傾向</p> <p>⑤洪水警報が発表</p>	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①土砂キキクルが「警戒：赤」</p> <p>②埼玉県土砂災害警戒情報システムが大雨警報（土砂災害）の基準超過</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表</p>
[警戒レベル 4] 避難指示	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①防災体制支援情報で強い降雨が予測される。</p> <p>②洪水キキクルが「危険：紫」</p> <p>③基準水位※1が氾濫危険水位を超過</p> <p>④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が高水位又は氾濫のおそれがある状態</p>	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①土砂キキクルが「危険：紫」</p> <p>②埼玉県土砂災害警戒情報システムが予想で土砂災害警戒情報の基準超過</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表</p>
[警戒レベル 5] 緊急安全確保	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①洪水キキクルが「災害切迫：黒」</p> <p>②河川カメラ映像、現場パトロール情報で河川水位が天端に到達</p>	<p>次の情報等をもとに総合的に判断する。</p> <p>①土砂キキクルが「災害切迫：黒」</p> <p>②埼玉県土砂災害警戒情報システムが実況で土砂災害警戒情報の基準超過</p> <p>③大雨特別警報（土砂災害）が発表</p>

※1 基準水位観測所は入間川（新富士見橋観測所）のみ

避難判断水位：49.23m 泛濫危険水位：49.69m

【注意事項】

- 発令基準を満たすことが想定される状況で夕刻を迎え、各種気象情報等により翌朝までに大雨が想定される場合は、高齢者等避難の発令を検討する

また、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者利用施設への情報伝達は、「本章 第5節 第1 災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

避難情報等の広報は、「第1章 第5節 第3 災害広報・広聴活動」に準ずる。

第2 避難所の開設・運営

洪水、土砂災害に対する避難情報を発令する場合、市は避難所を開設する。
避難所の開設、運営の詳細は、避難所開設・運営マニュアルによる。
その他避難所の開設・運営については、「第1章 第8節 第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第3 広域避難・広域一時滞在

「第1章 第8節 第3 広域避難・広域一時滞在」に準ずる。

第7章
第2節

第8節 帰宅困難者対策

【方針】

- 風水害により鉄道が運行を停止し、主要駅等に多数の帰宅困難者が滞留した場合、大きな混乱が生じる可能性があることから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
- 家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時待機、主要駅周辺での一時滞在等の対策を実施するほか、都内や近隣市町村又は市内で帰宅困難者となった通勤、通学者等に対して適切な情報提供及び代替交通手段の確保などを行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 帰宅困難者*への情報提供	危機管理班、広報班、鉄道事業者、報道機関等
第2 一時滞在施設の開設・運営等	市民班、施設管理者
第3 企業・学校等における帰宅困難者対策	こども支援班、保育幼稚園班、青少年班、学務班、事業者
第4 復旧対策	市民班

第1 帰宅困難者への情報提供

「第1章 第7節 第1 帰宅困難者への情報提供」に準ずる。

第2 一時滞在施設の開設・運営等

「第1章 第7節 第2 一時滞在施設の開設・運営等」に準ずる。

第3 企業・学校等における帰宅困難者対策

「第1章 第7節 第3 企業・学校等における帰宅困難者対策」に準ずる。

第4 復旧対策

「第1章 第7節 第4 復旧対策」に準ずる。

第9節 災害時要配慮者対策

【方針】

- 高齢者等避難などの避難情報が発令されたときは、速やかに避難対象地区の避難行動要支援者等の避難支援を行う。
- 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設は、避難確保計画により洪水や土砂災害から施設利用者を円滑に避難させる。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難行動要支援者等の避難支援	危機管理班、自治文化班、福祉政策班、障がい者福祉班、こども支援班、高齢者支援班、介護保険班、保健センター班、消防団、自治会、民生委員・児童委員、埼玉西部消防組合、狭山警察署
第2 避難生活における要配慮者支援	現地災害対策本部、自治文化班、市民相談班、福祉政策班、障がい者福祉班、高齢者支援班、介護保険班、こども支援班、保健センター班
第3 社会福祉施設の入所者等の安全確保	災害対策本部、福祉部(各班)、こども支援部(各班)、学校教育部(各班)、施設管理者
第4 外国人の安全確保	市本部、自治文化班、福祉政策班、現地災害対策本部

第1 避難行動要支援者等の避難支援

市(福祉部(各班)、こども支援部(各班))は、市が避難情報を発令した場合、避難対象地区の避難行動要支援者の避難支援を地域支援者や支援協力者(介護事業者等)に依頼する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書等を活用する。

その他の要配慮者への対応は、「第1章 第9節 第1避難行動要支援者等の避難支援」に準ずる。

第2 避難生活における要配慮者支援

避難生活における要配慮者支援は、「第1章 第9節 第2 避難生活における要配慮者支援」に準ずる。

第3 社会福祉施設の入所者等の安全確保

市（福祉部（各班）、こども支援部（各班）、学校教育部（各班））は、市が高齢者等避難等の避難情報を発令した場合、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者等にその旨を連絡する。

要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づき、施設利用者の安全を確保する。

その他の社会福祉施設への対応は、「第1章 第9節 第3 社会福祉施設の入所者等の安全確保」に準ずる。

第4 外国人の安全確保

「第1章 第9節 第4 外国人の安全確保」に準ずる。

第10節 物資供給・輸送対策

【方針】

- 災害時における市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材、医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
- 大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を原則として次の順位により実施する。
 - ①市民の安全を確保するために必要な輸送
 - ②被害の拡大を防止するため必要な輸送
 - ③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 飲料水等の供給	契約検査班、水道施設班
第2 食料の供給	契約検査班、学校給食班、避難所運営会議
第3 生活必需品等の供給	契約検査班
第4 医薬品等の供給	健康づくり支援班
第5 救援物資の募集・受入れ	契約検査班
第6 緊急輸送	危機管理班、契約検査班、財産管理班、みどり公園班

第1 飲料水等の供給

「第1章 第10節 第1 飲料水等の供給」に準ずる。

第2 食料の供給

「第1章 第10節 第2 食料の供給」に準ずる。

第3 生活必需品等の供給

「第1章 第10節 第3 生活必需品等の供給」に準ずる。

第4 医薬品等の供給

「第1章 第10節 第4 医薬品等の供給」に準ずる。

第5 救援物資の募集・受入れ

「第1章 第10節 第5 救援物資の募集・受入れ」に準ずる。

第6 緊急輸送

「第1章 第10節 第6 緊急輸送」に準ずる。

第11節 市民生活の早期再開

【方針】

- 災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合や台風の接近により災害発生前から災害救助法が適用された場合、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を交付する。
- 被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみ等の収集、運搬、処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
- 動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
- 災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により半壊（焼）又は準半壊の被害を受けた住宅は、応急修理を実施し被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
- 応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講じるため、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。
- 大規模災害時の住宅や家財の喪失、経済的困窮等による地域社会の混乱を収束し、市民生活の安定を図るため、被災者の生活再建等の措置を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害救助法の運用	福祉政策班
第2 被災者台帳の作成・罹災証明書*の交付	市本部、資産税班、市民班、各班
第3 がれき処理等廃棄物対策	資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築審査班
第4 動物愛護	環境班
第5 応急住宅対策	公共施設管理班、福祉政策班、建設総務班、道路維持班、開発審査班、建築審査班、市街地整備班
第6 文教対策	教育総務班、教育指導班、学校、幼稚園
第7 生活再建等の支援	収税班、産業振興班、商業観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関

第1 災害救助法の運用

「第1章 第11節 第1 災害救助法の運用」に準ずる。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

「第1章 第11節 第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付」に準ずる。

第3 がれき処理等廃棄物対策

「第1章 第11節 第3 がれき処理等廃棄物対策」に準ずる。

第4 動物愛護

「第1章 第11節 第4 動物愛護」に準ずる。

第5 応急住宅対策

「第1章 第11節 第5 応急住宅対策」に準ずる。

第6 文教対策

「第1章 第11節 第6 文教対策」に準ずる。

第7 生活再建等の支援

「第1章 第11節 第7 生活再建等の支援」に準ずる。

第12節 龍巻等突風対策

【方針】

○龍巻等が発生した場合又は発生の可能性が高まった場合は市民に注意喚起し、被害の低減を図る。また、龍巻等が発生した場合は、被害特性を考慮して迅速な調査、応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 情報伝達	危機管理班、広報班、資産税班、市民班、
第2 救助の適切な実施	危機管理班、福祉政策班
第3 がれき処理	資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班、道路維持班、開発審査班、建築審査班
第4 応急住宅対策	福祉政策班、建設総務班、市街地整備班、道路維持班、開発審査班、建築審査班、公共施設管理班
第5 道路の応急復旧	広報班、道路維持班、川越県土整備事務所、道路管理者、狭山警察署、東日本高速道路(株)
第6 復旧対策	市本部、各班、資産税班、収税班、市民班、産業振興班、商業観光班、農業振興班、福祉政策班、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、防災関係機関
第7 避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者

第1 情報伝達

1 龍巻情報の伝達

気象庁から龍巻注意情報が発表された場合、市（危機管理班、広報班）は、市民に対して適切な対処を促すため、必要に応じて速やかな広報を行う。

特に、龍巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線、メール配信サービス等で速やかに龍巻への注意喚起を図る。

2 被害情報の収集

市（危機管理班）は、被害状況等の報告を受けるとともに、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手する。また、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市（資産税班、市民班）は、被害家屋認定調査及び罹災証明書の交付を速やかに実施する。

第2 救助の適切な実施

市（危機管理班）は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

その他の対応は「第1章 第11節 第1 災害救助法の運用」に準ずる。

第3 がれき処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（奥富環境センター班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者へ供給する。

また、市（資源循環推進班）は被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

その他の対応は「第1章 第11節 第3 がれき処理等廃棄物対策」に準ずる。

第4 応急住宅対策

市（市街地整備班）は、竜巻・突風等の被災者に対し、被災住宅の応急修理又は応急住宅の供給を行う。

暴風等により多数の家屋の屋根が被災した場合、国、県、災害協定を締結している団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

その他の対応は「第1章 第11節 第5 応急住宅対策」に準ずる。

第5 道路の応急復旧

市（道路維持班）は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に

処理し、交通に支障のない状態とする。

その他の対応は「第1章 第3節 第1 道路ネットワークの確保」に準ずる。

第6 復旧対策

1 被害認定の適切な実施

市（資産税班）は、竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

その他の対応は「第1章 第11節 第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付」に準ずる。

2 被災者支援

市（福祉政策班）は、被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

その他の対応は「第1章 第11節 第7 生活再建等の支援」に準ずる。

第7 避難所の開設・運営

市（危機管理班）は、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

その他の対応は「第1章 第8節 第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第13節 雪害対策

【方針】

- 大雪が予想される場合は降雪・積雪に係る気象情報等を収集するとともに、市民に注意喚起し、早期の警戒、外出抑制を促進する。
- 異常な積雪があった場合は、関係機関や地域住民が連携して速やかな除雪を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応急活動体制の施行	危機管理班
第2 情報の収集・発信	危機管理班、広報班
第3 道路機能の確保	交通防犯班、道路維持班、道路管理者
第4 ライフラインの確保	ライフライン事業者

第1 応急活動体制の施行

市（危機管理班）は、体制配備に当たっては、気象警報・注意報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集システム等により迅速に動員指令を発し、災害時に初動対応する職員の早期確保を図る。

第2 情報の収集・発信

1 降雪に関する情報収集

市（危機管理班）は、大雪警報等の降雪に関する情報を収集する。

2 降雪に関する情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市（危機管理班、広報班）は降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知し、外出の抑制、早期帰宅の推奨等の注意喚起を行う。

第3 道路機能の確保

1 効率的な除雪

市（交通防犯班、道路管理者）は、交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、緊急的な除雪の実施に当たって交通規制が必要なときは、県や狭山警察署に緊急

交通規制の実施を要請するとともに、規制状況を周知する。

2 除雪の応援

市(道路維持班)は、管理する道路の除雪に当たって、自ら実施することが困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

3 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者で対応することが原則であるが、高齢者等自身による除雪が困難な家屋、通学路、利用者の多い交通安全上重要な歩道等については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第4 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、降雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。

ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や県民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

第3章 火山噴火応急対策計画

【方針】

- 富士山の大規模噴火等が発生した場合、速やかに降灰予報等を収集し、市内への降灰等の影響を把握する。
- 市内に多量の降灰が発生した場合、市民の健康及び安全の確保、地域産業の保全のため、健康対策、交通対策、除灰等を速やかに実施する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応急活動体制の確立	危機管理班
第2 情報の収集・伝達	危機管理班、広報班
第3 避難所の開設・運営	危機管理班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、施設管理者
第4 医療救護	広報班、障がい者福祉課、健康づくり支援班、保健センター班、市医師会等、医療救護関係機関
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	危機管理班、広報班、財産管理班、交通防犯班、道路維持班、水道施設班、下水道施設班、公共施設管理班、道路管理者、川越県土整備事務所、狭山警察署、東日本高速道路(株)、西武鉄道(株)、東京電力パワーグリッド(株)、NTT 東日本(株)、武州ガス(株)、入間ガス(株)、LPガス事業者、高圧ガス事業者、ガス事業者
第6 農業者への支援	農業振興班
第7 降灰の処理	資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班、道路維持班、水道施設班、下水道施設班

第1 応急活動体制の確立

市（危機管理班）は、火山の噴火や噴火に伴う降灰による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、県と連携し災害応急対策の実施に努める。

第2 火山情報の収集・伝達

1 火山情報の収集・伝達

市（危機管理班）は気象庁が市域に影響を及ぼすおそれのある火山の噴火警報や県内を対象とした降灰予報を発表したとき又は県内に降灰があったとき、市は、県と協力して噴火による影響や降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を収集し、報道機関等の協力を得て、市民等へ周知する。

発信手段は、「第1章 第5節 第2-1 情報収集体制」に準ずる。

【火山情報の種類と内容】

情報の種類	内 容
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。</p> <p>また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。</p>
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	<p>以下の流れで情報が発表される。</p> <p>①降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>②降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>③降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。

情報の種類	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>④降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm 以上）」、「やや多量（0.1mm 以上 1mm 未満）」、「少量（0.1mm 未満）」の 3 階級に区分する。</p>
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 降灰に関する被害情報の伝達

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は県内に降灰があったとき、市（危機管理班）は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等により県に伝達するとともに、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

【降灰調査項目】

- | | |
|--------------|--------------|
| ①降灰の有無・堆積の状況 | ②時刻・降灰の強さ |
| ③構成粒子の大きさ | ④構成粒子の種類・特徴等 |
| ⑤堆積物の採取 | ⑥写真撮影 |
| ⑦降灰量・降灰の厚さ | |

情報発信の方法等は「第1章 第5節 第3-1 災害広報」に準ずる。

第3 避難所の開設・運営

市（危機管理班）は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については「第1章 第8節 第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第4 医療救護

医療救護の体制等は「第1章 第6節 第2 医療救護活動」に準ずる。

火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないものの、火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響（特に喘息疾患）など健康への影響が懸念されるため、市（健康づくり支援班、保健センター班）は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策は「第1章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に準ずる。

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、市（道路維持班）は、管理する道路上の火山灰を除去する。

降灰により上水道施設や道路に被害が生じた場合、市（水道施設班、下水道施設班、道路維持班）は対策を講じる。

第6 農業者への支援

火山降灰は農作物や土壌に影響を与えることが懸念されるため、降灰発生が予想される場合又は降灰が発生した場合は、市（農業振興班）は、農業関係団体等と連携して適切な措置を検討し、指導する。

第7 降灰の処理

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行い、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行う。

市（道路維持班、水道施設班、下水道施設班）は、道路や上下水道施設の降灰の除去を行い、その機能の維持を図る。

降灰袋は、市（資源循環推進班、奥富環境センター班、稻荷山環境センター班）が環境センター、市役所本庁舎、地区センター等で配布するほか、自治会を通じた配布等を行う。

降灰を収集する場合、集積所はごみ集積所と分け、事業所から排出された灰については、一時仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

市（資源循環推進班）は、一時的仮置場を設置する場合、最終的な受入れ先及び運搬者の選定も行う。

第4章 複合災害応急対策計画

【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故等が同時又は短期間に連続して発生する複合災害では、単一の災害時と比較して災害対応に対する支障が大きくなることを考慮し、被害を最小限にとどめる対策を講じる。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 情報の収集・伝達	危機管理班、市民班、各班
第2 交通規制	交通防犯班、狭山警察署、道路管理者
第3 道路の修復	道路維持班、道路管理者
第4 避難所の再配置	危機管理班

第1 情報の収集・伝達

市（各班）及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

その他の対応は「第1章 第5節 第2 災害情報の収集・伝達」に準ずる。

第2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水、崖崩れ、火災、建物倒壊に伴う道路閉塞等による交通障害が予想されるため、市（交通防犯班）、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震が発生した場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されるため、市（道路維持班）、道路管理者は、緊急輸送道路*等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害時には安全に使用できる避難所であっても、複合災害によって施設等に損傷

が生じ、使用に当たっての危険性が高まることが予想されるため、市（危機管理班）は、各避難所周辺の状況を継続的に情報収集し、危険が生じる兆候がある場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を検討する。

第5章 大規模事故応急対策計画

第1節 大規模事故応急活動体制

【方針】

○消防及び警察だけでは対処困難な大規模事故発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護するため、市や防災関係機関が連携して総合的な応急対策を行う体制を確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
大規模事故応急活動体制	危機管理班、各班

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察署、消防組合が連携して、救出、救急、消火等の活動を行う。

しかし、甚大な被害が発生した場合や住民等に影響が及ぶ場合には、市や防災関係機関の機能をもって総合的な応急対策を行う。

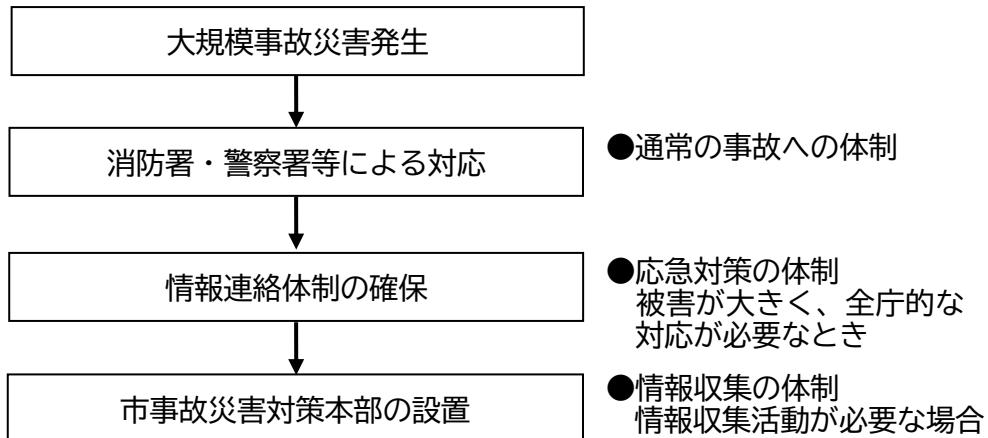
なお、本章に記載のない事項は「第1章 震災応急対策計画」に準ずる。

1 防災活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、市（危機管理班）は状況に応じて情報連絡体制を確保し、必要な要員を動員して情報収集・連絡を行う。

また、事故の状況により各班と連携した総合的な応急対策が必要な場合、市は事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は市本部に準ずる。



2 災害情報の収集・報告

市（危機管理班）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、原則として覚知後30分以内に消防庁へ報告する。

- ①消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- ②通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ③119番通報が殺到した場合

【消防庁への直接即報基準】

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500㎘以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地等におけるタンクローリーの火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ②放射性物質等（核燃料物質・放射性同位元素等をいう。）を輸送する車両における火災が発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出された等の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素・放射線の漏えいがあったもの
救急・救助事故即報		<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるも</p> <ul style="list-style-type: none"> ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

第2節 大規模火災対策

【方針】

○市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は消火や避難が困難となることから、現場の特性に応じた円滑な消防活動を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 消防活動	危機管理班、消防団、埼玉西部消防組合
第2 避難活動	危機管理班、広報班、契約検査班、自治文化班、市民班、環境班、福祉政策班、生活福祉班、障がい者福祉班、高齢者支援班、こども支援班、介護保険班、健康づくり支援班、保健センター班、現地災害対策本部、避難所運営会議、狭山警察署、施設管理者消防団、自主防災組織

第1 消防活動

1 消防による消防活動

消防組合は、次の消防活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて部隊を配置し、各現場の消火活動を行う。

2 消防団による消防活動

消防団は、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防組合と協力して行う。

(3) 救急救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連携の上、市民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防組合に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防組合と協力して行う。

3 応援要請

(1) 応援要請

消防組合は、自地域の消防力では対応が不十分と認める場合、知事に他の消防機関による応援要請を求める。

応援要請は原則、文書により行うこととするが、緊急の場合は通信により行い、後日文書を提出する。

また、被害が甚大で状況把握も困難である場合はその旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入れ

消防組合は応援隊の円滑な受入れを図るため、市（危機管理班）と連携して受入れ体制を整える。

第2 避難活動

市長（市本部長）は延焼の予想される地区に避難指示を発令し、住民の避難誘導及び避難所の開設を行う。

詳細は「第1章 第8節 第1 避難の実施 及び 第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

なお、通常の住宅火災による被災者の救済は福祉部（各班）が担当しているが、罹災者以外の避難者の収容等については「第1章 第8節 第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第3節 危険物等災害対策

【方針】

○危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏えい、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがあるため、危険物等の種類や特性を踏まえて、漏えい、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、施設職員や周辺住民等の安全を確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 危険物等災害応急対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第2 高圧ガス災害応急対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第3 火薬類災害対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第4 毒物・劇物災害対策	埼玉西部消防組合、施設管理者
第5 二次災害防止策	埼玉西部消防組合

第1 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防署、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者は、現場の消防、警察及び関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

- ①危険物の流出及び拡散の防止
- ②流出した危険物の除去、中和等
- ③災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあるため、作業を必ず中止し、必要に応じてガスを安全な場所に移す又は放出させ、市民の安全を確保するために退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに警察署又は消防署に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す
- 上記の対策を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する
- 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、その充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中及び地中に埋める

知事は災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害対策

火薬庫が火災、水害等により危険な状態に陥り、その後において二次的大災害を起こすおそれがある場合、火薬類取締法に基づき、施設管理者は、直ちに消防署又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに災害防止の緊急措置を講じる。施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者を除き、近づくことを禁止する
- 道路が危険であるか、搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講じる
- 搬出の余裕がない場合、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる

第4 毒物・劇物災害対策

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、施設管理者は直ちに保健所、警察署及び消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

届出を受けた者は、直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講じるものとする。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる
- 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資機材確保等活動体制を確立する

第5 二次災害防止策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

1 危険物施設等の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

2 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

3 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策

【方針】

- 放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所、他地域の原子力事業所での事故発生時には的確な応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 基本的な考え方	－
第2 活動体制	危機管理班、各班、埼玉西部消防組合、県、狭山警察署、原子力事業者、放射性物質取扱事業者
第3 応急措置	危機管理班、広報班、市民班、健康づくり支援班、水道施設班、狭山警察署、道路管理者、原子力事業者、消防機関、防災関係機関
第4 放射線量等の測定体制の整備	環境班、農業振興班、健康づくり支援班、保健センター班、水道施設班、下水道施設班

第1 基本的な考え方

1 趣旨

放射性物質等が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、応急対策を定める。

2 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。

また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設からおおむね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、埼玉県から80km強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が周辺地域に立地している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第2 活動体制

市域における放射性物質等事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中又は医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

放射性物質等の事故が発生した場合、関係機関は放射性物質等の特徴を踏まえ、専門家等と連携の上、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

1 事故時の連絡通報体制

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報

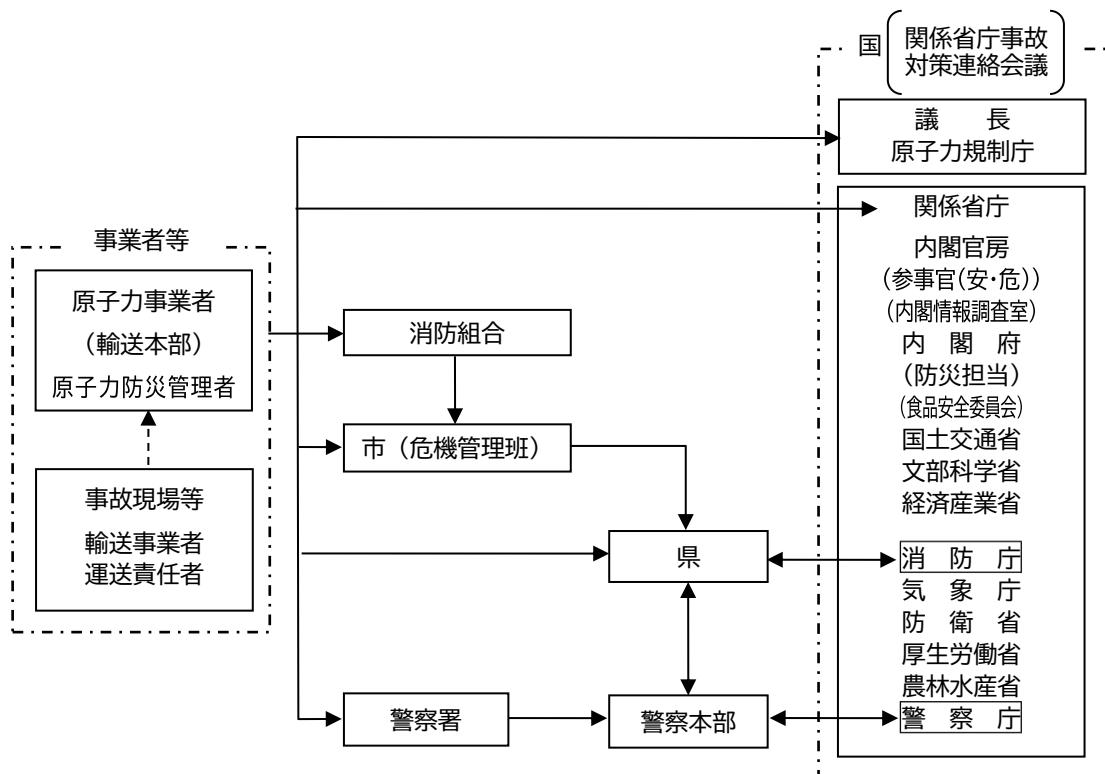
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）の輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに、最寄りの消防署及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁等に通報する。

【特定事象通報基準】

- ①特定事象発生の場所及び時刻
- ②特定事象の種類
- ③検出された放射線量、放射性物質等の状況及び放出状況
- ④気象状況（風向・風速等）
- ⑤周辺環境への影響
- ⑥輸送容器の状況
- ⑦被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧応急措置
- ⑨その他必要と認める事項

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市（危機管理班）は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を隨時連絡するものとする。

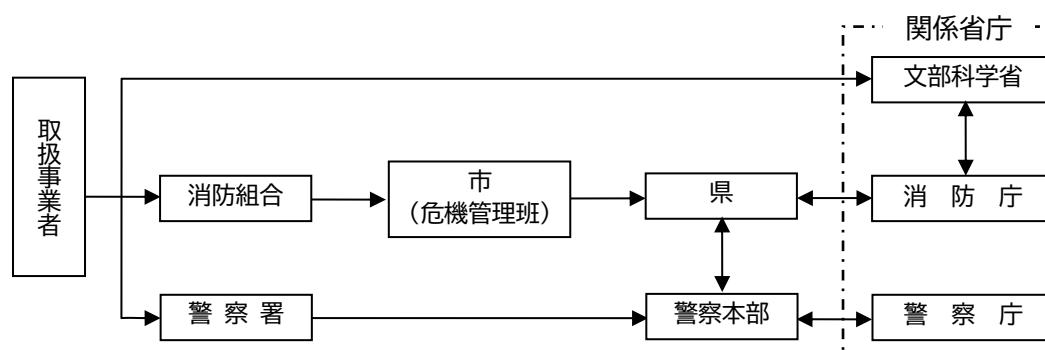


【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

（2）放射性物質取扱施設の事故情報

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに次の事項について、県、市（危機管理班）、警察署、消防署及び国の関係機関に通報する。

- ①事故発生の時刻
- ②事故発生の場所及び施設
- ③事故の状況
- ④気象状況（風向・風速）
- ⑤放射性物質の放出に関する情報
- ⑥予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦その他必要と認める事項



【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統】

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者及び核燃料物質等を輸送する者

原子力事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「原子力事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

原子力事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、原子力事業者等の講すべき措置は、以下のとおり。

- ①関係機関への通報・連絡
- ②異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③消火及び輸送物への延焼防止
- ④輸送物の移動
- ⑤立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内の立入を制限する）
- ⑥汚染の拡大防止及び除染
- ⑦放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。

(3) 消防

消防組合は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を市（危機管理班）に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域*の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

【警戒区域の設定に係る留意事項】

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

(4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等、事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 市

市（各班）は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制及び事故災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、機関相互の連携を図る。

(6) 応援要請

県は必要に応じて被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

第3 応急措置

1 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

2 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市（危機管理班）はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて各種対策の措置を講じる。

3 傷病者の緊急搬送

県は傷病者を放射性物質に関する知識を有する者による放射性物質の被ばく状況の確認及び二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

4 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、消防署が定めた警戒区域について直ちに一般車両の立入禁止の措置を講じるとともに、事故の規模等、必要に応じて、事故現場に通じる緊急交通路*を設定するなどの交通規制を行う。

5 退避・避難対策

(1) 退避・避難等の基本方針

市（危機管理班）及び県は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じるものとする。

【被ばくからの防護対策】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予想線量当量) (mSv)		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50	100～500	屋内退避※1
50 以上	500 以上	避難※2

※1 屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。窓等を閉め気密性に配慮する

※2 避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに、高齢者、障害者、外国人その他要配慮者に配慮する。

(2) 警戒区域の設定

市長は、原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、屋内退避及び避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定範囲は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は橢円形）半径 15m とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、対象区域の市民に屋内退避又は避難の措置を講じるよう指示する。

また、警察その他の関係機関に対して、市民の避難の支援を要請する。

6 市民への的確な情報伝達活動

市（危機管理班、広報班）及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

7 飲料水の供給体制の整備

市（水道施設班）は、放射線関係事故の発生により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第1章 第10節 第1 飲料水等の供給」に準じた飲料水の供給体制の整備に努める。

8 核燃料物資の除去等

原子力事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図り、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質等の除去・除染を行う。

9 飲料水・食料の摂取制限

市（危機管理班）及び県は、原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、警戒区域等における飲料水・食料の摂取制

限等を行う。

10 制限措置の解除

市（危機管理班）、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断されたとき又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、国及び専門家等の助言を踏まえ、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食料の摂取制限等の各種制限措置を解除する。

11 被害状況の調査等

（1）被災住民の登録

市（危機管理班、市民班）は、医療措置及び損害賠償の請求等に備えて、避難者も登録を行う。

（2）被害調査

市（危機管理班）は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査する。

- ①退避・避難等の措置
- ②立入禁止措置
- ③飲料水、飲食物の制限措置
- ④その他必要と認める事項

12 市民の健康調査等

市（健康づくり支援班）及び県は、医療機関と連携して、退避・避難した地区的市民の健康調査を実施する。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者については、二次汚染に十分注意した上で、専門医療機関への搬送等を行う。

第4 放射線量等の測定体制の整備

1 住民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市（健康づくり支援班、保健センター班）は、住民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、健康相談の窓口を開設する。

2 空間放射線量の測定体制の整備

市（環境班）は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で測定を実施し、市内における放射線量を把握する。

3 飲料水及び農畜産物の放射線物質測定体制の整備

市（農業振興班、水道施設班）は、飲料水及び農畜産物の安全性を確保するととも

に風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を図りながら、飲料水、農畜産物及び飼料等の放射線物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

4 浄水発生土の放射線物質測定体制の整備

市（水道施設班、下水道施設班）は、浄水発生土に含まれる放射線物質を測定することで、放射線濃度に応じた適切な管理を行う。

第5節 農林災害対策

【方針】

- 台風、集中豪雨、竜巻、降雪、降ひょう、降霜、干ばつ等により農作物等への大規模な被害が生じた場合、円滑な応急対策を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 活動体制	農業振興班
第2 補助金の交付	農業振興班

台風、集中豪雨、竜巻、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林関係災害に關し、その災害予防、災害時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置について、他の法令等によるものほか、この計画に定めるところによる。

第1 活動体制

1 情報収集体制

市（農業振興班）は熊谷地方気象台が発表する防災気象情報等を有効に活用するための体制を整備する。

2 活動体制

市（農業振興班）は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等の関係団体と協力し、被害を最小限に防ぐための応急対策の実施に努める。

（1）注意報及び警報の伝達

市（農業振興班）は、県から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農業協同組合等の関係団体との連絡を密に取り、関係農家に必要な措置を伝達する。

注意報及び警報の種類については「第2章 第5節 第1 特災害情報の収集・伝達」に準ずる。

（2）農作物・農業生産施設

市（農業振興班）は、被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に關わる必要な技術対策を速やかに検討し、その技術対策指導を行う。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請することができる。

（3）農地及び農業用施設

市（農業振興班）は、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

(4) 森林・林産物

市（農業振興班）は、林地については被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物の被害については損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

(5) 家畜・家禽

市（農業振興班）は、県とともに災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及び他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(6) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設等、上記（1）～（5）以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第2 補助金の交付

市（農業振興班）は、狭山市農業災害対策要綱に基づき、天災によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金（農業災害資金という）の交付を行う。

第6節 道路災害対策

【方針】

○橋りょうの落下、斜面や擁壁崩落等による道路構造物への大規模な被害が生じた場合
又は危険物等を積載する車両等の事故に対し、円滑な応急対策を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 活動体制	危機管理班、交通防犯班、道路維持班、道路管理者
第2 応急対策	危機管理班、広報班、交通防犯班、道路維持班、消防団、埼玉西部消防組合、道路管理者

第1 活動体制

1 災害情報の収集・連絡

市（危機管理班）は発災直後の通信手段を確保するとともに、人的被害状況等の被害情報を収集し、被害規模に関する概略的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

被害情報の収集・連絡

機関	収集・連絡
市	市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
県	県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。 また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を市、道路管理者、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡するものとする。
道路管理者	道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。
警察	警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

2 活動体制

市（危機管理班、交通防犯班）は、発災後、速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、危機対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第2 応急対策

1 消火活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、消防団と協力して迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援要請を行う。
道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力するものとする。

2 緊急輸送

市（危機管理班、交通防犯班）は、県とともに車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

3 危険物の流出対策

道路管理者及び消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、速やかに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4 応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

5 広報活動

市（危機管理班、広報班）は、道路等の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式SNS、メール、防災行政無線等による情報発信を行う。

第7節 鉄道事故災害対策

【方針】

○鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合、迅速に負傷者を救助し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 活動体制	危機管理班、西武鉄道（株）
第2 応急対策	危機管理班、広報班、環境班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、市医師会等、医療救護関係機関

第1 活動体制

西武鉄道（株）は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供する。

市（危機管理班）は、必要な活動体制を確保する。

第2 応急対策

1 情報収集

市（危機管理班）は、市内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が既に実施した措置及び今後の実施予定の措置について報告する。

2 避難誘導

（1）乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

鉄道事業者、警察署及び消防組合は、協力して列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

（2）災害現場周辺の市民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要に応じて避難指示を行う。

3 危険物の流出対策

消防組合は、鉄道事故により、危険物の流出が認められた場合、鉄道事業者等と協力して、直ちに除去活動及び避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4 消火・救出・救護活動

「第1章 第6節 医療救護等対策 第1 救急救助活動 及び 第2 医療救護活動」に準ずる。

5 広報活動

市（危機管理班、広報班）は、鉄道事故の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式SNS、メール、防災行政無線等による情報発信を行う。

第8節 航空機事故災害対策

【方針】

○市内で航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 活動体制	危機対策本部
第2 応急対策	危機管理班、広報班、環境班、障がい者福祉班、健康づくり支援班、保健センター班、消防団、埼玉西部消防組合、市医師会等、医療救護関係機関

第1 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。

また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。現場においては、警察官又は消防職員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

市（危機対策本部）は、必要な活動体制を確保する。

第2 応急対策

1 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

市（危機管理班）は、市内で航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が既に実施した措置及び今後の実施予定の措置について報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、こども等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防組合は協力して、乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 周辺住民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要に応じて避難指示を行う。

3 危険物の流出対策

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導等を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、消防署が定める警戒区域外に立入禁止区域を設定し、交通規制、避難誘導活動等、二次災害防止に向けた活動を行う。

4 消火・救出・救護活動

「第1章 第6節 医療救護等対策 第1 救急救助活動 及び 第2 医療救護活動」に準ずる。

5 広報活動

市（危機管理班、広報班）は、航空機事故の被害状況や復旧状況に関する情報を市公式ホームページ、市公式SNS、メール、防災行政無線等による情報発信を行う。

第6章 災害復興計画

【方針】

- 大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる。
- 復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等を整理しておくとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成する。
- 市及び関係機関が緊密な連携を図りながら、災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。併せて、高齢者、障害者、こどもをはじめとしたあらゆる市民が住みやすい共生社会の実現を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害復興本部の設置	企画課
第2 復興計画の策定	企画課
第3 災害復興事業の実施	企画課、都市計画課、建築審査課

第1 災害復興本部の設置

市（企画課）は、被災状況を踏まえ、災害復興の必要性を確認した場合、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

第2 復興計画の策定**1 災害復興方針の策定**

市（企画課）は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民の代表者及び行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

方針決定後は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 復興計画の策定

市（企画課）は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、国の復興基本方針等に即した復興計画とし、復興整備事業の特別措置を受けること等を検討する。

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市（都市計画課、建築審査課）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市（都市計画課）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 復興事業の推進

市（企画課）は、災害復興に関する部や関係機関の職員で構成する災害復興推進会議を設置し、当該会議を中心に災害復興事業を推進する。

(2) 特定大規模災害*時の対応

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となり、県と共同して國の基本方針に即した復興計画を策定した場合は、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。